

第二期石狩市こどもビジョン
(案)

目次

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1. 計画策定の趣旨（目的） | 1 |
| 2. 計画の期間 | 1 |
| 3. 計画の位置付け | 2 |
| 4. 計画の基本理念 | 3 |
| 第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況 | 5 |
| 1. 国の動向 | 5 |
| 2. 石狩市の子ども・若者、子育てを取り巻く現状 | 6 |
| 第3章 石狩市子どもビジョン（令和2年度～令和6年度）の実績 | 35 |
| 1. 計画全体の成果指標の実績 | 35 |
| 2. 基本目標の実績 | 37 |
| 第4章 施策体系 | 41 |
| 1. 施策体系 | 41 |
| 第5章 施策の展開 | 43 |
| 1. 重点施策方針 | 43 |
| 2. 各施策における今後の方向性 | 47 |
| 第6章 量の見込みと確保方策 | 85 |
| 1. 教育・保育提供区域などの設定 | 85 |
| 2. こどもの人口の見通し | 86 |
| 3. 教育・保育給付対象事業 | 87 |
| 4. 地域子ども・子育て支援事業 | 90 |
| 5. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 | 102 |
| 6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 | 102 |
| 7. 放課後児童対策 | 102 |
| 第7章 計画の推進に向けて | 107 |
| 1. 推進体制・連携 | 107 |
| 2. 進行管理 | 107 |
| 資料編 | 110 |
| 1. 石狩市こどもの権利条例 | 110 |
| 2. 令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査結果 | 114 |

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨（目的）

本市のこども・子育て施策は、こどもの最善の利益の保障を目指し、子育て・子育てを地域全体で見守り支え合うことのできる地域づくりを理念として進めてきました。

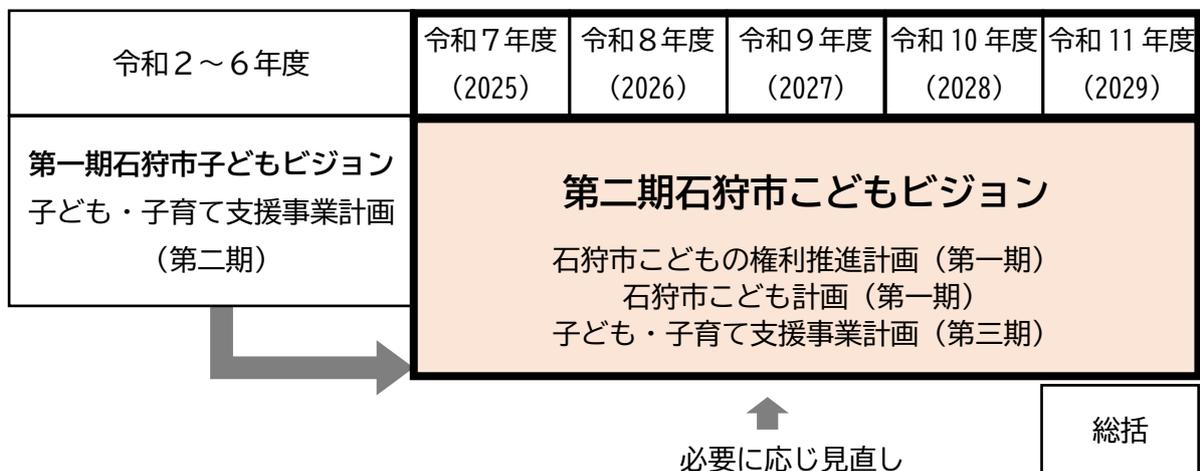
これまでの基本的な流れを継承し、目指す地域づくりを実現していくためには、市民の参加と協働によるまちづくりを推進していくことが欠かせません。そして、施策の成果をより実りのあるものとするため、保護者、地域、事業者及び市が共通認識に立ってこども・子育て支援に取り組むことが重要であり、そのためには施策の総合的な展開の基本となる行政計画の策定が必要です。

本計画は、市のこども施策に関する基本計画として策定し、国の施策に呼応した法定計画としての役割を担うとともに、こどものウェルビーイングの向上を図り、地域全体が取り組むための基本的な考えや目指す方向性を示し、その理念を実現するための各施策の推進計画として策定するものです。

※ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。

2. 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。ただし、「子どものための教育・保育給付」の事業量が当初の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。

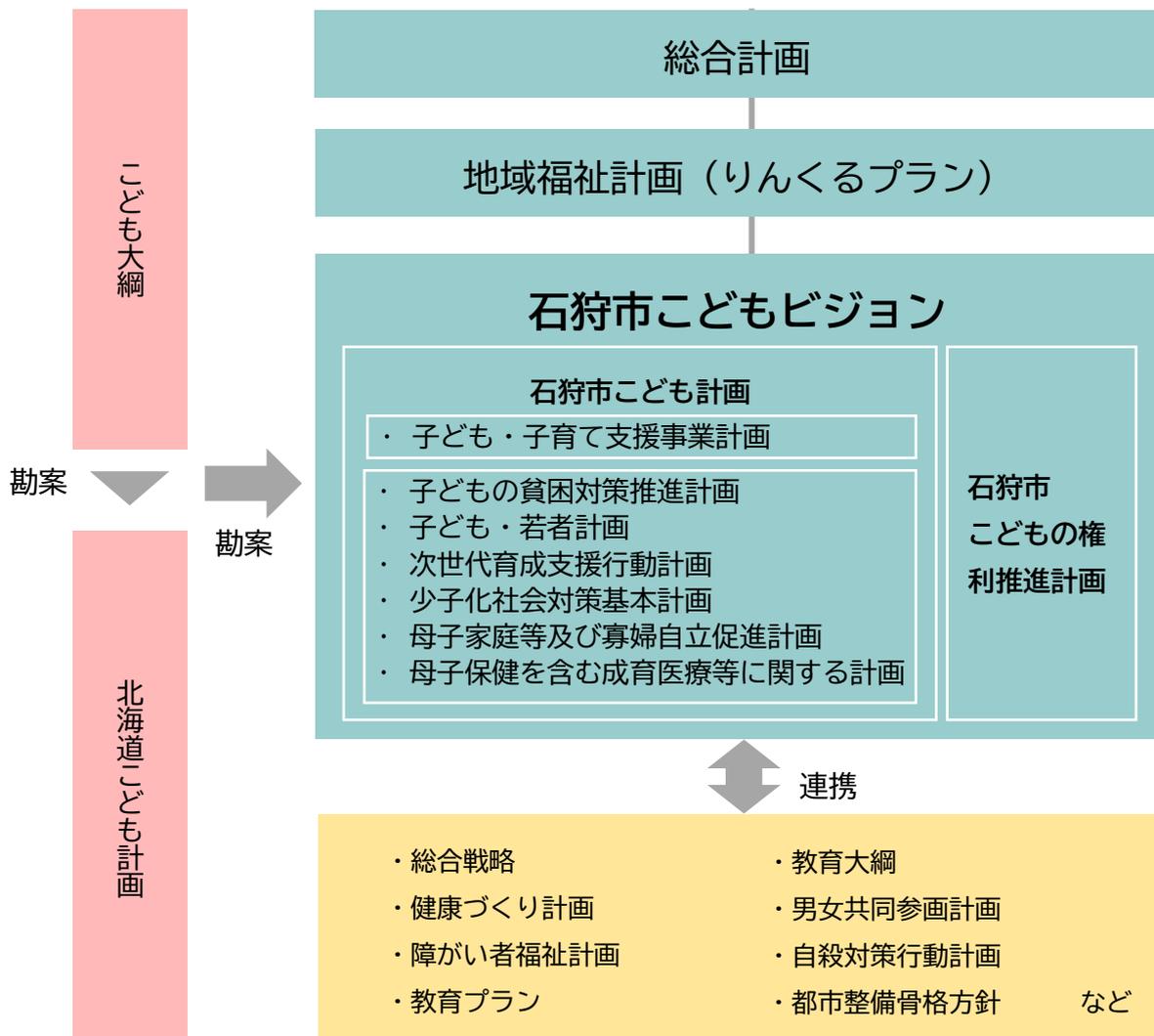


3. 計画の位置付け

本計画は、本市のこども施策に関する基本計画として、こども・子育て施策を包括的に網羅し、総合的に推進するために策定します。

また、この計画は「こども大綱」、「北海道こども計画」を勘案して策定し、こども基本法に基づく「市町村こども計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、少子化社会対策基本法に基づく「少子化社会対策基本計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」、成育基本法に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」、石狩市こどもの権利条例に基づく「石狩市こどもの権利推進計画」を内包します。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた取組の視点も取り入れながら、この計画の上位計画である石狩市総合計画や石狩市地域福祉計画（りんくるプラン）はもとより、石狩市健康づくり計画、石狩市障がい者福祉計画、石狩市教育プランなど、他の個別計画等と連携し、考え方や施策を反映します。



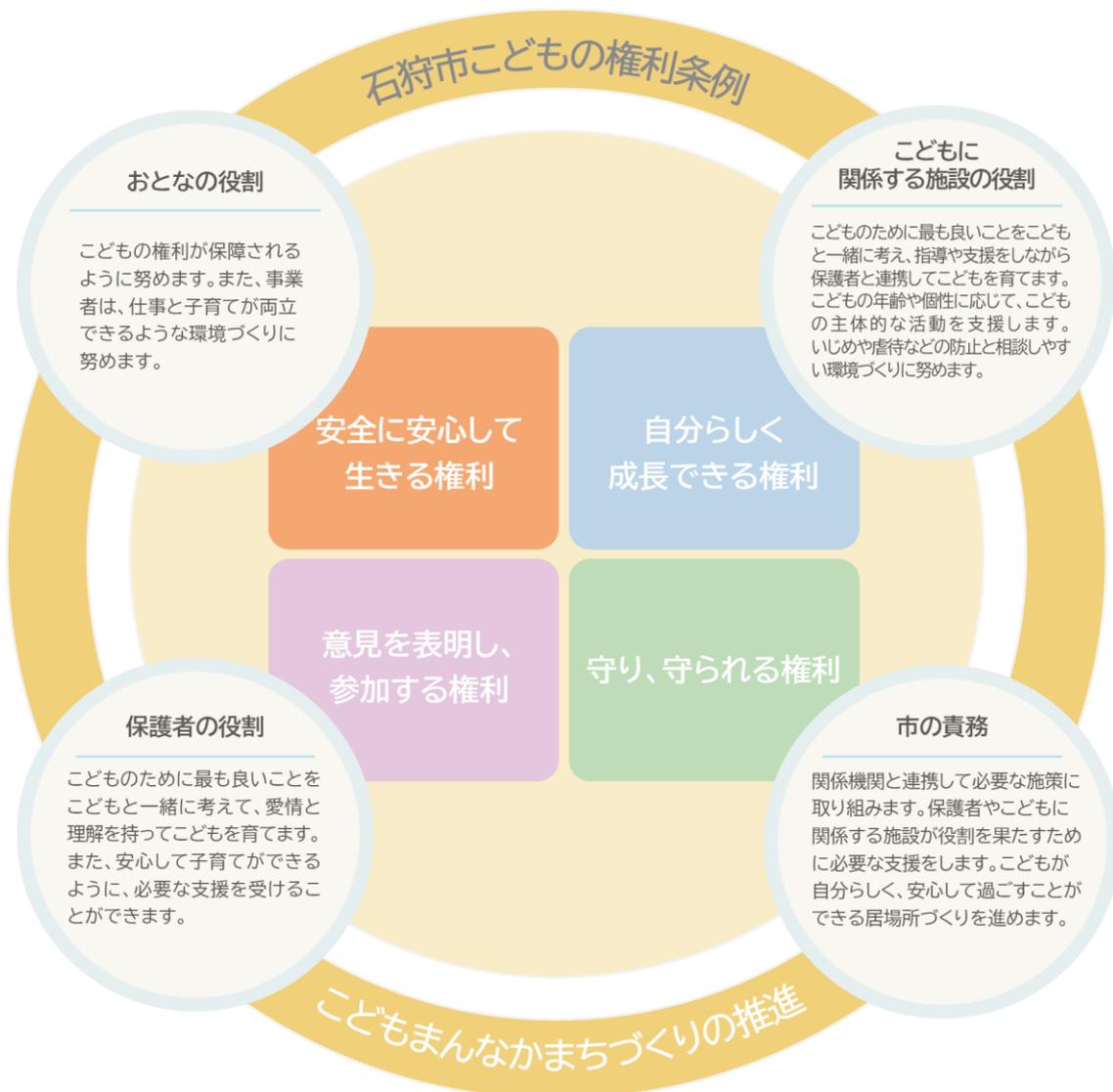
4. 計画の基本理念

石狩市では、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）、日本国憲法及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、こどもたちが安心して自分らしくすこやかに成長していくため、こどもにとって大切な権利が将来にわたって保障され、総合的に施策を推進していくことを目的に令和6年12月18日に「石狩市こどもの権利条例」（以下、条例という。）を制定しました。

条例は、「こどもにとって大切な権利」、「こどもの権利を保障するための役割」、「こどもの意見表明と参加」、「こどもの権利の侵害に関する相談と救済」などを明記しており、市役所、市民やこどもに関係する施設などが、こども施策を将来に亘って進めていくための共通した基盤となります。

これを踏まえて、本計画における基本理念とし、次のように定めます。

こどもの権利を守り、 こどもまんなかまちづくりを推進するまち



・こども基本法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

SDGs

持続可能な開発目標

（Sustainable Development Goals: SDGs）」は、すべての国が取り組むべき17の目標と169のターゲットが定められた国際目標です。2015年9月に国連総会で採択され、2016年から2030年までの間、世界中の国がこの目標の達成に向けて取り組むこととなります。



第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

1. 国の動向

(1) 国の動向

令和5年4月に施行された「こども基本法」は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に基づき、次世代を担う全てのこどもが健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会を目指すために制定されました。この法律は、こどもたちが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健康に成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、それらの権利が守られることを前提に、6つの基本理念に基づいて総合的にこども施策を推進することを目的としています。

また、こどもの成長に対する支援等を主な目的とする施策に加え、教育、雇用、医療など幅広い施策に対し、こどもや子育て当事者の意見を国や地方公共団体が幅広く聴取し、反映させることが規定されています。さらに、総合的かつ一体的な支援を提供するための体制整備や、医療・保健・福祉・教育・療育等の関係者や民間団体との連携強化も盛り込まれています。

令和5年12月には「こども基本法」に基づき、こども施策の基本的な方針や重要事項を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。この大綱は、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいて個別に作成されていた3つの大綱を一つに束ね、こども施策の一貫性と効果を高めるために策定されました。

若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指し「こども未来戦略」も策定されました。この戦略は、「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」という3つの基本理念に基づいており、3年間の集中取組期間において実施すべき「加速化プラン」が示されています。

さらに、令和6年には、「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するための改正が行われ、児童手当の抜本的拡充、妊婦等包括相談支援事業及び出生後休業支援給付が創設されました。

今後も、国の動向を注視しながら、こども施策・子育て支援策の充実を図っていくことが求められています。

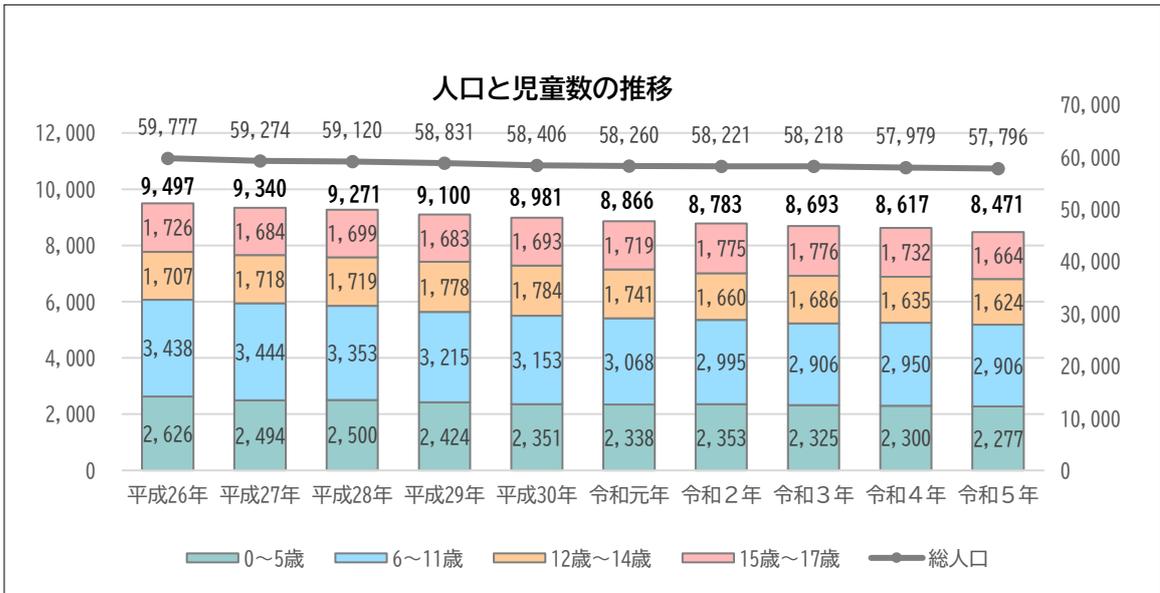
2. 石狩市の子ども・若者、子育てを取り巻く現状

(1) 人口・世帯の状況

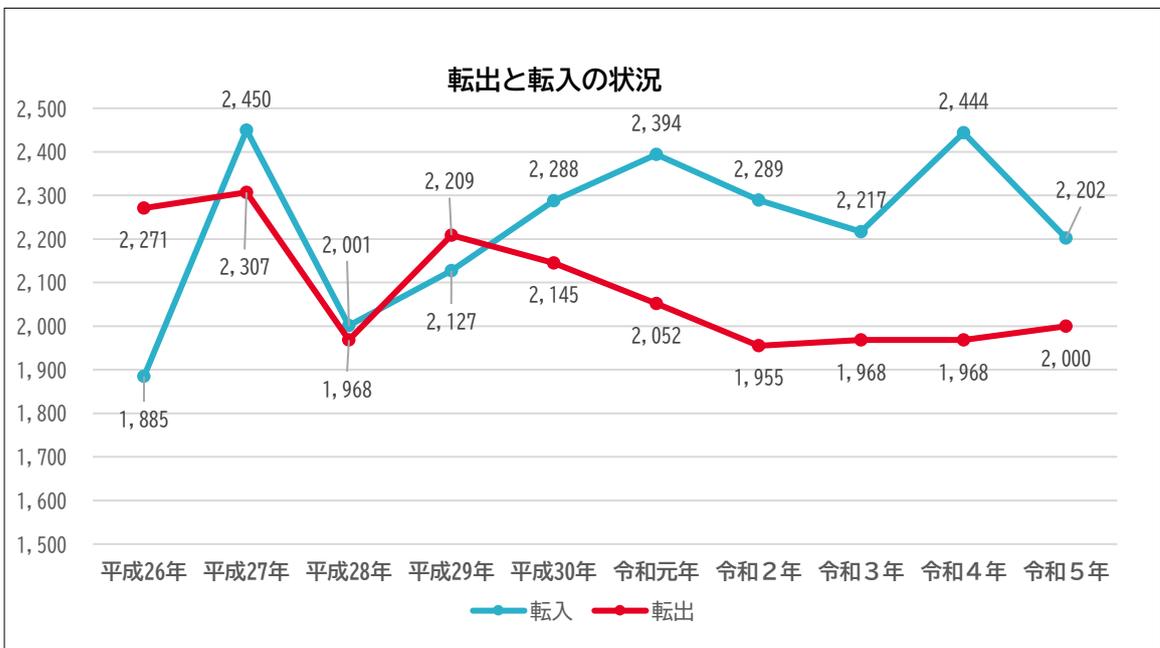
1) 人口と児童数の推移

石狩市の人口の総数は令和5年時点で57,796人、平成26年時点の59,777人と比較して、1,981人減少しています。

児童数の0歳から17歳まで合計は令和5年時点で8,471人、平成26年時点の9,497人と比較して、1,026人減少しています。



※石狩市人口構造表及び世帯数集計表より（各年4月1日時点）

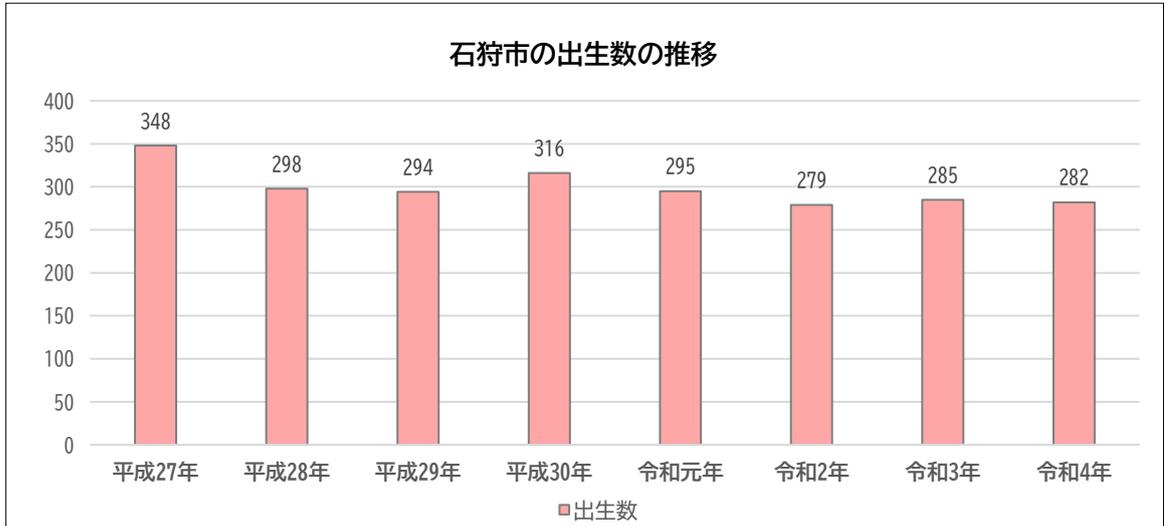


※異動事由別人口動態より

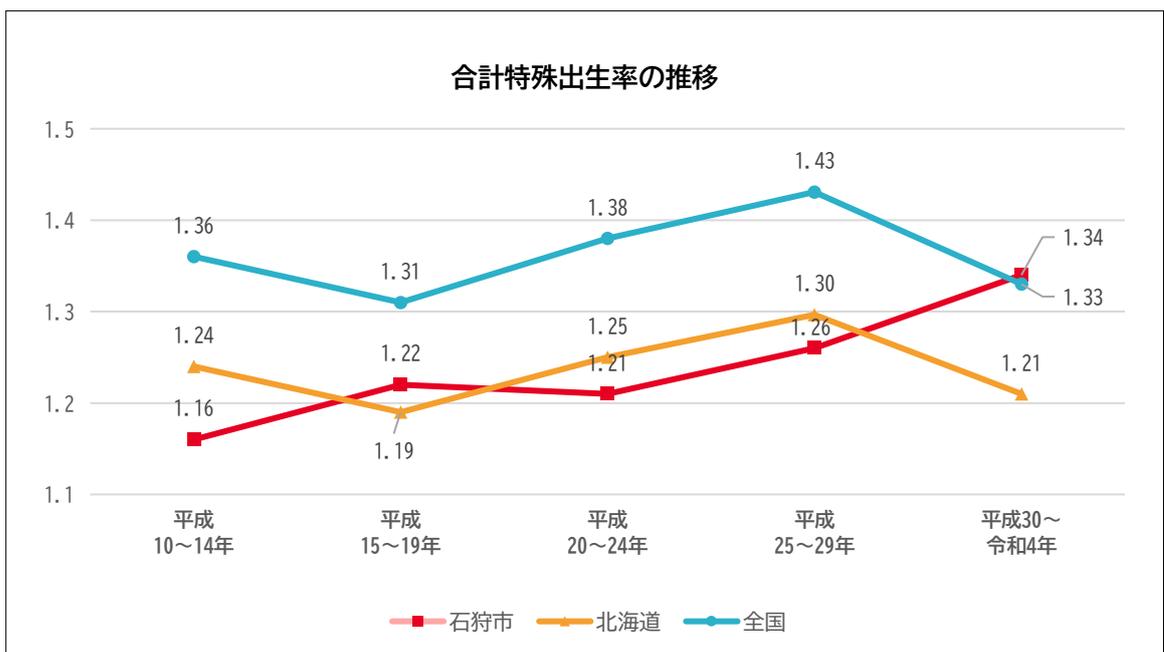
2) 出生数・出生率の推移

本市における年間の出生数は令和4年では282人となっています。平成27年と比較すると66人減少しています。ここ数年は280人台の出生数で推移しています。

出生数は減少傾向にあるものの、石狩市における合計特殊出生率は令和4年時点では1.34となり、全国の1.33、北海道の1.21と比較して高くなっています。



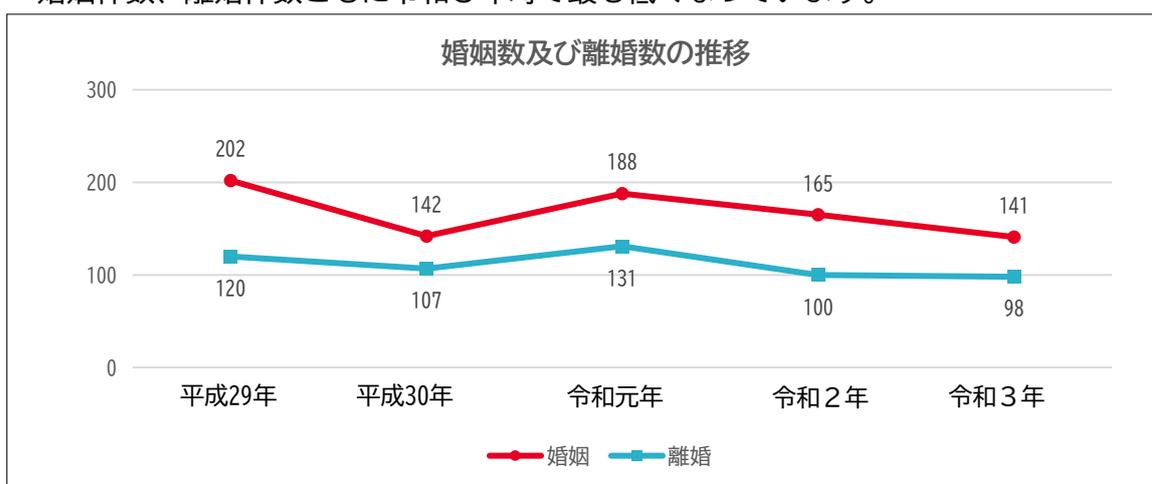
※人口動態調査 人口動態統計 確定数 保管統計表 都道府県編より



※人口動態保健所・市区町村別統計より

3) 婚姻及び離婚の動向

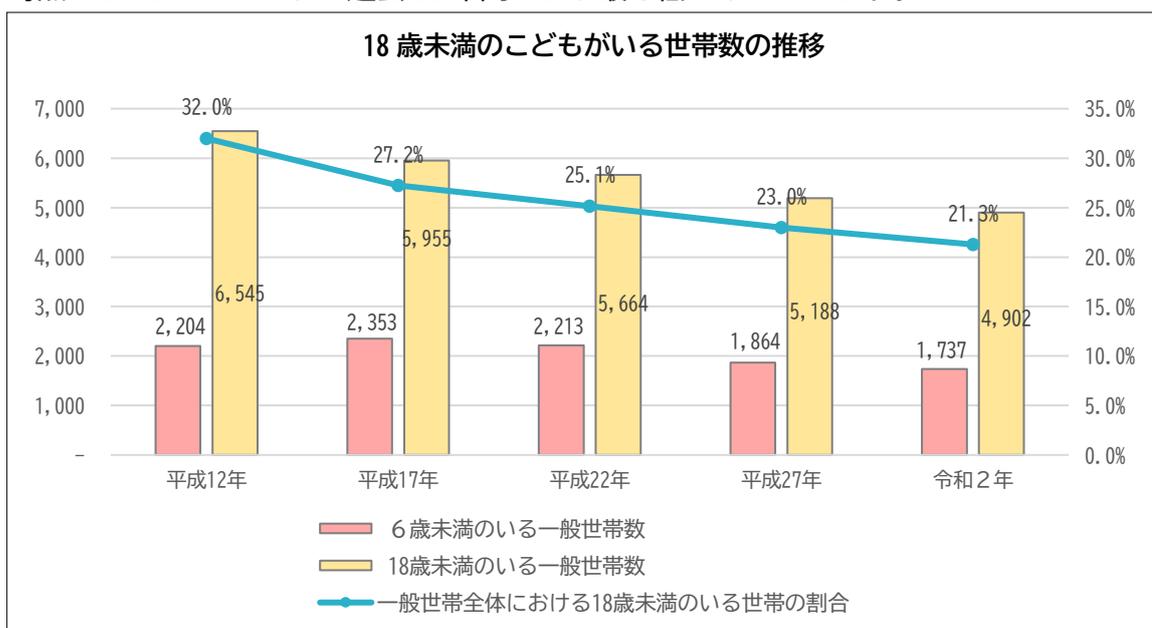
婚姻件数、離婚件数ともに令和3年時で最も低くなっています。



※統計でみる市町村のすがた、北海道保健統計年報より

4) 18歳未満の子どもがいる世帯数の推移

本市において、一般世帯における18歳未満の子どもがいる世帯の割合は、令和2年時点で21.3パーセントと過去20年間のうち最も低くなっています。



※国勢調査より

※一般世帯：学校の寮・寄宿舎の学生・生徒，病院・診療所などの入院者，社会施設の入所者，自衛隊の営舎内・艦船内の居住者，矯正施設の入所者などから成る世帯を除いた世帯

(2) 「子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査」結果から見える石狩市のこどもを取り巻く現状

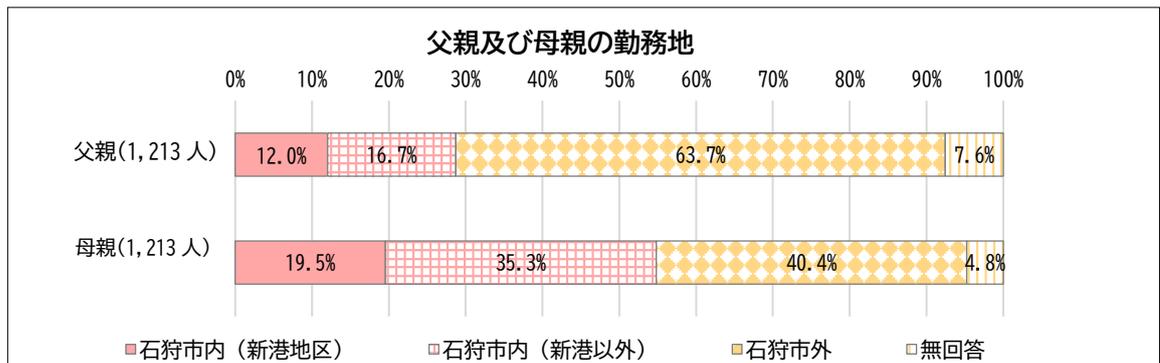
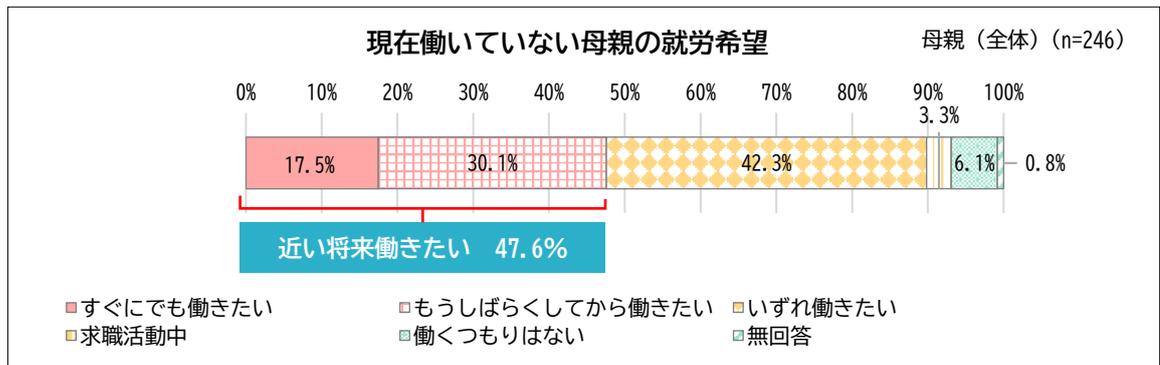
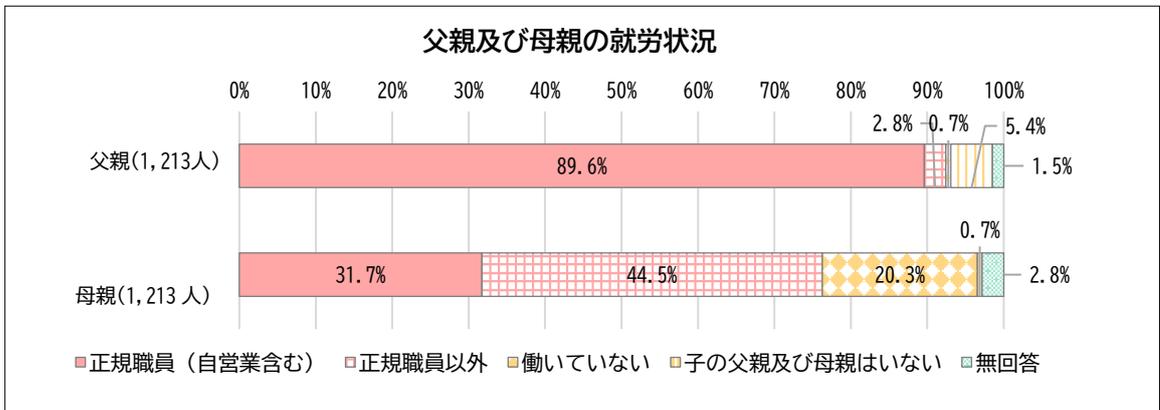
※「子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査」の概要は114ページ参照
 ※一部グラフは小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない場合があります

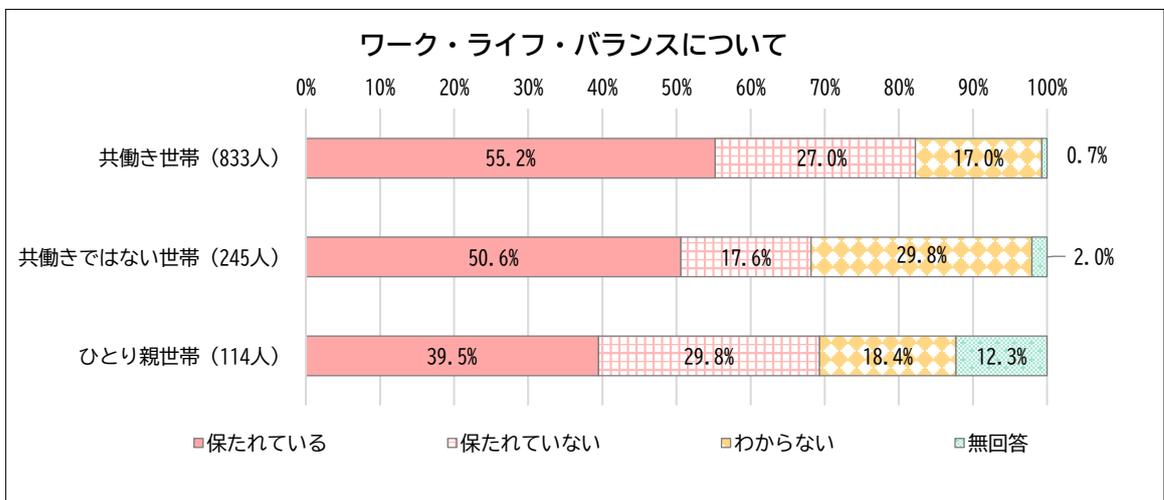
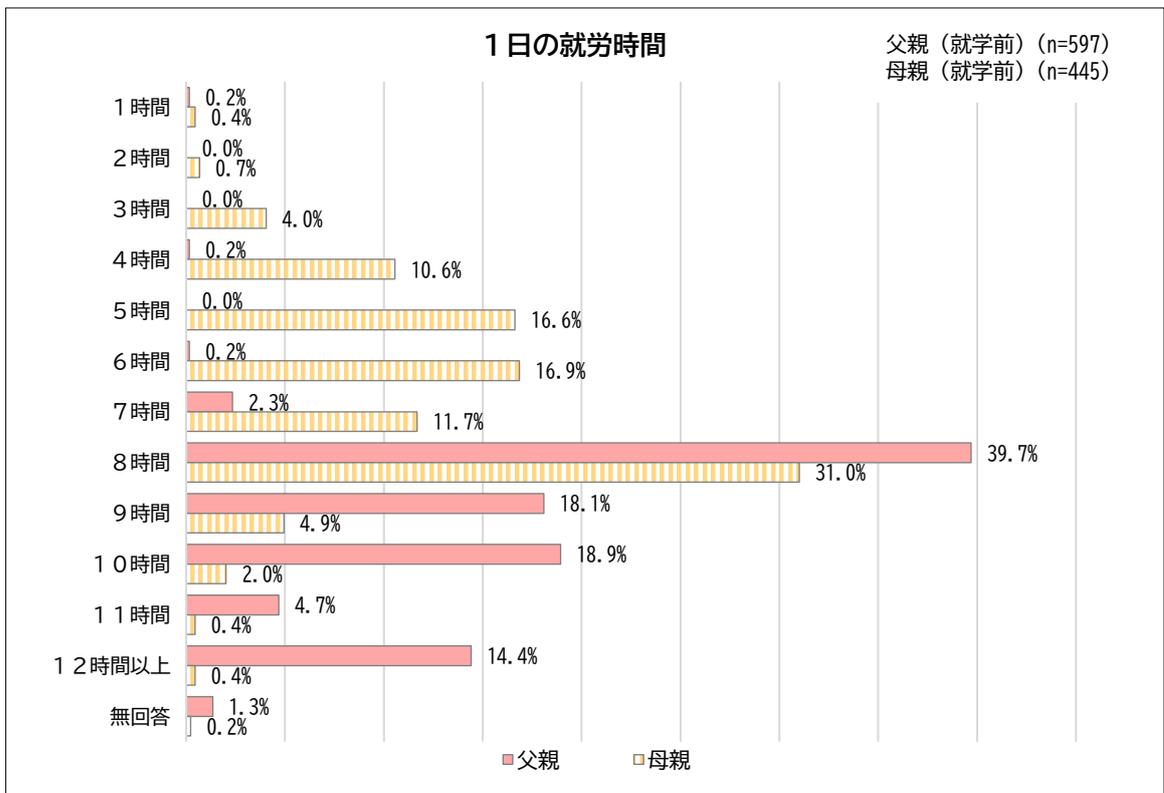
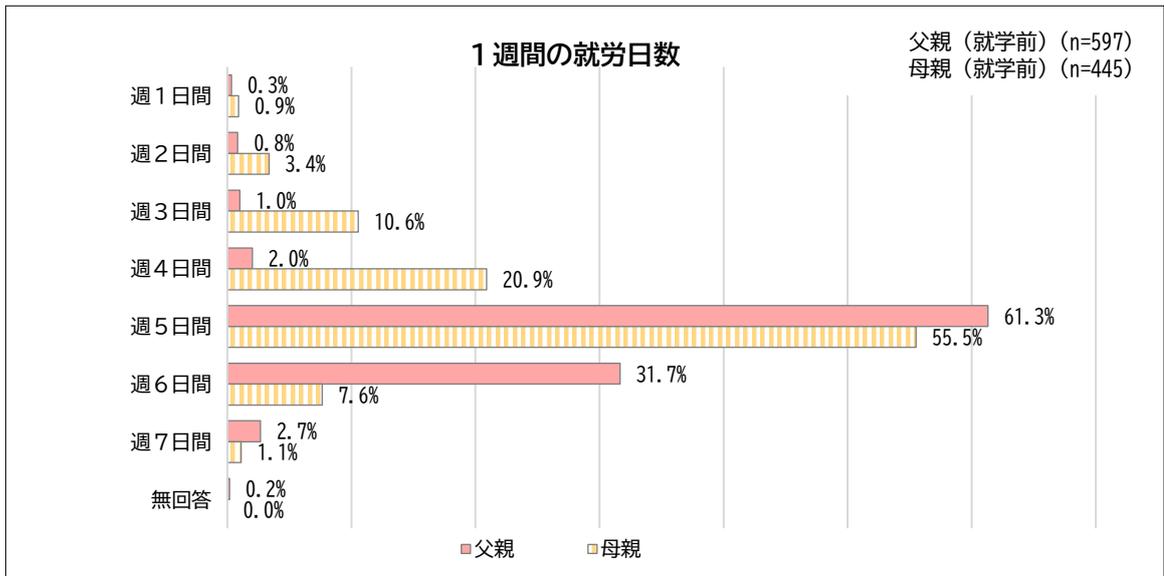
1) 就労状況について

就学児童世帯の約7割は共働き世帯となっています。

また、現在働いていない母親は20.3パーセントおり、そのうち、近い将来、就労を希望している母親は47.6パーセントいるとみられます。父母の勤務地については、父親は63.7パーセントが市外、28.7パーセントが市内で働いています。母親は、40.4パーセントが市外、54.8パーセントが市内で働いています。

ワーク・ライフ・バランスについてみると、共働き世帯、共働きではない世帯でワーク・ライフ・バランスが「保たれている」割合は5割を超え、ひとり親世帯においては「保たれている」と回答した割合は4割を下回りました。





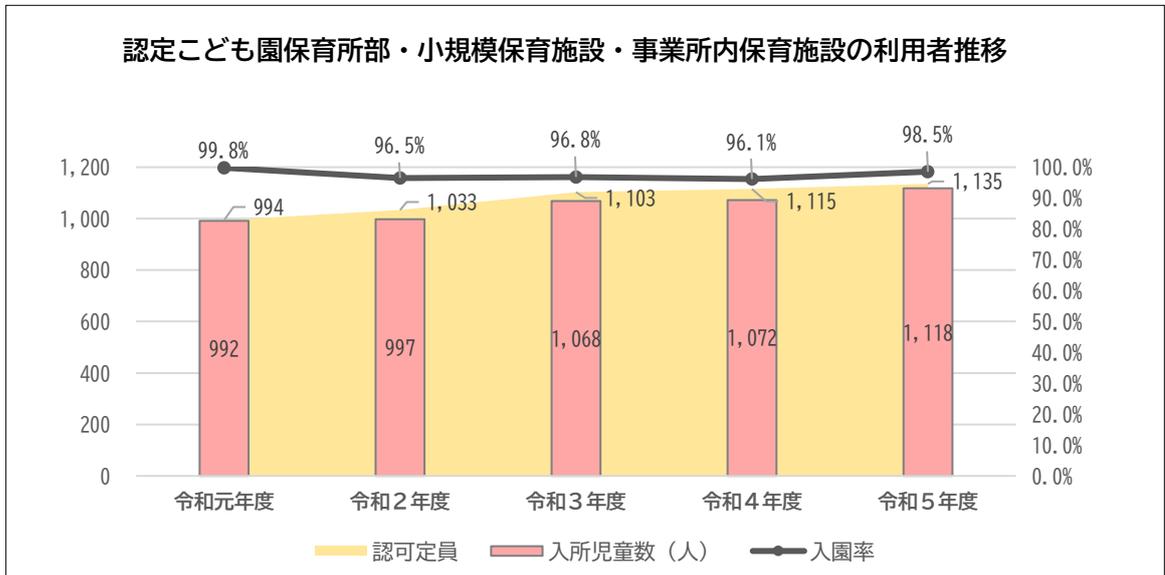
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

2) 保育のニーズについて

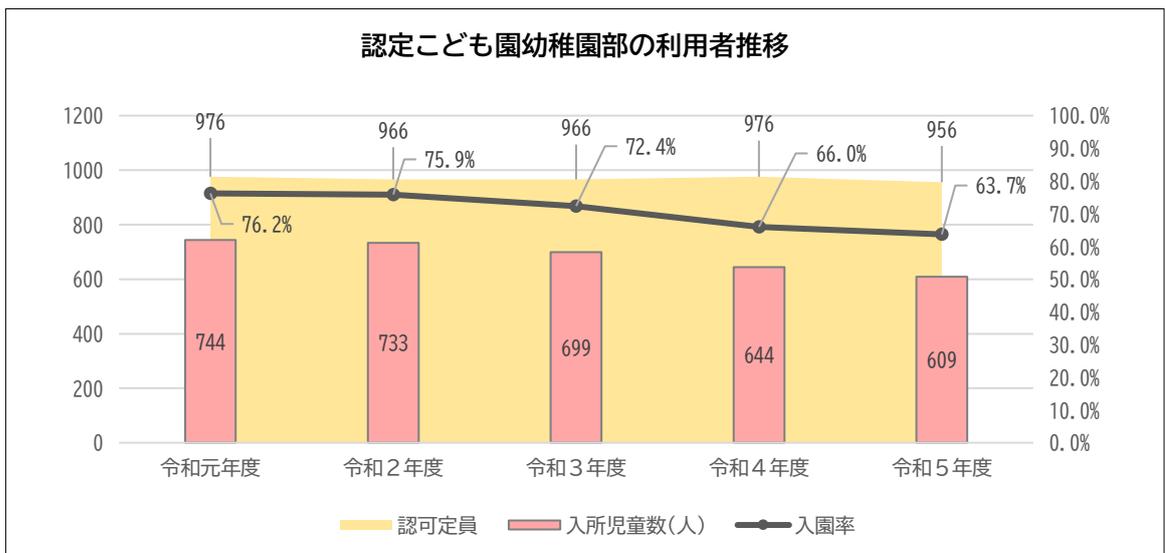
出生数を基にした推計では、こどもの数は将来的に減少していくと見込んでいます。一方、保育ニーズは拡大傾向にあり、子ども・子育て支援事業計画スタート時の保育利用者数と比較し約 1.2 倍（H27.10.1：882 人、H30.10.1：975 人、R5.10.1:1,118 人）となっています。

教育・保育施設の利用状況は、「令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査」の結果によると、「利用している」が約8割、「利用していない」が約2割でした。また、「利用していない」と回答した人のうち、「有償・無償に関わらず利用したい」と考えている人は約8割となっています。

現在働いておらず今後就労を希望している母親の割合は増加しており、同時に保育施設の利用者も増加傾向にあることから、保護者のニーズに合わせた教育・保育の量の確保が必要です。



※子ども・子育て支援事業計画進捗状況等調査より



※子ども・子育て支援事業計画進捗状況等調査より

3) 子ども誰でも通園制度について

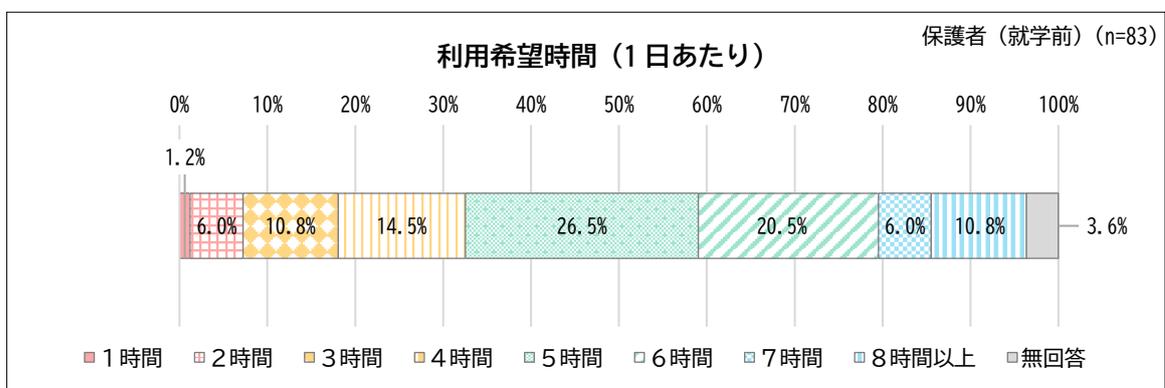
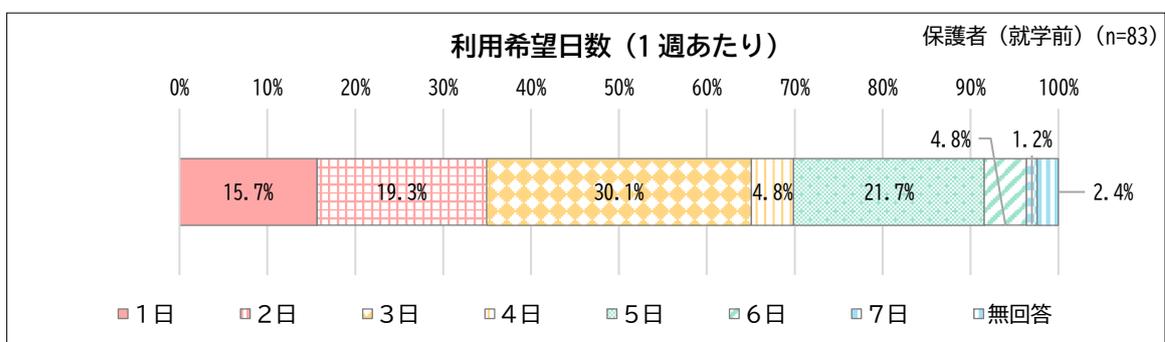
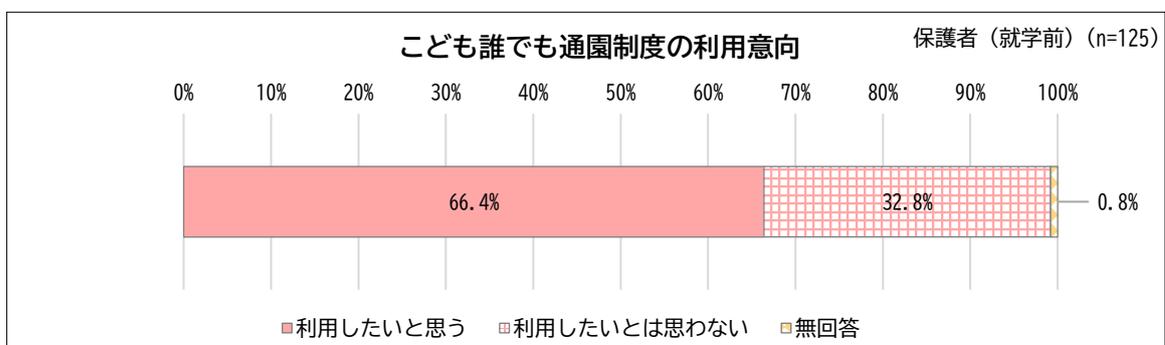
子ども誰でも通園制度の利用意向が6割を超え、希望する割合が高くなっています。また、利用を希望する理由は年齢の近い子ども同士の交流や、自分の時間の確保が多くなっています。今回のニーズを参考にしながら国の制度に沿ってサービス提供を検討していきます。

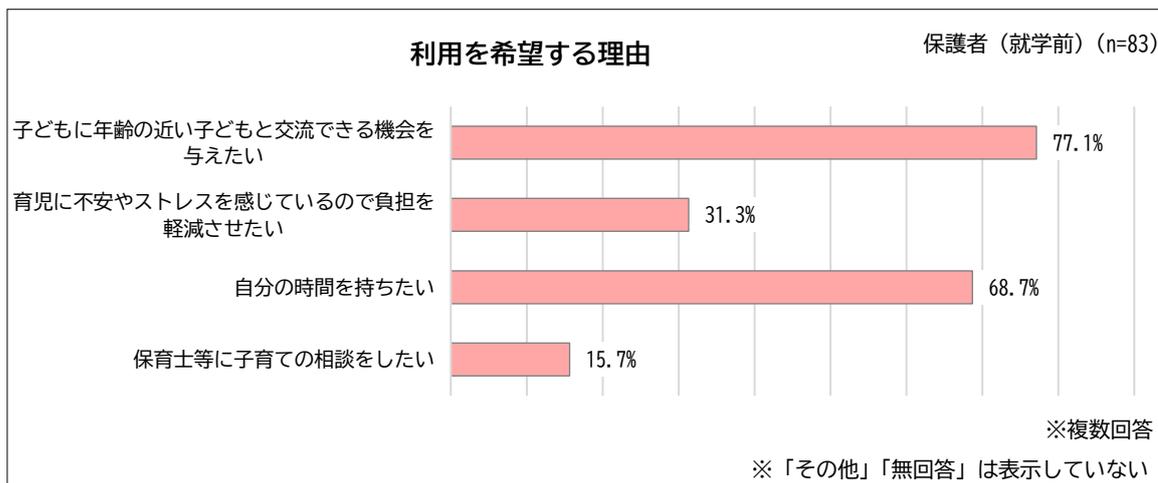
※アンケートは下記の情報を前提に回答をいただいています。実際の制度とは異なる場合があります。

《子ども誰でも通園制度》

満3歳未満の未就園児を対象に、親が働いていなくても子どもを月一定時間の範囲内で保育所等に預けることができる制度。

- ・利用対象：0歳6か月 から 2歳まで
- ・利用時間：月の利用時間の上限あり





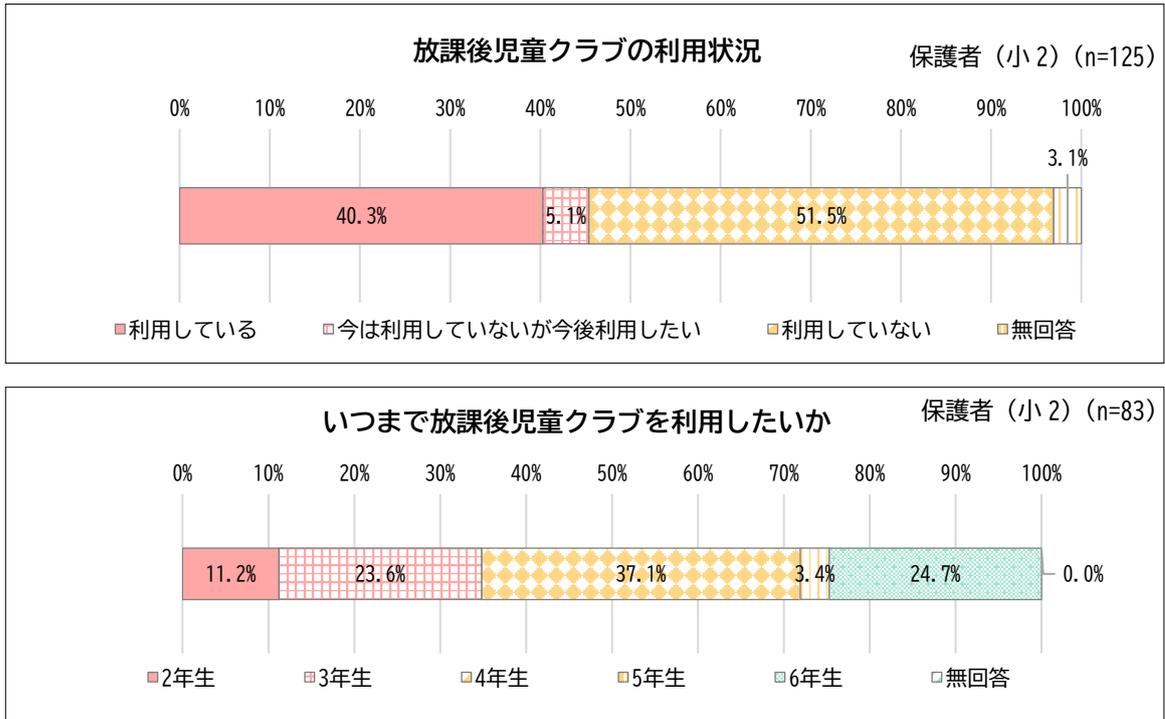
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

4) 放課後児童クラブの利用希望について

小学2年生の保護者で放課後児童クラブの利用状況は、「利用している」が40.3パーセントで、今後の意向も含めるとおよそ半数に利用意向があると考えられます。

また、何年生まで利用したいと考えているかについては、「4年生」までが最も多く、次いで「6年生」となっていることから、高学年まで放課後児童クラブを利用させたいと考える保護者が増えていることがうかがわれます。

放課後児童クラブの利用意向が増加していることから、放課後児童クラブの量の確保が求められています。



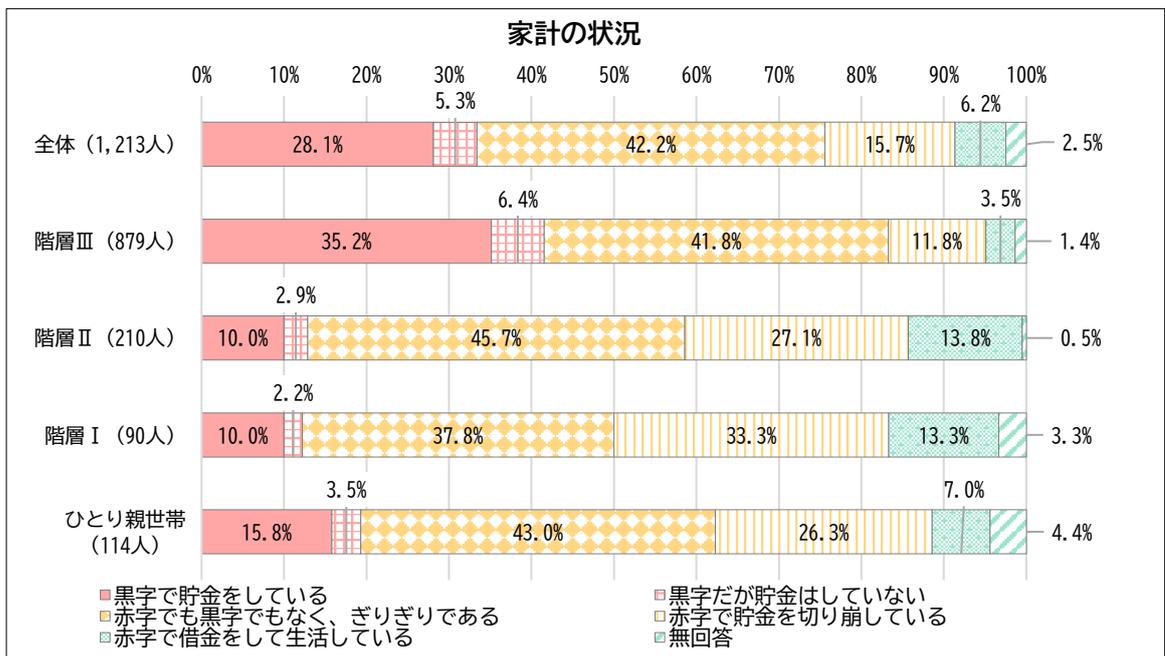
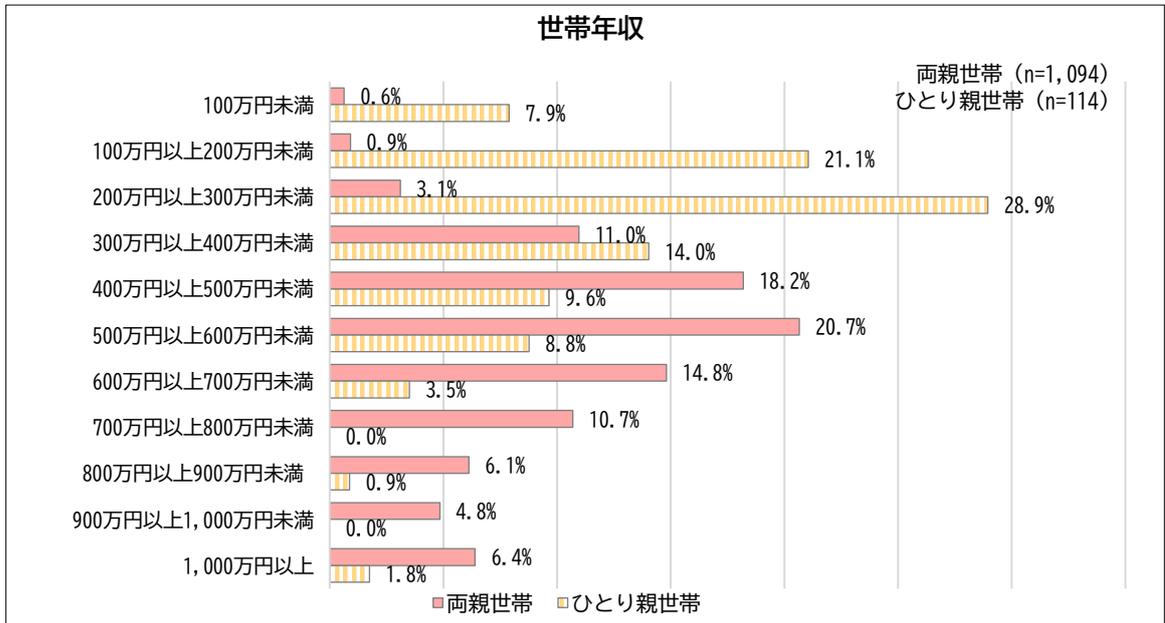
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

5) 生活状況について

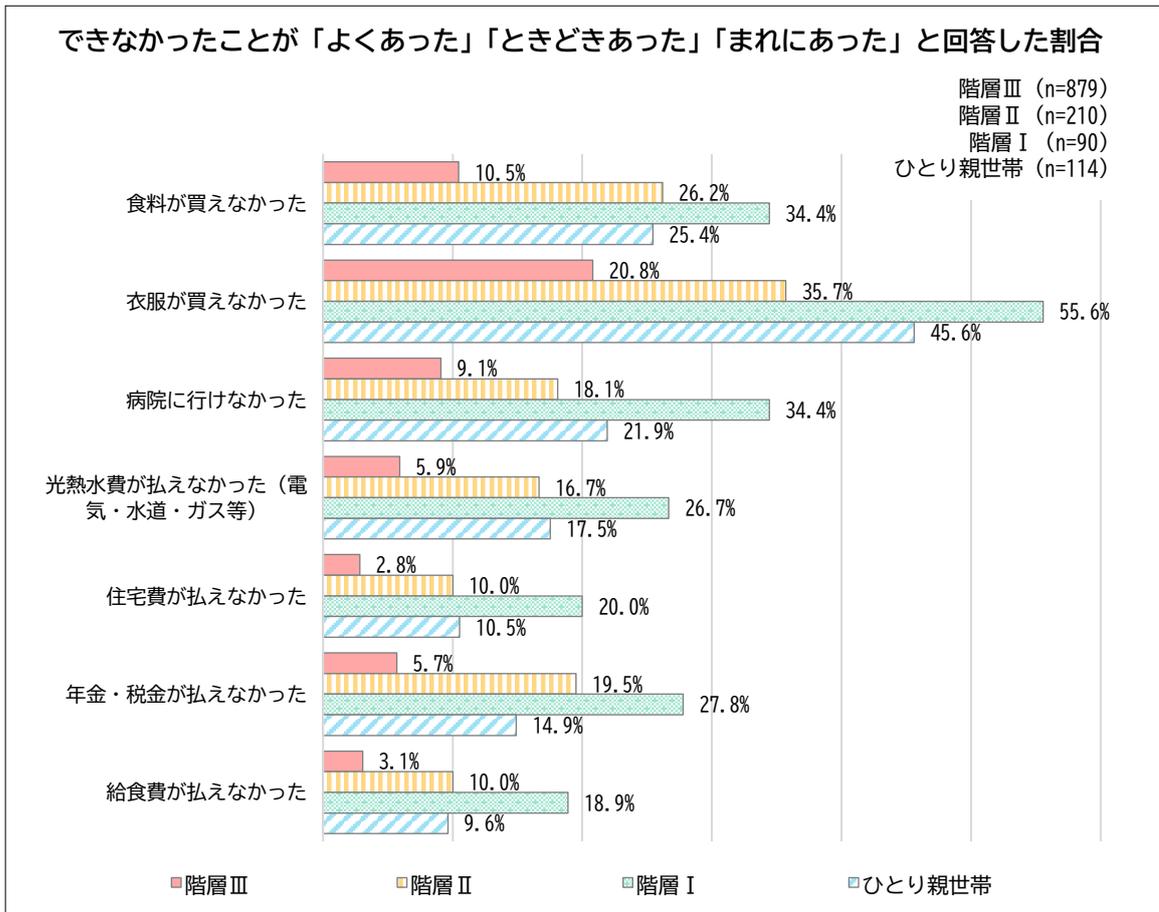
「令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査」の結果によると、子育て世帯の年収については、「500万円以上600万円未満」が最も多くなっています。ひとり親世帯では、年収は「200万円以上300万円未満」が28.9パーセントを占め、「200万円未満」でも29.0パーセントを占めています。

子育て世帯全体の家計の状況については、「赤字でもなく黒字でもなくぎりぎり」と回答した世帯が42.2パーセントで、「赤字で貯金を切り崩している」、「借金をして生活している」と回答した世帯は、全体の21.9パーセントを占めています。また、日常生活で「衣服が買えなかった」、「病院に行けなかった」と回答した割合は、ひとり親世帯や両親世帯の中でも収入の少ない世帯において高い傾向にあり、厳しい生活環境にあることがうかがわれます。

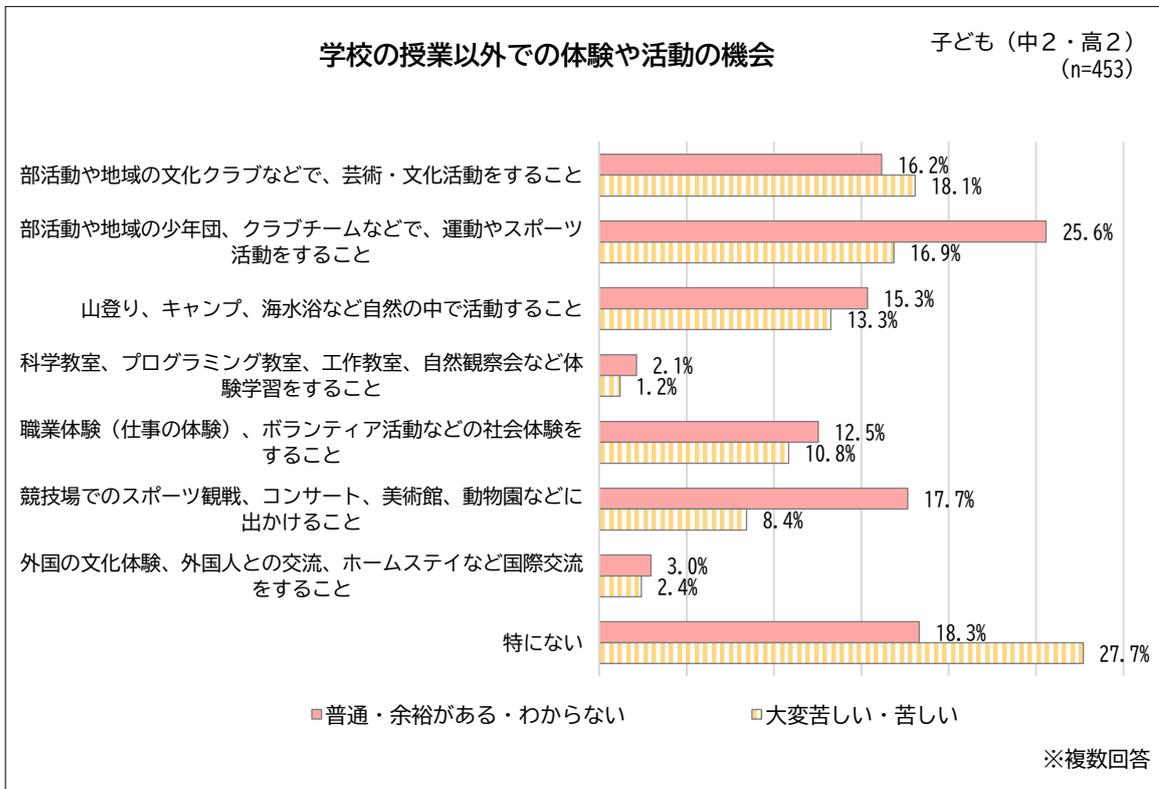
また、こどもの進学や習い事など様々な機会が、経済状況や養育環境によって抑制されることのないよう、多面的な対策が求められます。



※階層の詳細は115ページを参照



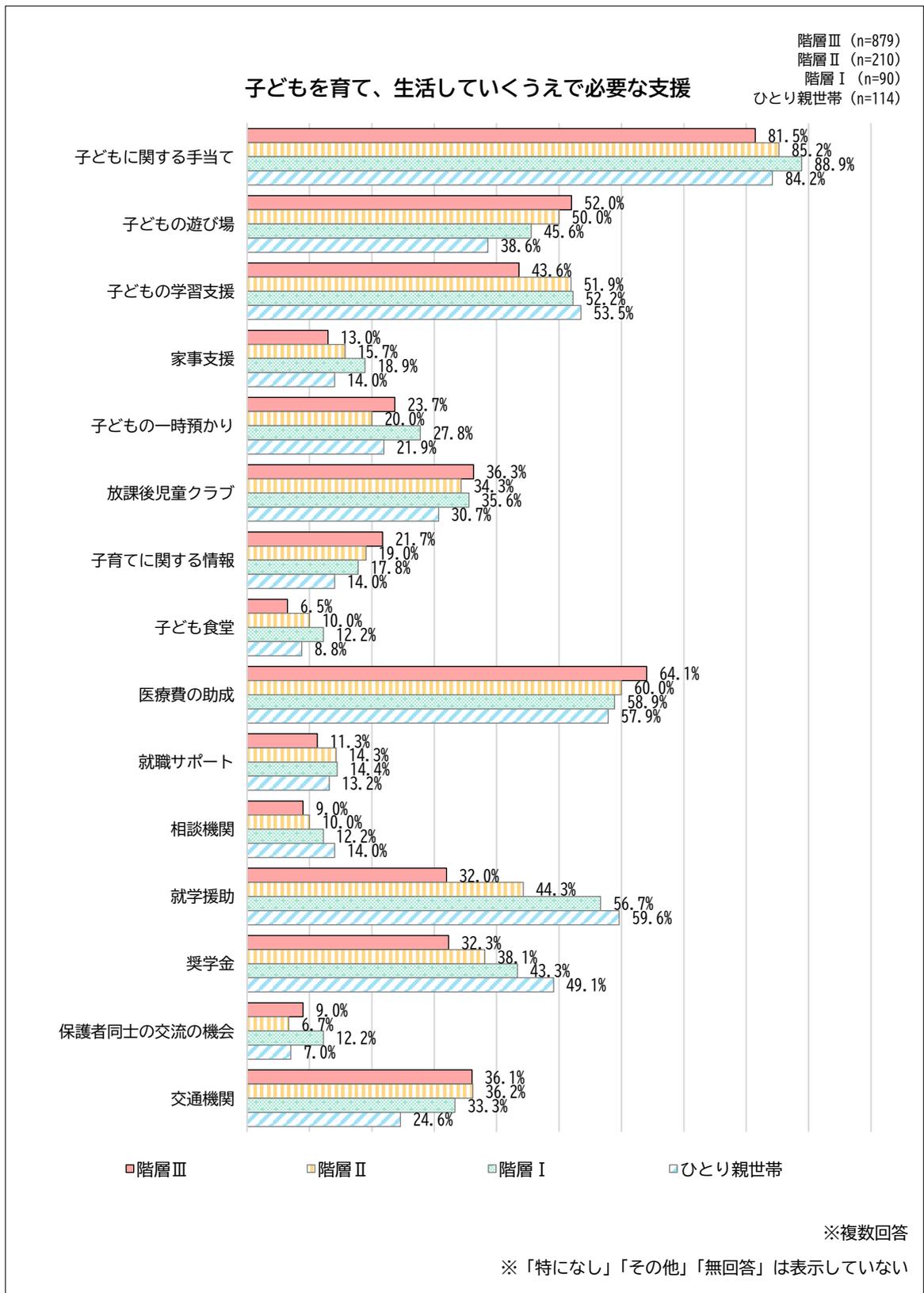
※階層の詳細は 115 ページを参照



※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

6) 子どもを育て、生活していく上で必要な支援について

保護者の経済状況に関わらず、子育てに必要なものとして「子どもに関する手当」や「医療費の助成」が挙げられたことから、すべての子育て家庭への支援が求められています。



※階層の詳細は115ページを参照

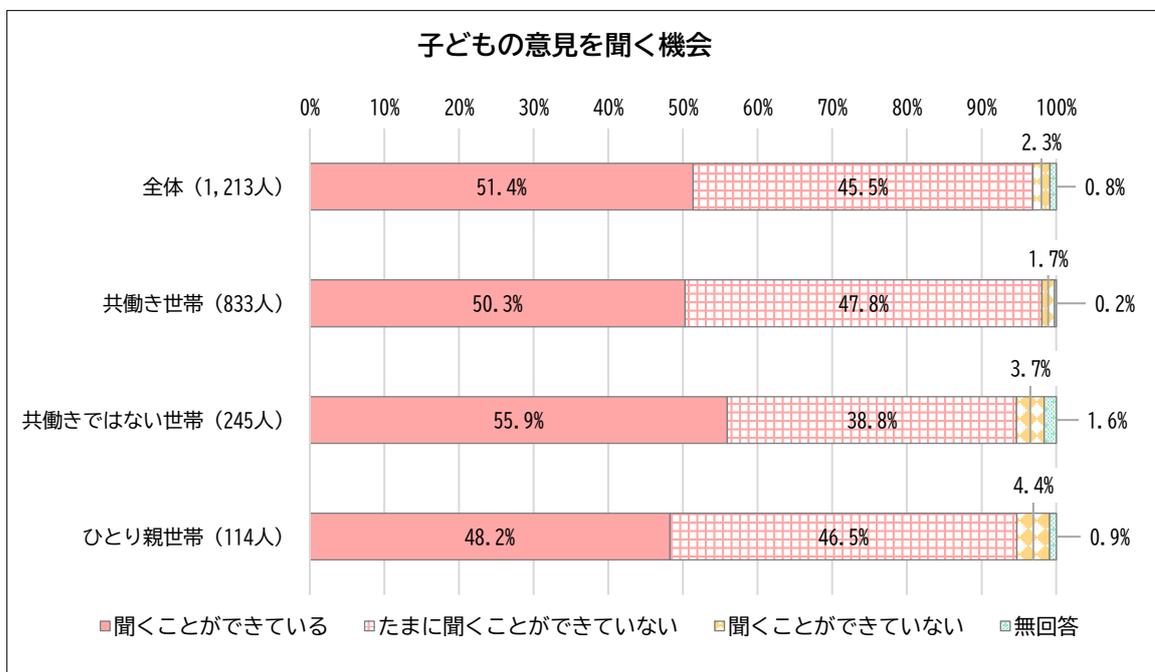
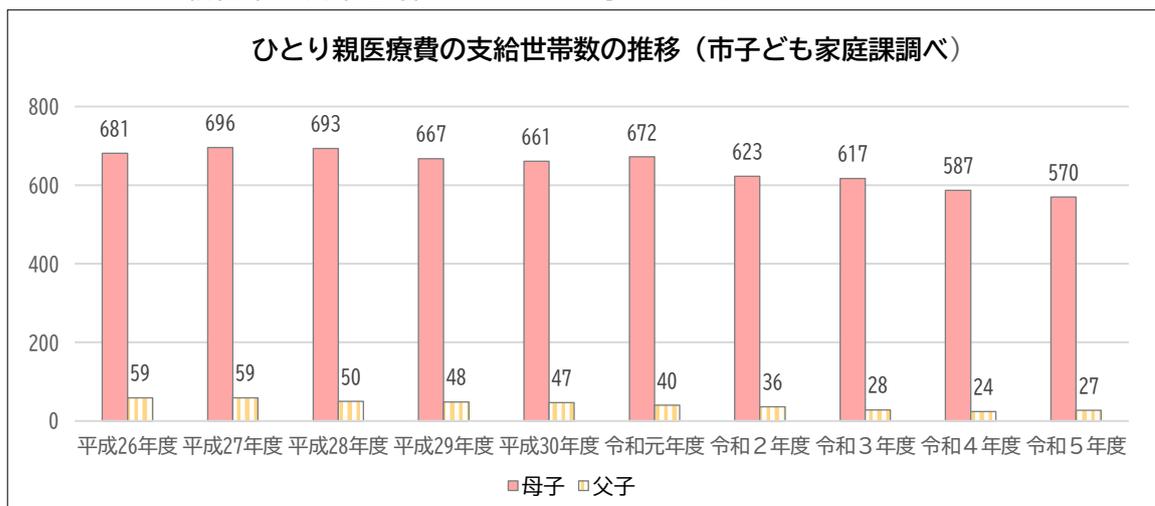
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

7) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数については、令和5年度のひとり親医療費の支給件数では母子が570世帯、父子が27世帯となっています。

ひとり親世帯の約6割が困窮度がやや高いと考えられる世帯年収300万円未満となっていることから、ひとり親世帯を含めた生活困窮世帯への経済的支援のほか、学習支援、家計のやりくりや子育てに関する各種行政サービスなどの情報提供、相談支援の充実が求められます。

また、ひとり親世帯において、ワーク・ライフ・バランスの実現やこどもの意見を聞くことができている割合が5割を下回っていることから、仕事・家事・育児の負担軽減など、ひとり親世帯の日常生活のサポートが求められます。



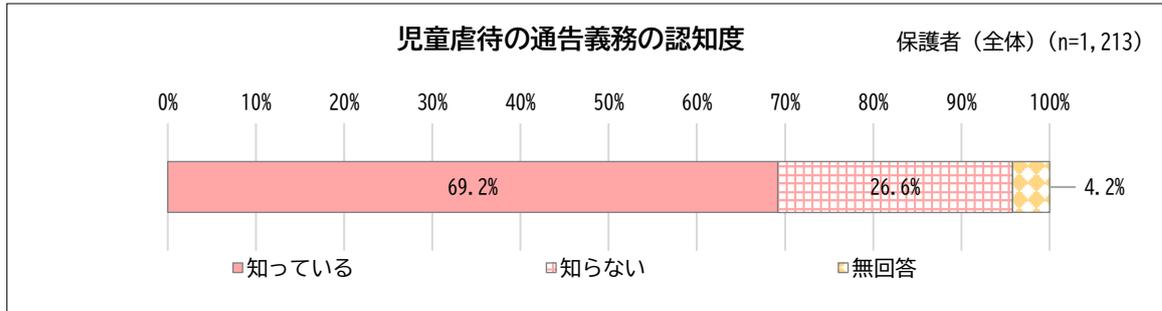
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

8) こども家庭支援の状況について

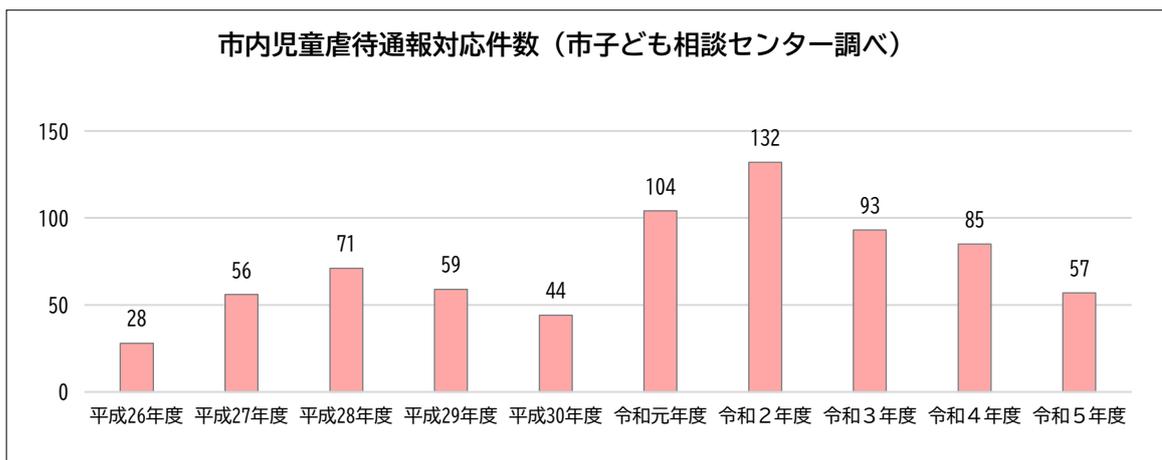
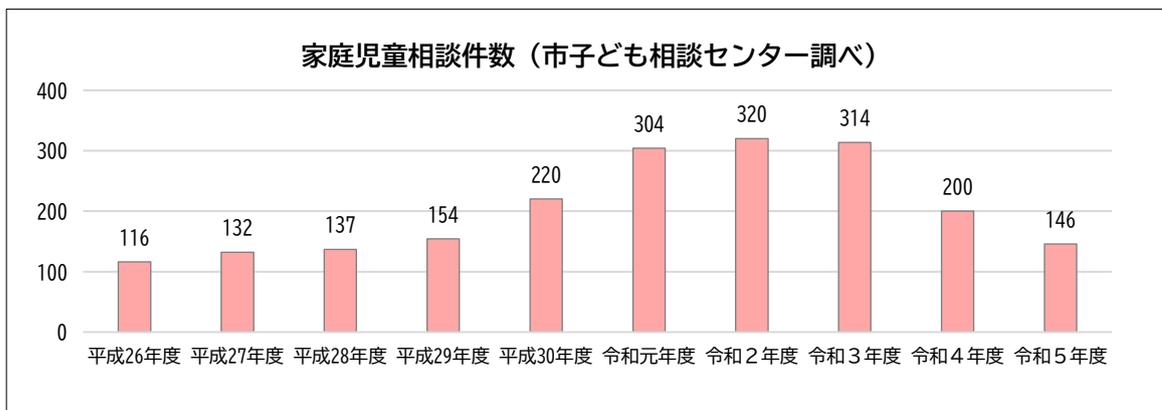
児童虐待の通告義務の認知度は69.2パーセントで、子ども相談センターが受理する家庭児童相談の件数は平成時代より増えています。

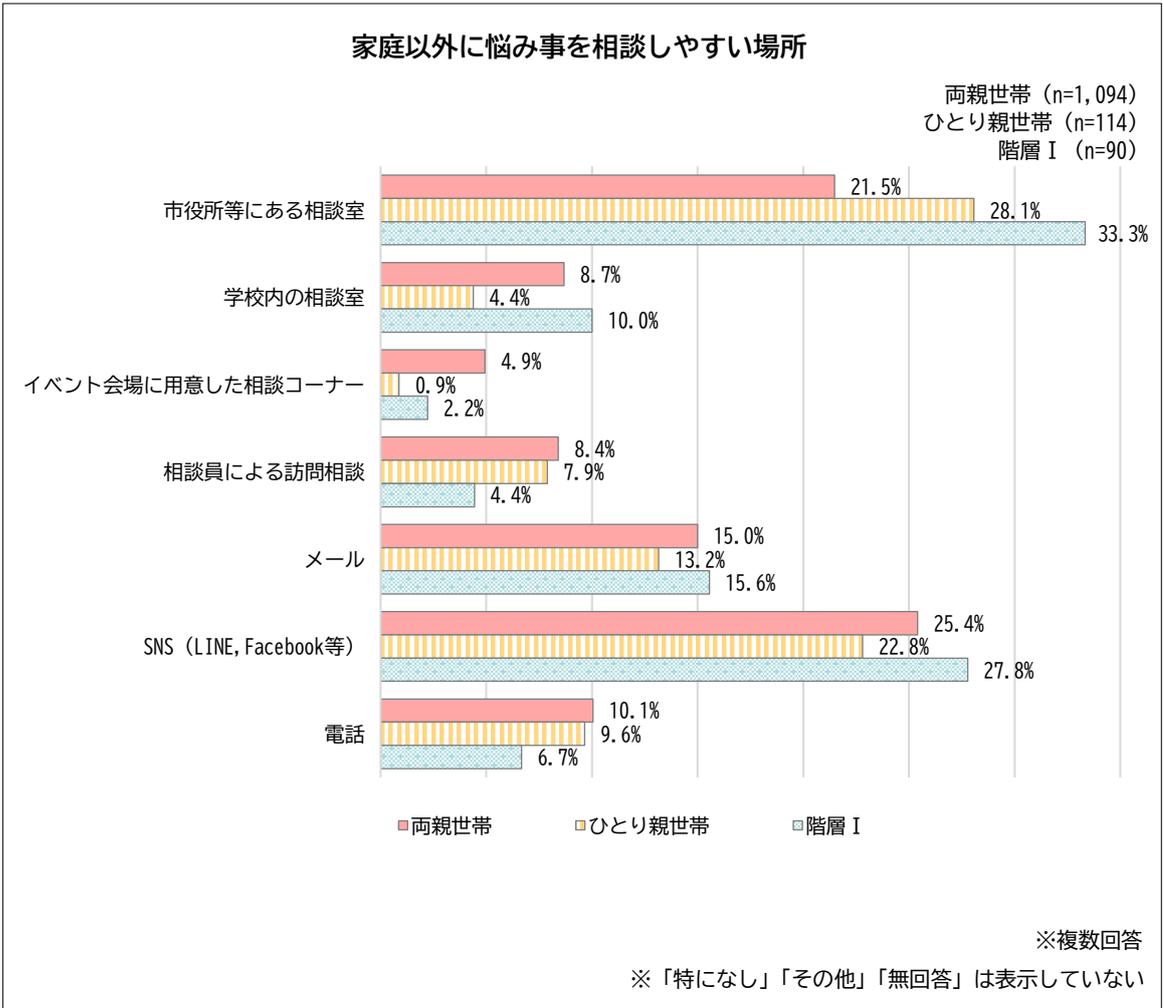
深刻化する問題に対応していくため、今後の国の動向を注視し、相談体制や専門性の向上を図っていくことが求められています。

また、児童虐待やドメスティックバイオレンスに悩むこどもや保護者が利用しやすいように、相談体制を強化することが求められます。



※令和5年度子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より





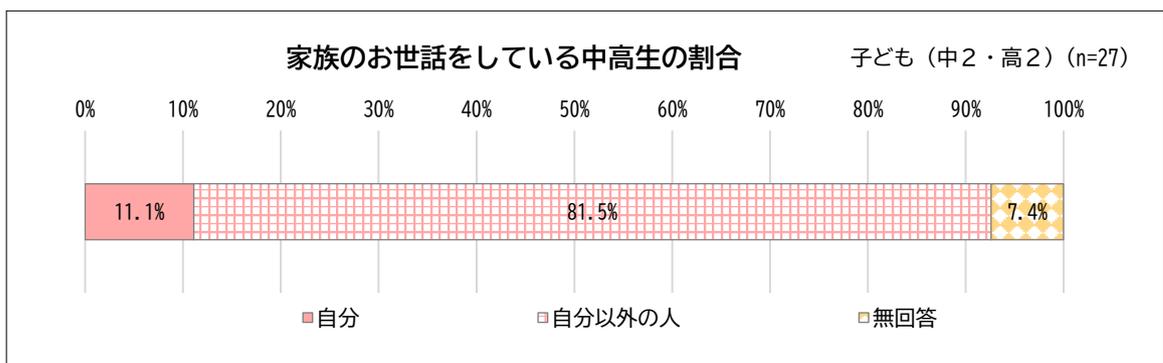
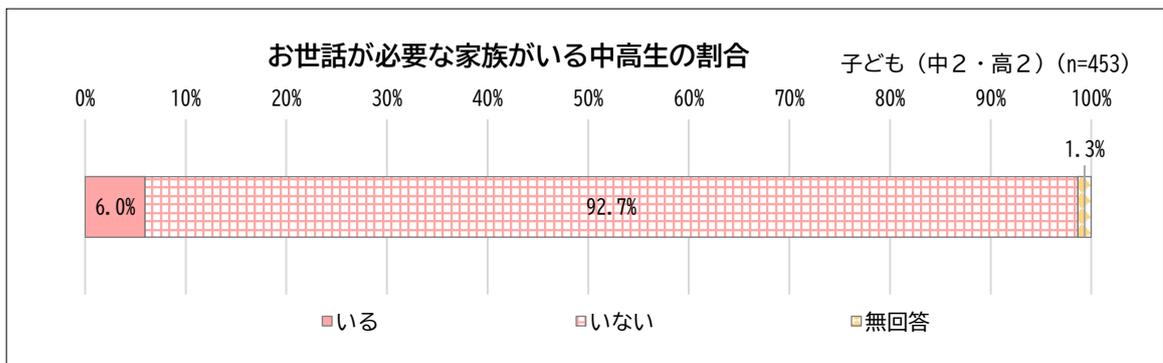
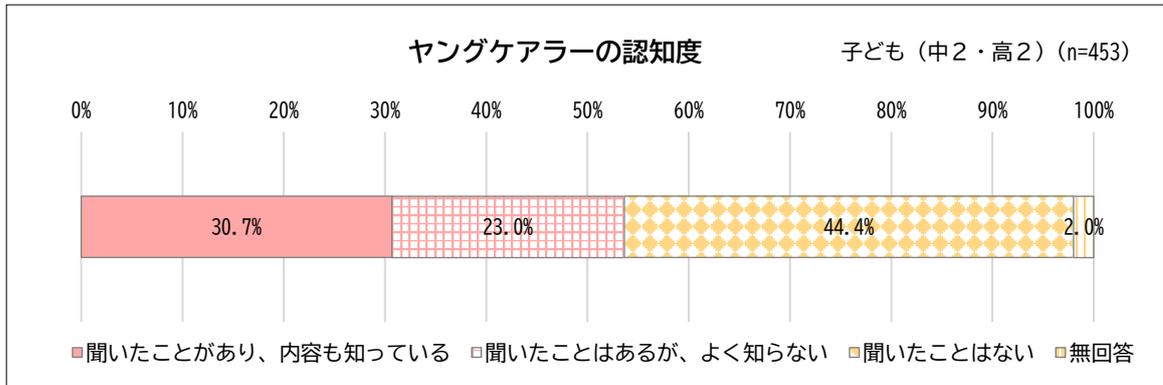
※階層の詳細は 115 ページを参照

※令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

9) ヤングケアラーについて

自覚しづらく支援を求めづらい状況にあるヤングケアラーを発見するために、学校等のこどもに関連する施設等と連携し、自立支援が受けられるような体制の整備が必要です。

中学生・高校生のヤングケアラーの認知度は30.7パーセントとなっており、ヤングケアラーの早期発見のためにも、こどもやこどもに関係する施設等における認知度の向上が求められます。

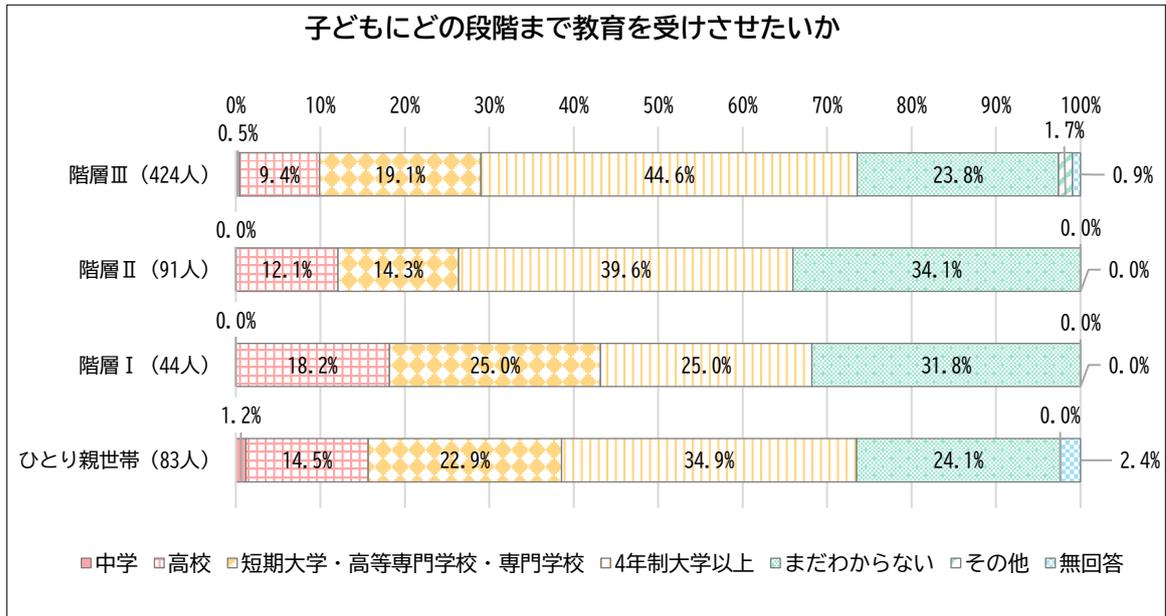


※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

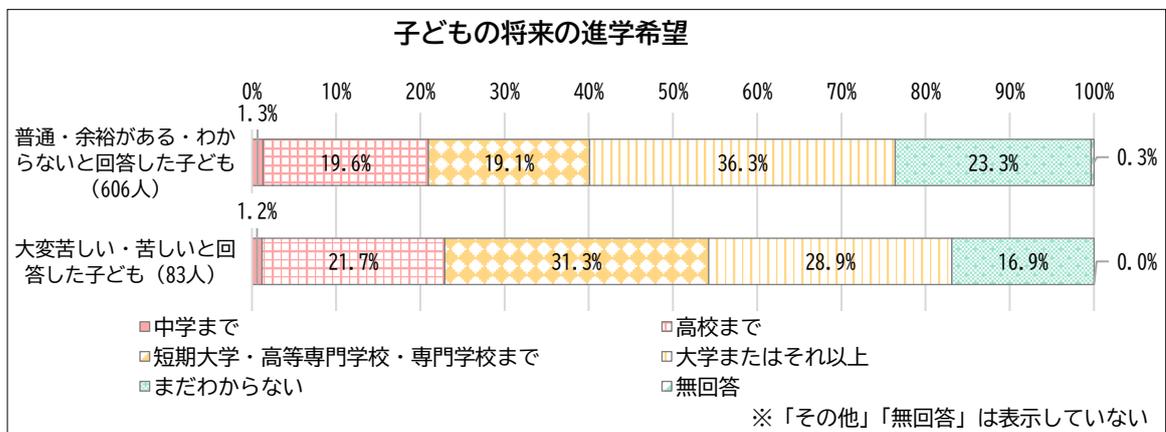
10) 進学について

保護者が子どもにどの段階まで教育を受けさせたいと考えているかについては、世帯の困窮度の状況によって違いが見られます。「4年制大学以上」については、困窮度が比較的低いと考えられる世帯（階層Ⅲ）の割合が高く、「高校」では、困窮度が高いと考えられる世帯（階層Ⅰ）やひとり親世帯で割合が高くなっています。

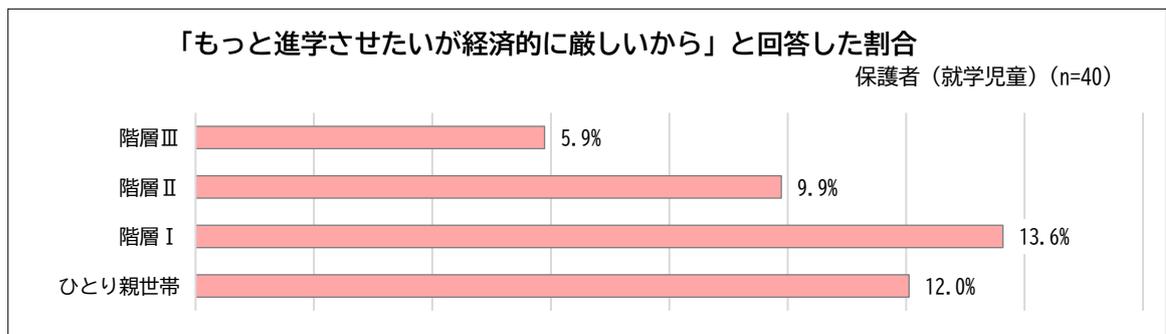
また、「もっと進学させたいが、経済的に厳しい」と回答した割合についても、困窮度が比較的高いと考えられる世帯や母子世帯で高くなっています。



※階層の詳細は115ページを参照



※「その他」「無回答」は表示していない



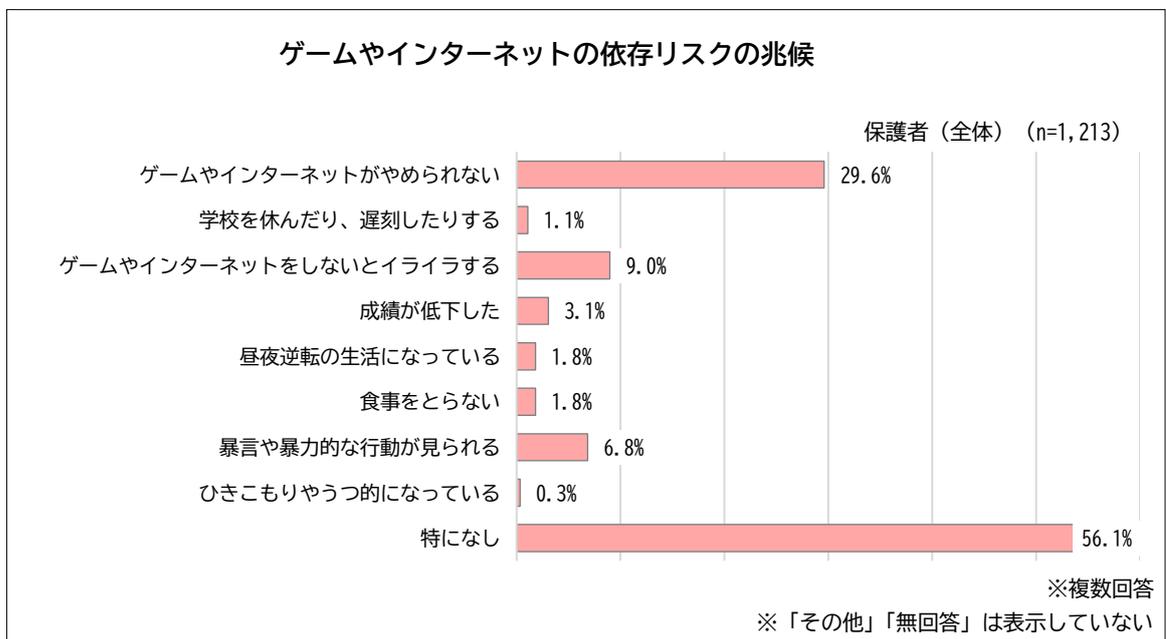
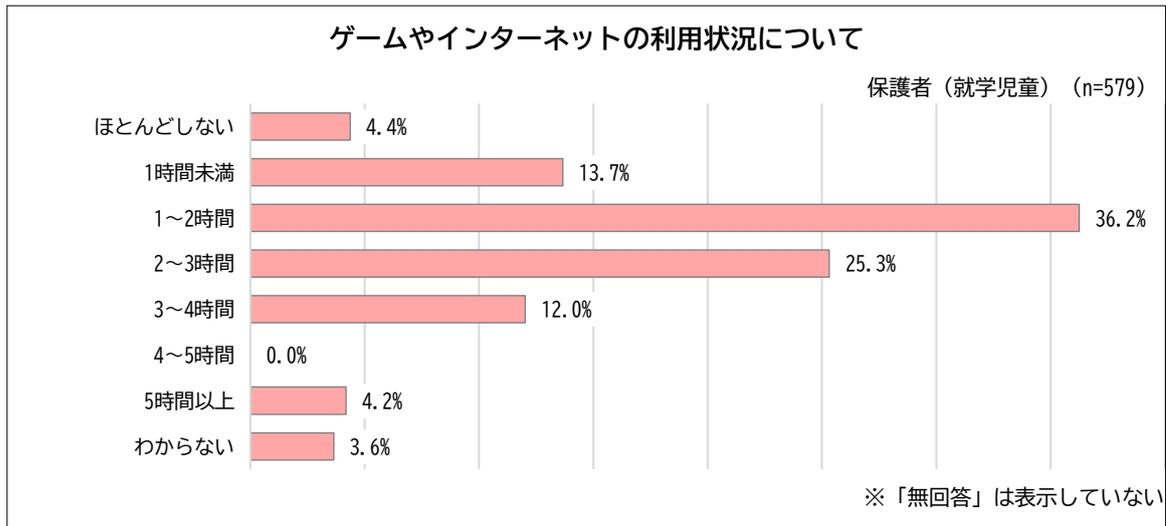
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

11) 子ども・若者について

①ゲームやインターネットの利用状況について

小中学校では学校のICT化が進み、一人1台端末が導入され、学習のなかにもインターネットがより活用されるようになってきました。

ゲームやインターネットの利用時間について平成30年の調査時と比較すると増加しており、親子でスマートフォン等の使用ルールを話し合い適度なスクリーンタイムを推奨するとともに、ゲームやインターネット以外で子どもの興味を喚起できる遊びや学びの機会の創出が必要です。



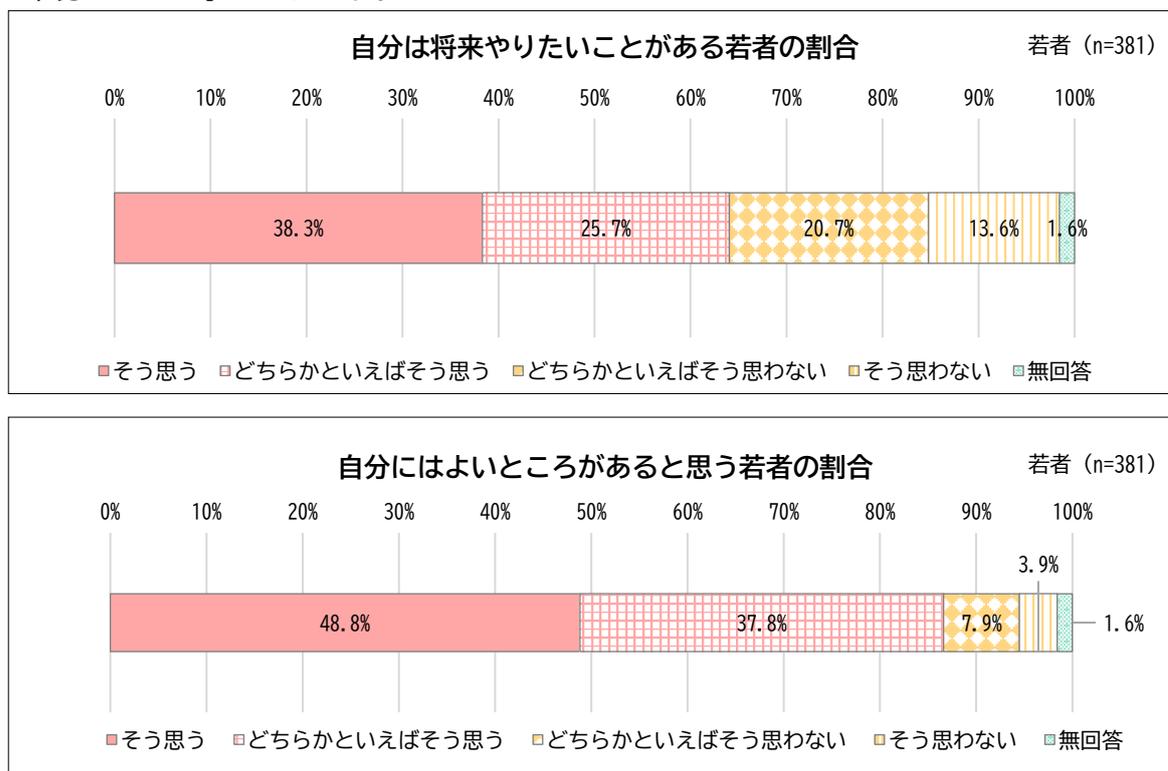
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

②若者の自己肯定感・自己効力感について

自分は将来やりたいことがある若者の割合は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が64.0パーセントを占め、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計が34.3パーセントとなっています。

自分にはよいところがあると思う若者の割合は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が86.6パーセントとなり、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計が11.8パーセントとなっています。

すべての子どもや若者が、自己肯定感や自己効力感を高く持ち、将来に関わる多様な選択肢の中から選んで、チャレンジすることができる社会を実現するため、子ども・若者が尊重され、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができる環境づくりが求められます。



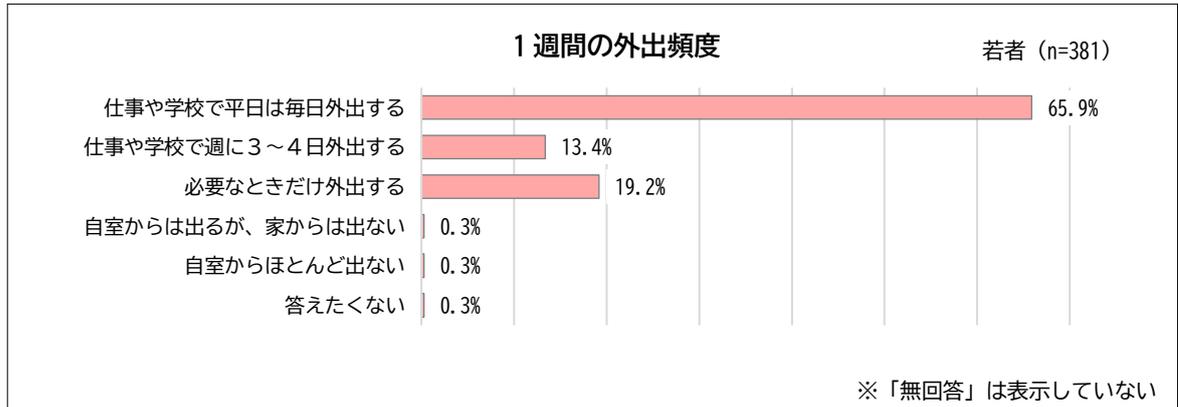
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

③若者の外出頻度について

1週間の外出頻度について、「仕事や学校で平日は毎日外出する」が最も多く65.9パーセント、次いで「必要な時だけ外出する」が19.2パーセントとなっています。

外出頻度が低い若者の中には、一定数のひきこもり状態にある若者が存在していることが想定されます。

ひきこもり当事者のひきこもり状態の長期化を防ぎ、家族を含めて社会から孤立しないためにも、個々の状況に応じた支援が求められます。



※令和5年度子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

④若者の結婚感について

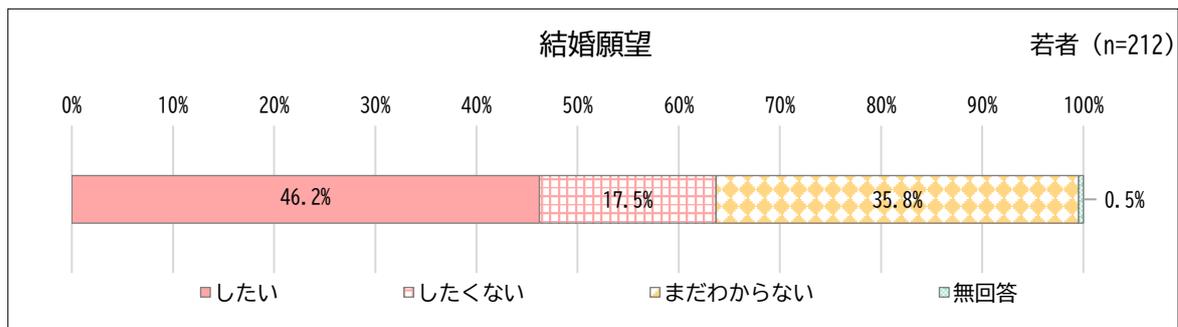
配偶者がいない若者の結婚願望については、「したい」が46.2パーセント、「したくない」が17.5パーセント、「まだわからない」が35.8パーセントとなっています。

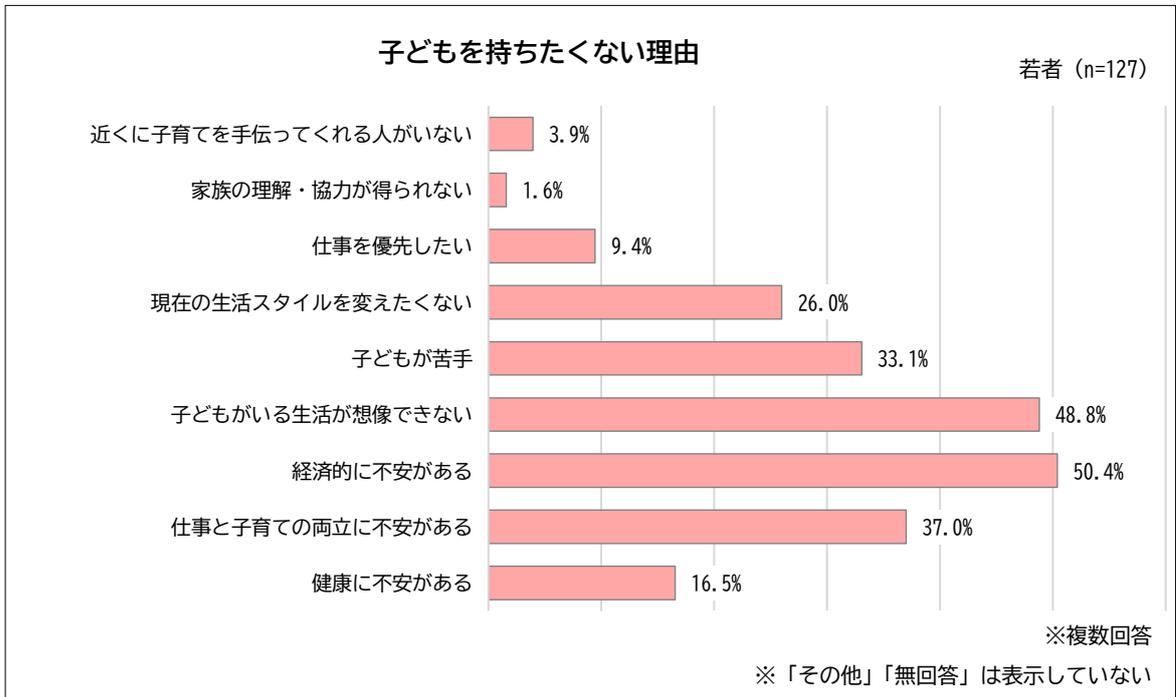
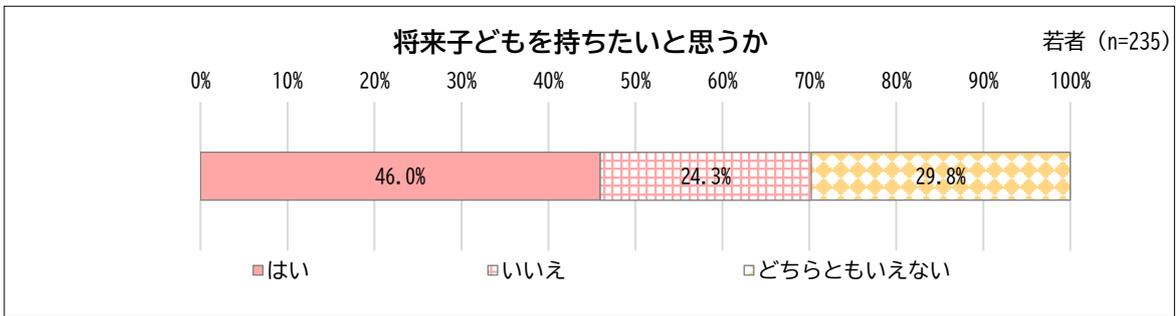
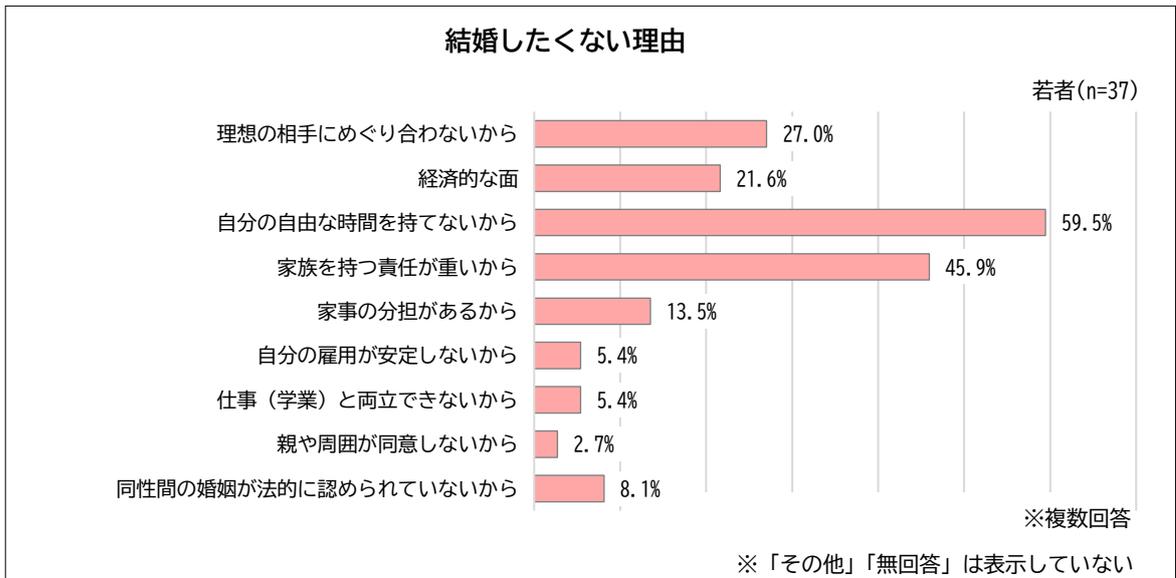
将来結婚したくない若者の結婚したくない理由については、「自分の自由な時間を持ってないから」が59.5パーセント、次いで「家族を持つ責任が重いから」が45.9パーセントとなっています。

将来子どもを持ちたいと思うかについては、「はい」が46.0パーセント、「どちらともいえない」が29.8パーセント、「いいえ」が24.3パーセントとなっています。

子どもを持ちたくない理由について、「経済的に不安がある」「子どもがいる生活が想像できない」が約5割となっています。

経済面や健康面などを含め、結婚や子育てに迷いのある若者に対し、結婚・出産をためらわせる障壁や子育ての不安・負担を除去・軽減し、結婚や子育てを望む人の希望が実現する社会環境の整備が必要です。





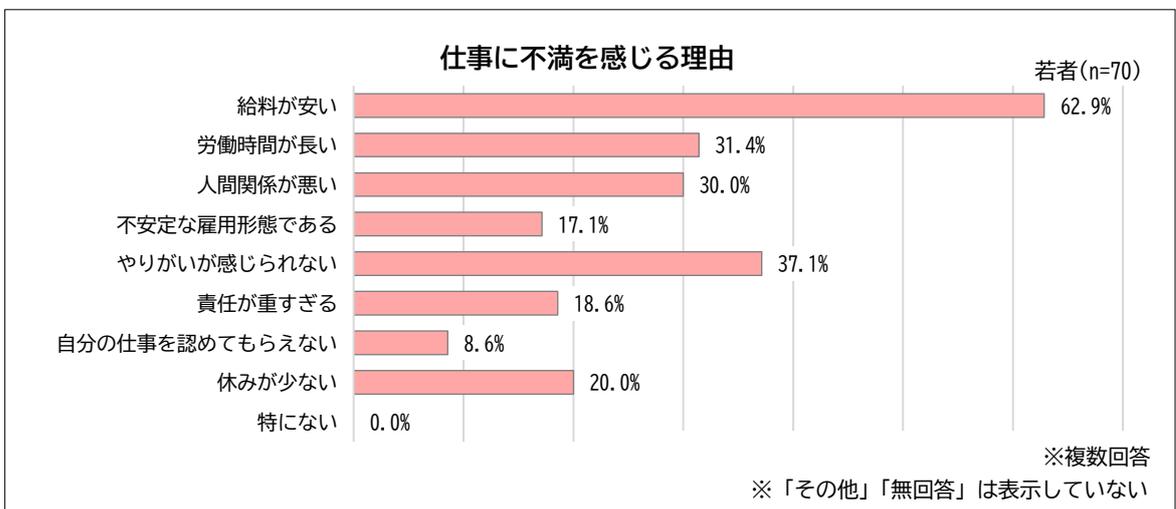
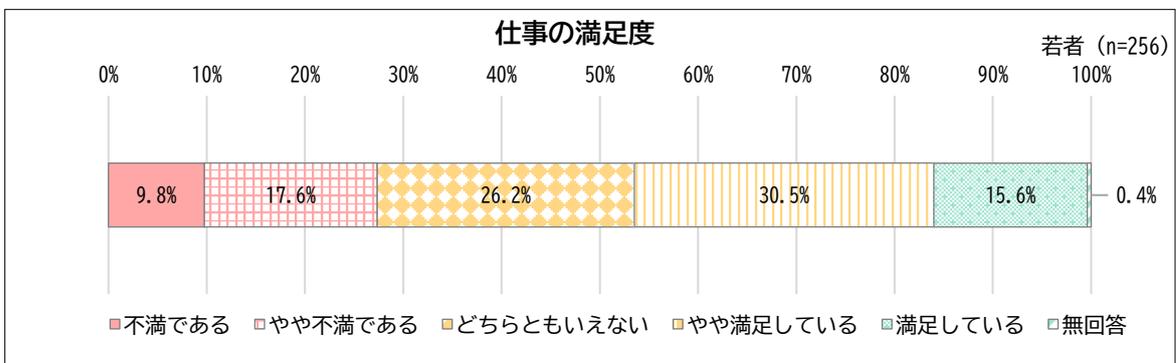
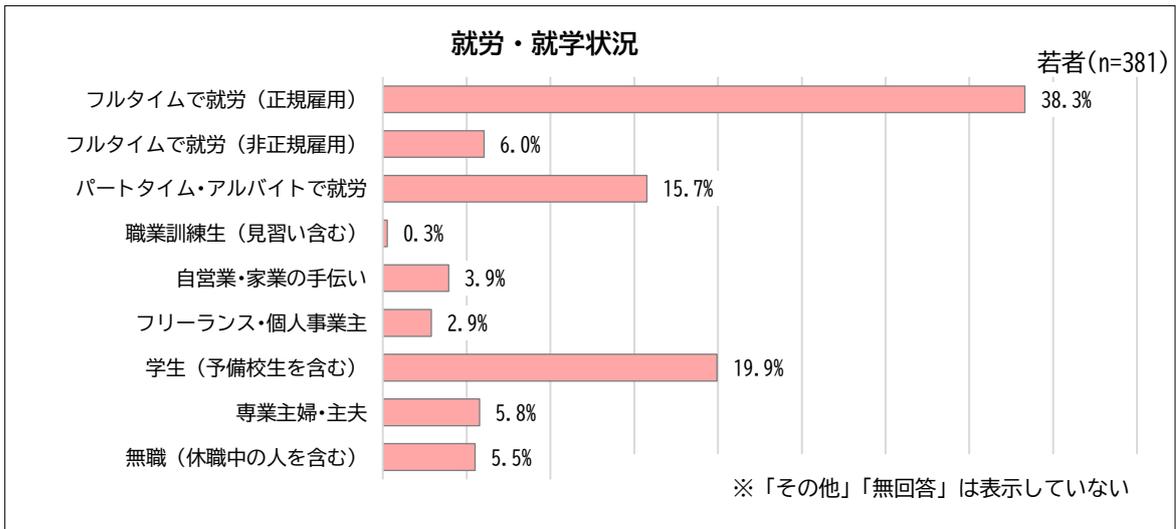
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

⑤若者の就労・雇用状況について

若者の就労・雇用状況について、就労している若者は66.8パーセント、学生は20.2パーセント、「専業主婦・主夫」や「無職（休業中の人を含む）」など、就労していない若者は11.3パーセントとなっています。

就労・雇用状況の内訳については、「フルタイムで就労（正規雇用）」が38.3パーセントと最も多く、次いで「学生（予備校生を含む）」、「パートタイム・アルバイトで就労」が約2割となっています。

すべての若者が将来に展望を持ち安心して将来を選択することができるよう、安定した雇用環境、労働環境、経済基盤の整備が重要となることから、若者の希望が実現し経済基盤を築くことができる労働環境が求められます。



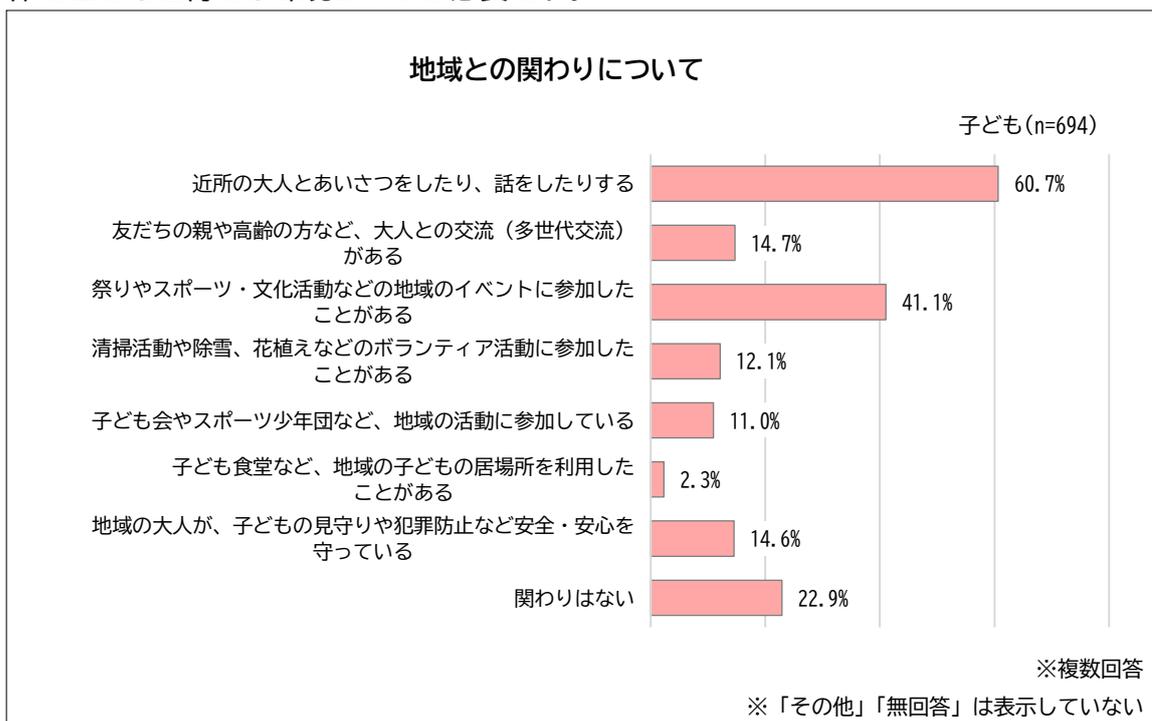
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

12) こどもの地域との関わりについて

地域との関わりについては、「近所の大人とあいさつをしたり、話をしたりする」が60.7パーセントと最も多く、次いで「祭りやスポーツ・文化活動などの地域のイベントに参加したことがある」が41.1パーセントとなっています。

「関わりはない」と回答したこどもは22.9パーセントで、近所の人や地域とのつながりがあるこどもの割合は7割を超えています。

少子化・高齢化に伴う人口減少と核家族化が進行していることから、石狩市に住む子育て世帯が孤立しないよう、こどもや保護者が地域社会と関わる機会の創出や、地域全体でこどもを育てる環境づくりが必要です。



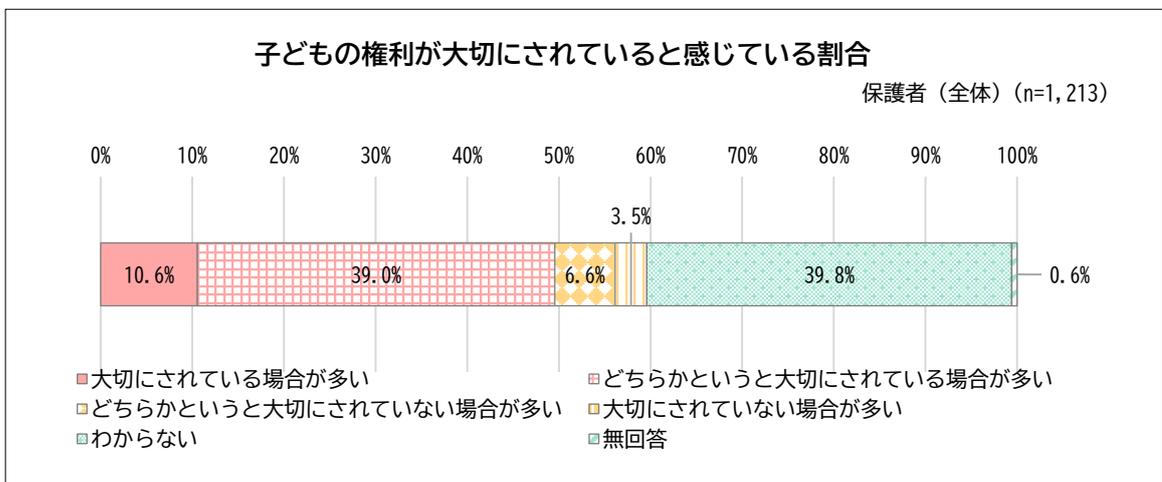
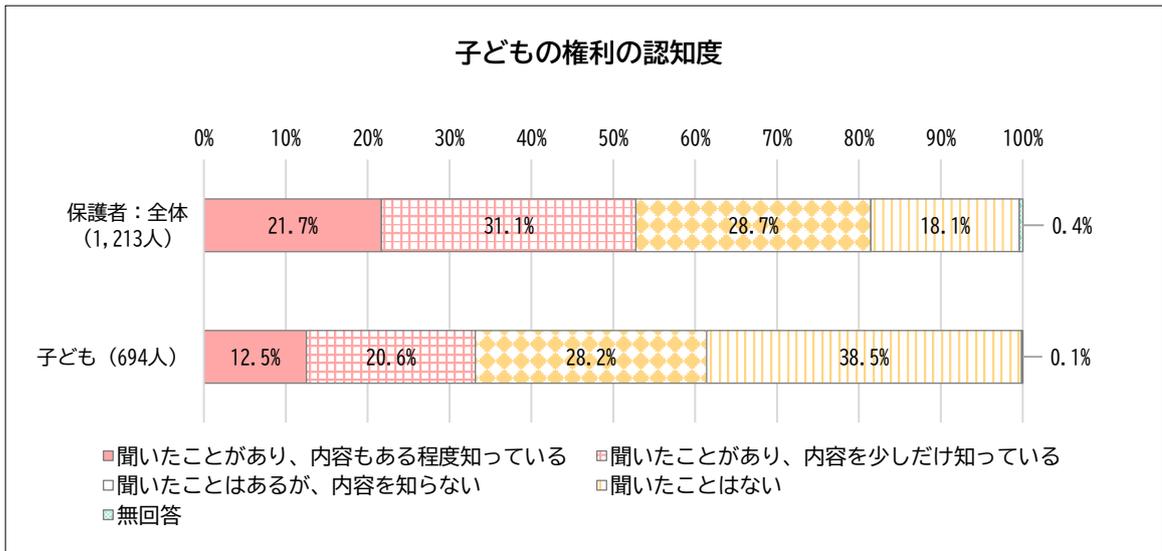
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

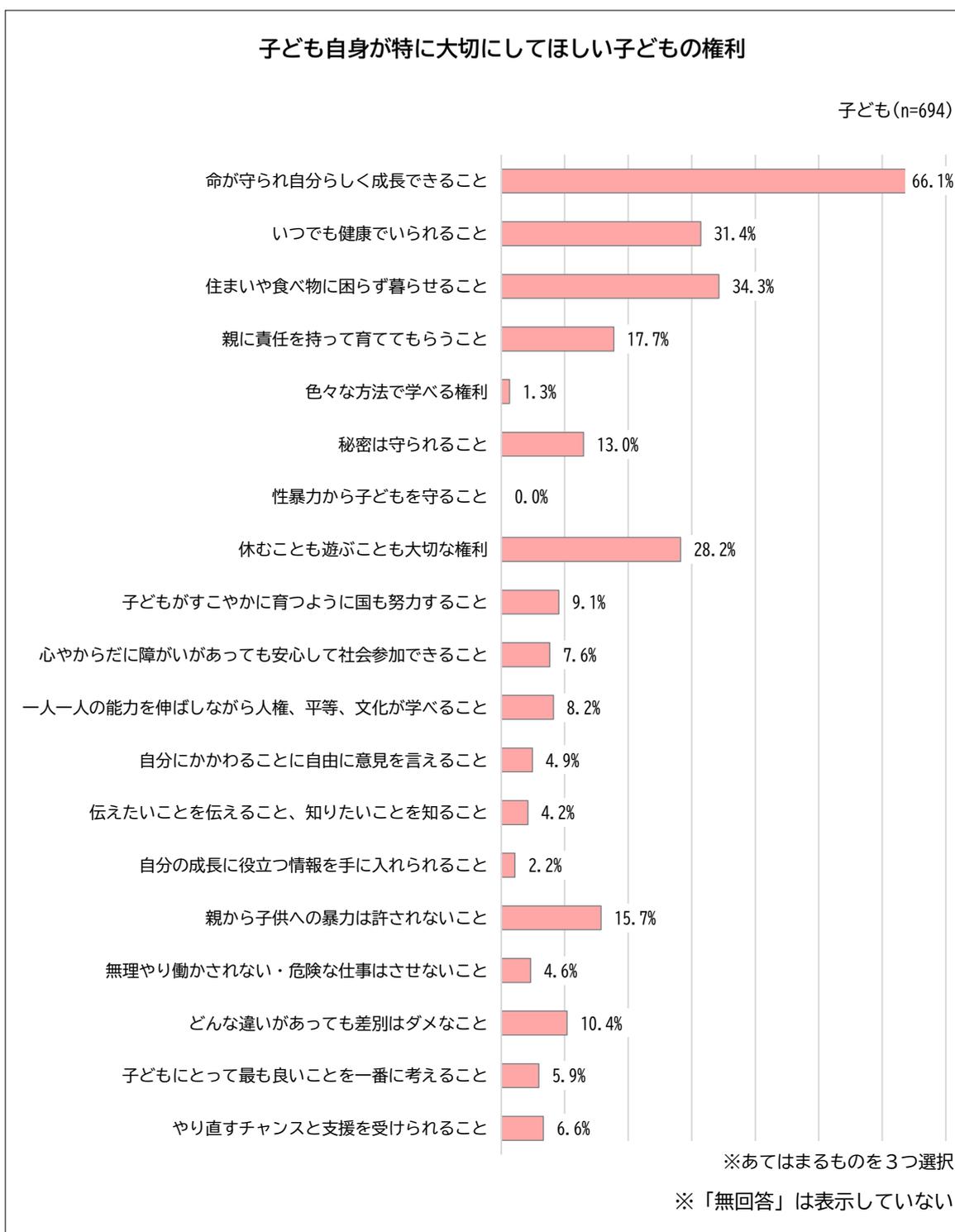
13) こどもの権利について

こどもの権利について「聞いたことがあり、内容もある程度知っている」、「聞いたことがあり、内容を少しだけ知っている」と回答したこどもの割合は33.1パーセントにとどまり、約7割のこどもがこどもの権利を理解していないことがわかりました。

また、保護者においては、こどもの権利を知っていると回答した人と知らないと回答した人がほぼ半数となりました。

こどもの権利を守るためには、誰もがこどもの権利について学び、理解を深めることが必要です。学校や地域における学びの機会の創出と普及啓発の充実が求められます。





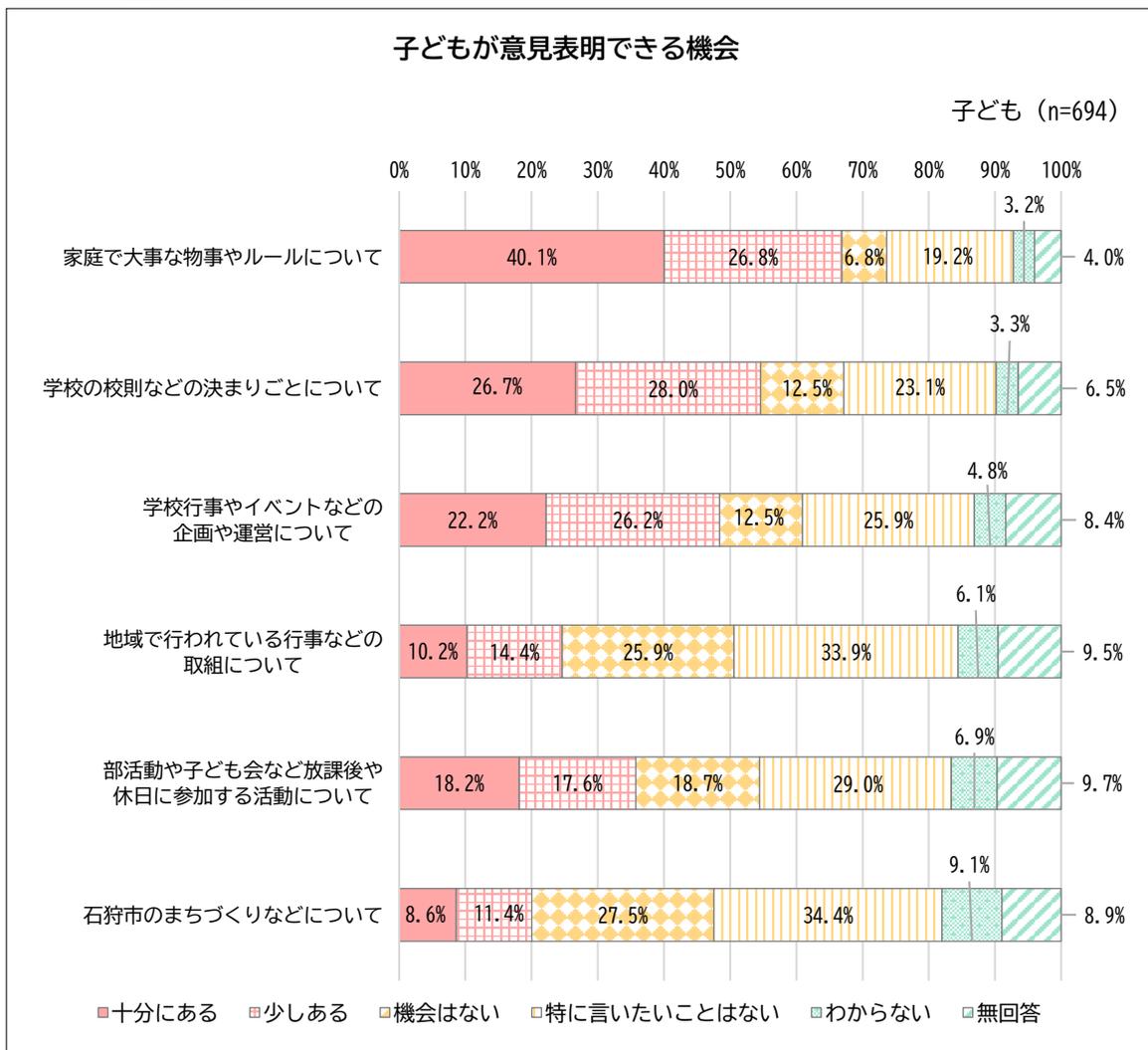
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

14) こどもの意見表明について

子どもが意見表明を出来る機会として、「十分にある」、「少しある」と回答した割合は「家庭で大事な物事やルール」が66.9パーセントと最も高く、次いで「学校の校則などのきまりごと」、「学校行事やイベントなどの企画や運営」が約5割となりました。

地域行事や市のまちづくりに関しては、3割以上が「特に言いたいことはない」と回答しており、社会参加への関心については低い状況にあることがわかります。

こどもの社会参加を進めるためには、こどもにもわかりやすい情報発信や情報提供に努め、おとながこどもの意見を聴き、一緒に考えて、反映していく環境をつくっていくことが重要です。

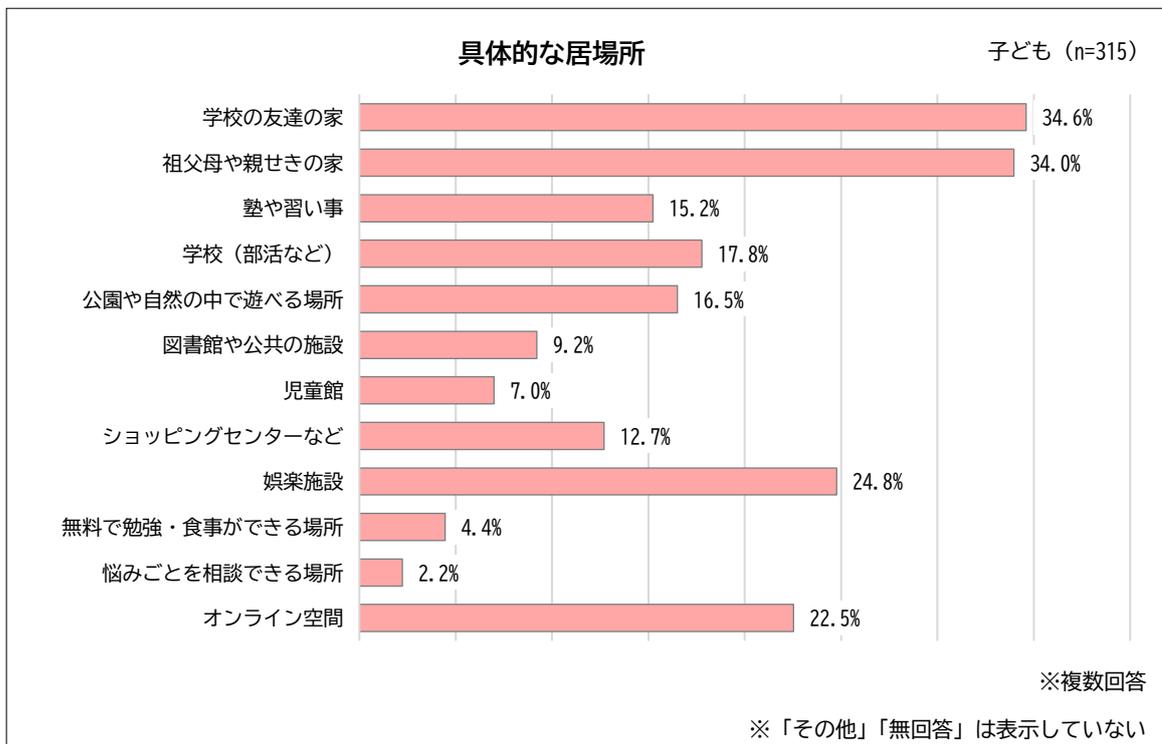
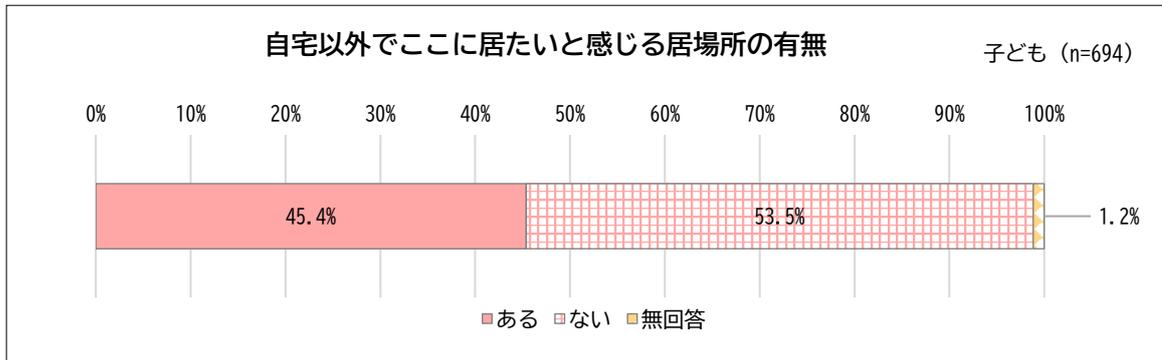


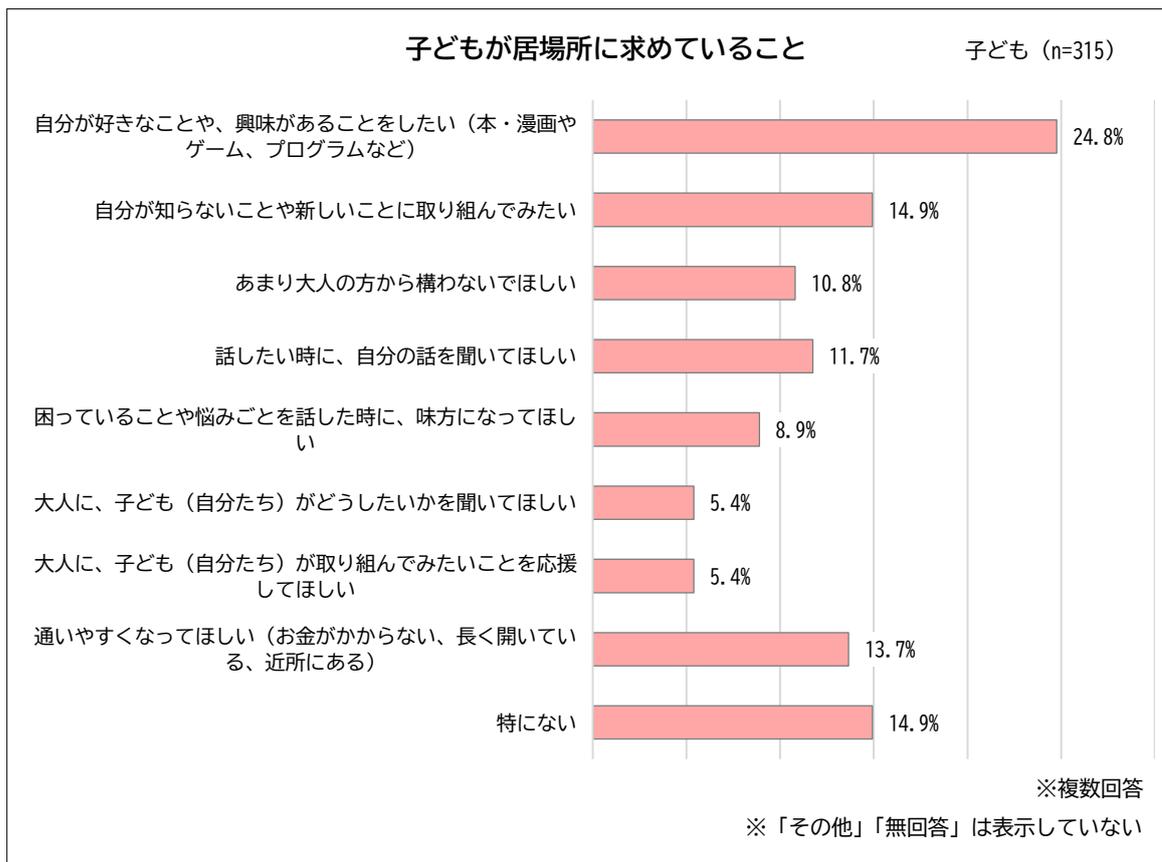
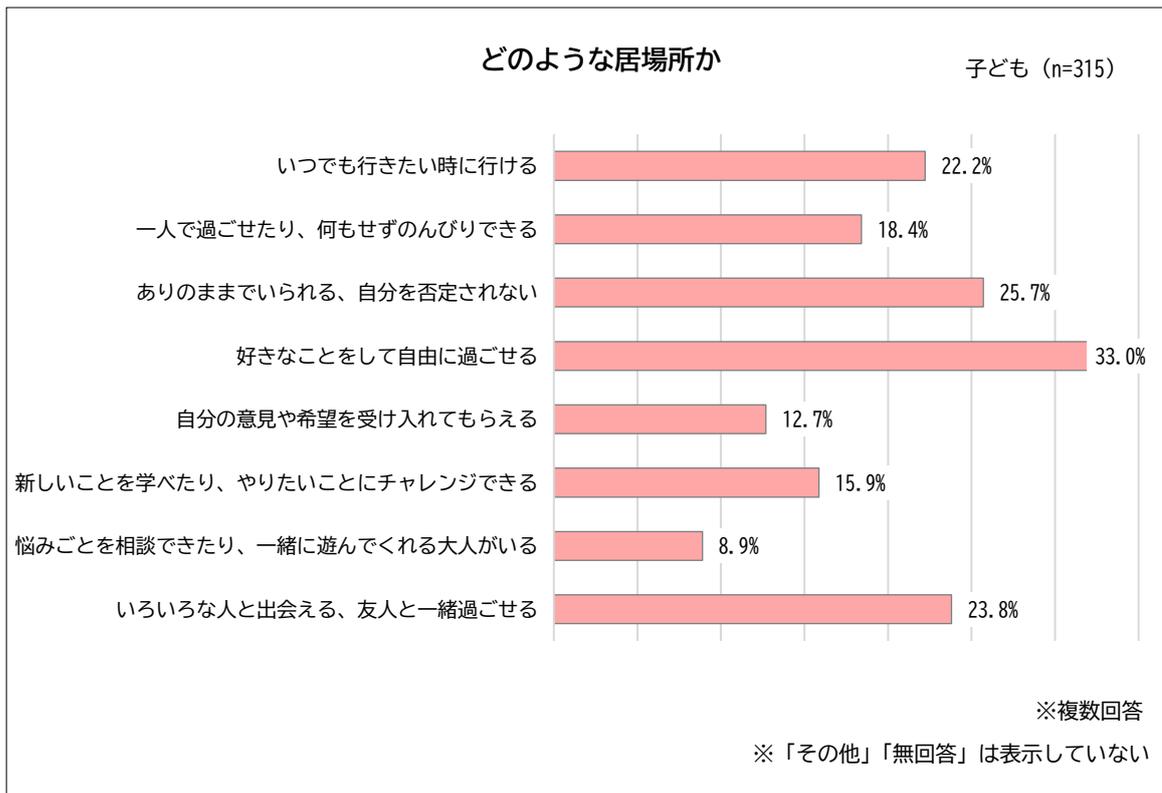
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

15) こどもの居場所について

自宅以外でここに居たいと感じる居場所が「ある」こどもの割合は、「ない」こどもの割合よりやや低くなっています。「ある」と答えた子どもの中で具体的な居場所として回答があったのは、「学校の友達の家」や「祖父母や親せきの家」など身近な場所を上げる割合が高くなりましたが、コロナや社会情勢の変化によりオンラインの居場所が出現するなど、既存の居場所も含め、多様なこどもの居場所から子ども自身が選択できるような環境を整備していくことが求められます。

こどもが居場所に求めていることは、「自分が好きなことや興味があることに取り組めること」、「自分が知らないことや新しいことに取り組めること」であることから、こども自ら主体的に取り組むことができ、自分らしく健やかに成長できる環境が求められます。





※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

第3章 石狩市子どもビジョン（令和2年度～令和6年度）の実績

1. 計画全体の成果指標の実績

| 成果指標 | 対象 | 目標値 | 結果 |
|--|-----|--------------------------------------|----------------------|
| 石狩市は子育てしやすい環境だと思う割合 | 大人 | 80% | 63.1% |
| 子どもの権利が大切にされていると感じている割合 | 大人 | 70% | 49.6% |
| 子育て支援制度やサービス等に関する情報収集の手段が確保されている割合 | 大人 | 100% | 98.8% |
| 認定こども園等に入園できる割合 | - | 100% | 100% |
| 放課後児童クラブに入所できる割合 | - | 100% | 97.1% |
| 仕事（家事）と生活の調和が保たれていると感じている割合 | 大人 | 70% | 51.9% |
| 子育て等の不安について、相談できる人や場所が身近にあると答えた割合 | 大人 | 100% | 89.0% |
| 悩みや不安を相談できる人がいると答えた子どもの割合 | 子ども | 100% | 69.2% |
| 自分には良いところがある（どちらかといえば）と感じている子どもの割合 | 子ども | H31 調査結果より上昇 小6 79.3% 中3 73.2% | 小6 83.5% 中3 75.7% |
| 将来に夢や目標がある子どもの割合 | 子ども | H31 調査結果より上昇 小6 82.2% 中3 72.1% | 小6 84.6% 中3 61.8% |
| 市内で実施される子育ての行事やサービスについての満足度 | 大人 | 80% | 61.1% |
| 学校や自宅以外にも、安心して楽しく過ごすことのできる場所がある子どもの割合 | 子ども | 80% | 45.4% |
| 障がいのあるなしに関わらず、すべての子ども達が安心して暮らせる環境だと感じている割合 | 大人 | 70% | 46.4% |
| 児童虐待の通告義務があることを知っている割合 | 大人 | 80% | 69.2% |
| 経済的な理由で食料を買えなかったり、子どもの通院を控えたりしたことが「よくあった」「ときどきあった」と答えた割合 | 大人 | H30 調査結果より下降 12.4% | 10.6% |
| 近所の人や地域とのつながりがあると答えた割合 | 大人 | 70% | 61.5% |
| | 子ども | | 76.8% |

※「大人」「子ども」の表記について石狩市子どもビジョン（令和2年度～令和6年度）と同じとしています。

（1）総評

- ・全19項目の内、目標を達成している指標は6項目、目標を達成していない項目は13項目となりました。また、目標を達成していない項目のうち、目標と比較した結果の割合が8割以上の指標が6項目、8割未満が7項目となりました。

（2）実績を踏まえた今後の施策への反映

- ・子育てしやすい環境を整備するため、ソフト・ハード面合わせて、各種施策を推進します。
- ・こどもの権利や児童虐待の通告義務等の更なる周知啓発を進めていきます。
- ・子育て世帯等が情報収集しやすいよう、多種多様な方法で子育て支援制度やサービス等の情報を発信していきます。
- ・希望するすべての家庭に教育・保育の機会を提供できるよう、保育の量と質の確保を図っていきます。
- ・放課後児童クラブの拡充等を検討します。
- ・こどもの意見表明の機会を確保するなど自立心・自尊心を育む環境づくりを推進します。
- ・児童館を拠点としたこどもの居場所づくりや市民団体等によるこどもの居場所づくりを推進します。
- ・地域全体で子育てを見守り支えあう、こどもまんなかまちづくりを目指すため、地域における子育ての取組みを支援していきます。

2. 基本目標の実績

(1) 基本目標Ⅰ 【妊娠・出産期】安心して出産、子育てができる環境の充実

施策①妊娠・出産に関する相談体制の整備
 施策②安心・安全な妊娠・出産に向けた支援
 施策③ワーク・ライフ・バランスの推進

妊娠中から産後まで安心してこどもを産み育てられるよう、母子保健コーディネーターの配置や特定不妊治療費助成事業などの各種事業を実施し、切れ目のない包括的な支援に取り組むとともに、職場においても育児支援制度などが充実されるよう事業所等への働きかけを行いました。

1) 妊婦健康診査

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 妊婦健診受診件数 (年間延べ) | 3,327回 | 3,004回 | 3,438回 | 3,062回 | 3,080回 |
| 超音波検査受診件数 (年間延べ) | 1,720回 | 1,419回 | 1,662回 | 1,508回 | 1,440回 |
| 受診券配布人数 | 325人 | 300人 | 299人 | 273人 | 277人 |

(2) 基本目標Ⅱ 【子育て期】子育てしやすいまちづくりの推進

施策①親と子の心と体の健康づくり
 施策②子育て支援制度等の情報の提供
 施策③教育・保育の充実
 施策④緊急時のサポート体制の強化
 施策⑤身近な相談・交流場所の充実

子育て家庭が必要なサービスを円滑に利用できるよう、子育てコンシェルジュの配置や子育てガイドブックの発行など、きめ細やかな情報提供・相談支援を行うとともに、樽川地区に地域子育て支援拠点を開設し、相談・交流場所の充実を図りました。

また、保護者の就労ニーズ等に対応した保育の量と質の確保を図りました。

1) 乳児家庭全戸訪問事業

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 訪問数(対象数) | 303人 (312人) | 260人 (272人) | 292人 (298人) | 276人 (281人) | 267人 (268人) |

2) 市内教育・保育施設の利用状況

①認定こども園幼稚園部

(各年5月1日現在)

| 年 | 施設数 | 認可定員 | 児童数 | 内訳 | | 入園率 |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| | | | | 市内 | 市外 | |
| 令和元年度 | 14 箇所 | 976 人 | 744 人 | 678 人 | 66 人 | 76.2% |
| 令和2年度 | 14 箇所 | 966 人 | 733 人 | 665 人 | 68 人 | 75.9% |
| 令和3年度 | 14 箇所 | 966 人 | 699 人 | 624 人 | 75 人 | 72.4% |
| 令和4年度 | 14 箇所 | 976 人 | 644 人 | 588 人 | 56 人 | 66.0% |
| 令和5年度 | 14 箇所 | 956 人 | 609 人 | 559 人 | 50 人 | 63.7% |

②認定こども園保育所部・小規模保育施設・事業所内保育施設

(各年10月1日現在)

| 年 | 施設数 | 認可定員 | 児童数 | 内訳 | | 入園率 | 待機児童数 |
|-------|-------|---------|---------|---------|------|-------|-------|
| | | | | 市内 | 市外 | | |
| 令和元年度 | 15 箇所 | 994 人 | 992 人 | 914 人 | 78 人 | 92.0% | 0 人 |
| 令和2年度 | 16 箇所 | 1,033 人 | 997 人 | 946 人 | 51 人 | 96.5% | 2 人 |
| 令和3年度 | 16 箇所 | 1,103 人 | 1,068 人 | 1,029 人 | 39 人 | 96.8% | 0 人 |
| 令和4年度 | 16 箇所 | 1,115 人 | 1,072 人 | 1,039 人 | 33 人 | 96.1% | 0 人 |
| 令和5年度 | 16 箇所 | 1,135 人 | 1,118 人 | 1,092 人 | 26 人 | 98.5% | 0 人 |

③八き地保育所

(各年10月1日現在)

| 年 | 施設数 | 定員 | 入所児童数 | 入所率 |
|-------|------|-------|-------|-------|
| 令和元年度 | 3 箇所 | 190 人 | 40 人 | 21.1% |
| 令和2年度 | 2 箇所 | 120 人 | 24 人 | 20.0% |
| 令和3年度 | 2 箇所 | 120 人 | 22 人 | 18.3% |
| 令和4年度 | 1 箇所 | 70 人 | 17 人 | 24.3% |
| 令和5年度 | 1 箇所 | 70 人 | 15 人 | 21.4% |

3) 地域子ども・子育て支援事業

①延長保育事業

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保育所 | 495 人日 | 460 人日 | 462 人日 | 437 人日 | 465 人日 |

②一時預かり事業

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 幼稚園（年間延べ） | 59,589 人日 | 65,162 人日 | 56,578 人日 | 48,213 人日 | 47,794 人日 |
| 保育所（年間延べ） | 358 人日 | 125 人日 | 131 人日 | 164 人日 | 242 人日 |
| ファミリー・サポート・センター（年間延べ） | 307 人日 | 411 人日 | 688 人日 | 919 人日 | 739 人日 |

③病児保育事業

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保育所（年間延べ） | 8 人日 | 0 人日 | 1 人日 | 8 人日 | 12 人日 |
| ファミリー・サポート・センター（年間延べ） | 52 人日 | 0 人日 | 8 人日 | 11 人日 | 20 人日 |

④ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|----------|----------|
| 利用人数（年間延べ） | 368 人日 | 613 人日 | 905 人日 | 1,371 人日 | 1,046 人日 |
| 一時預かり事業 | 307 人日 | 411 人日 | 688 人日 | 919 人日 | 739 人日 |
| 病児・病後児保育事業 | 52 人日 | 0 人日 | 8 人日 | 11 人日 | 20 人日 |
| ファミリー・サポート・センター事業（就学児） | 9 人日 | 90 人日 | 124 人日 | 361 人日 | 310 人日 |

⑤子育て短期支援事業

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用人数 （年間延べ） | 0 人日 | 7 人日 | 0 人日 | 0 人日 | 11 人日 |

⑥地域子育て支援拠点事業

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 実施箇所数 | 5 箇所 | 5 箇所 | 5 箇所 | 6 箇所 | 6 箇所 |
| 利用人数 （月あたり延べ） | 886 人日 | 559 人日 | 400 人日 | 732 人日 | 1,266 人日 |

(3) 基本目標Ⅲ 【子育て・自立期】子どもの生きる力を育てる

施策①子どもの権利の普及啓発
 施策②新しい時代を生きる力の育成
 施策③食育の推進
 施策④ふるさとへの愛着と豊かな心の育成
 施策⑤健やかな体の育成
 施策⑥子どもの居場所づくり
 施策⑦子どものまちづくりへの参加
 施策⑧子育て家庭の学びの支援

こどもの権利を知り、権利を守る意識の醸成のため、こどもの権利の普及啓発に係る各種プログラムを行うとともに、樽川地区に放課後児童クラブ機能を有する大型児童センター「ふれあいの杜子ども館」を開設し、こどもの居場所の充実を図りました。

また、「石狩市こどもの権利条例」の制定に向けた検討を始めました。

1) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| クラブ数 | 19 クラブ | 19 クラブ | 18 クラブ | 18 クラブ | 18 クラブ |
| 定員 | 600 人 | 600 人 | 575 人 | 575 人 | 575 人 |
| 登録児童数 | 562 人 | 601 人 | 526 人 | 587 人 | 577 人 |

(4) 基本目標Ⅳ すべての子どもと家庭への支援

施策①障がいや発達に配慮が必要な子どもへの支援
 施策②児童虐待の未然防止と対策
 施策③困難を抱える子どもと若者への総合支援
 施策④生活困窮家庭の親の自立支援
 施策⑤ひとり親家庭の支援
 施策⑥子育て家庭への経済的支援

すべてのこどもが安心して暮らせるために、医療的ケア児保育支援事業などの障がいや発達に配慮が必要なこどもへの支援を実施しました。また、子ども家庭総合支援拠点に家庭児童相談員や臨床心理士等の専門職員を配置することにより相談しやすい体制の充実を図るとともに、子ども医療費の助成対象拡大など子育て家庭への経済的支援の拡充を行いました。

1) 養育支援訪問事業

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 訪問数 | 79回 | 63回 | 59回 | 53回 | 39回 |
| 訪問家庭数 | 11世帯 | 8世帯 | 7世帯 | 5世帯 | 6世帯 |

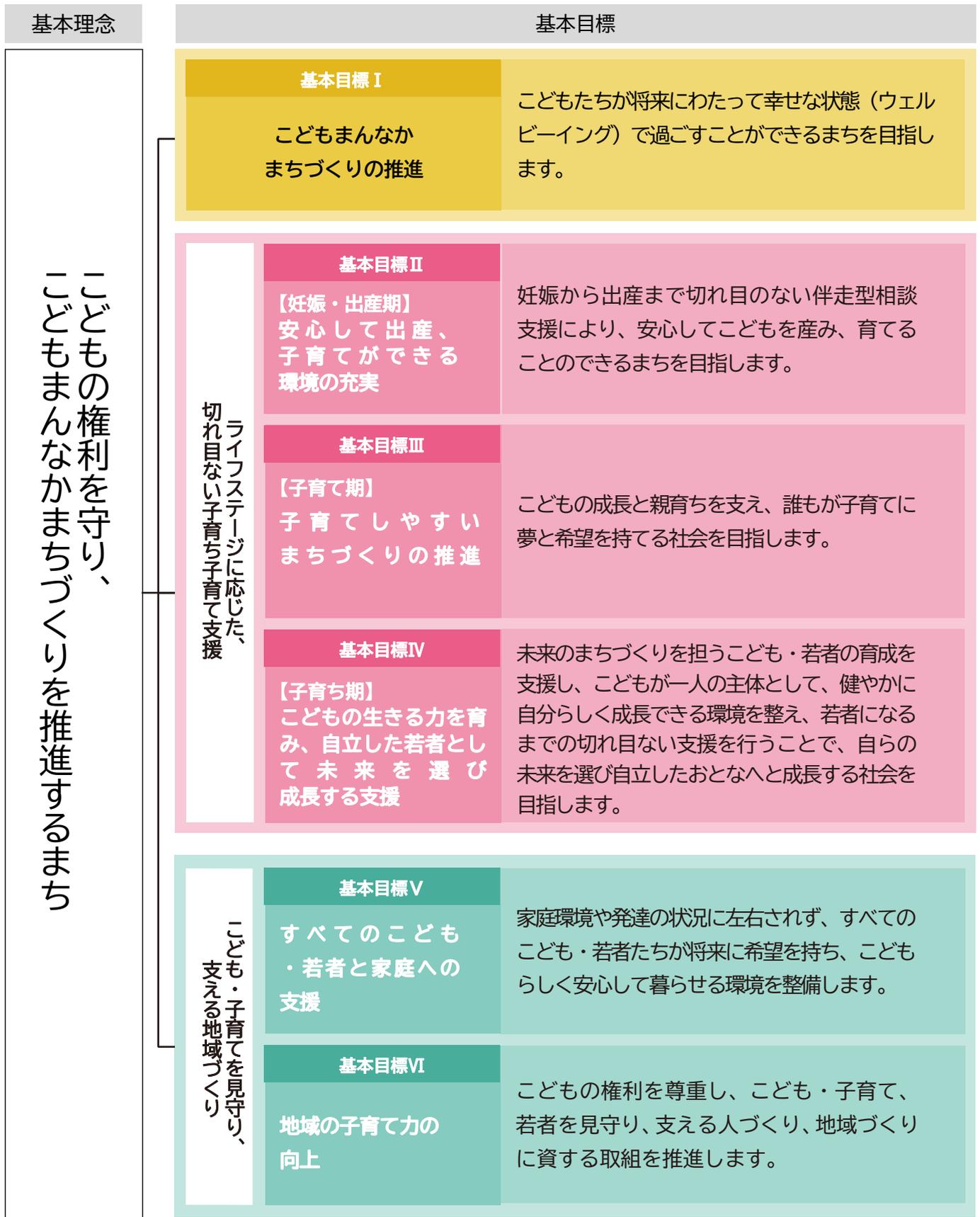
(5) 基本目標Ⅴ 地域の子育て力の向上

施策①子育てにやさしいまちづくりの機運の醸成
 施策②子どもが主体的に活動する場所の整備
 施策③安全・安心・見守り体制の構築（家庭、学校、地域のネットワークづくり）
 施策④地域における取組への支援
 施策⑤市民の教育活動への参画支援

子育てにやさしいまちづくりの機運醸成のため、企業や商店街との協働による取組を推進し、不審者などからこどもを守るため、関係機関との情報共有や地域でのこどもの見守り活動を展開するとともに、こどもの学習支援や食事支援などを行う市民団体等の活動を支援しました。

第4章 施策体系

1. 施策体系



重点施策方針

- 【方針1】 こどもまんなかまちづくりの推進
- 【方針2】 妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な支援体制の充実
- 【方針3】 教育・保育環境の充実
- 【方針4】 こども・若者の居場所づくりの推進

基本施策

- 【基本施策1】 こどもの権利の普及啓発
- 【基本施策2】 こどもが意見を表明しやすい環境の整備
- 【基本施策3】 こどものまちづくりへの参加
- 【基本施策4】 こどもの権利の侵害に関する相談と救済

- 【基本施策1】 妊娠・出産に関する相談体制の整備
- 【基本施策2】 安心・安全な妊娠・出産に向けた支援
- 【基本施策3】 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 【基本施策1】 親と子のこころと体の健康づくり
- 【基本施策2】 子育て支援制度等の情報の提供
- 【基本施策3】 教育・保育の充実（仕事と子育ての両立支援）
- 【基本施策4】 緊急時のサポート体制の強化
- 【基本施策5】 身近な相談・交流場所の整備

- 【基本施策1】 未来を開拓する力の育成
- 【基本施策2】 食育の推進
- 【基本施策3】 ふるさとへの愛着と豊かな心の育成
- 【基本施策4】 健やかな体の育成
- 【基本施策5】 こどもの居場所づくり
- 【基本施策6】 子育て家庭の学びの支援

- 【基本施策1】 障がいや発達に配慮が必要なこどもへの支援
- 【基本施策2】 児童虐待の未然防止と対策
- 【基本施策3】 困難を抱えるこどもと若者への総合支援
- 【基本施策4】 生活困窮家庭の親の自立支援
- 【基本施策5】 ひとり親家庭の支援
- 【基本施策6】 子育て家庭への経済的支援

- 【基本施策1】 子育てにやさしいまちづくりの機運の醸成
- 【基本施策2】 こどもが主体的に活動する場所の整備
- 【基本施策3】 安全・安心・見守り体制の構築
- 【基本施策4】 地域における取組への支援
- 【基本施策5】 市民の教育活動への参画支援

第5章 施策の展開

1. 重点施策方針

(1) 【方針1】 こどもまんなかまちづくりの推進

1) 主な取組方針

- ・ こどもの権利の普及啓発を図る
- ・ 毎年11月を「こどもの権利月間」として、こどもの権利を知る機会を作る
- ・ こどもが意見を表明しやすい環境の整備に努める
- ・ こどもがまちづくりに参加する機会を設けるように努める
- ・ こどもが主体的に企画・運営に参加する機会を設けるように努める
- ・ こどもの権利の侵害に対する相談体制を整え、相談の内容に応じて、教育・保育機関や他の相談機関等、必要な関係機関と連携し、状況の改善に努める
- ・ こどもの権利救済委員会を設置し、権利の侵害を受けたこどもとその保護者に対して、速やかに適切な救済と回復を支援する

2) 関連する基本施策

- ⇒ I-1. こどもの権利の普及啓発
- ⇒ I-2. こどもが意見を表明しやすい環境の整備
- ⇒ I-3. こどものまちづくりへの参加
- ⇒ I-4. こどもの権利の侵害に関する相談と救済

石狩市こどもの権利条例

こどもにとって大切な権利

安全に安心して生きる権利

- ・ 命が守られ、平和で安全な環境で、安心して暮らすことができます。
- ・ 愛情と理解を持って生まれ、健やかに成長することができます。
- ・ 障がいがあることや性別などを理由とした、あらゆる差別を受けません。

自分らしく成長できる権利

- ・ 一人ひとりの能力や個性を伸ばすことができます。
- ・ 自分に合った方法で学ぶことができます。
- ・ 遊んだり、休んだりすることができます。
- ・ こどもであることにより、不当な扱いを受けません。

意見を表明し、参加する権利

- ・ 自分の考えや意見を表明することができ、その意見は大切に受け入れられます。
- ・ 必要な情報を得ることができます。
- ・ 自分に関わりのあることの決定に参加することができます。
- ・ いろいろな考えの人が集まって仲間になることができます。

守り、守られる権利

- ・ あらゆる権利の侵害から守られます。
- ・ いじめや虐待など、あらゆる暴力から、心や体が傷つかないように守られます。
- ・ プライバシーが守られます。
- ・ 失敗してもやり直す機会があり、そのため支援を受けることができます。

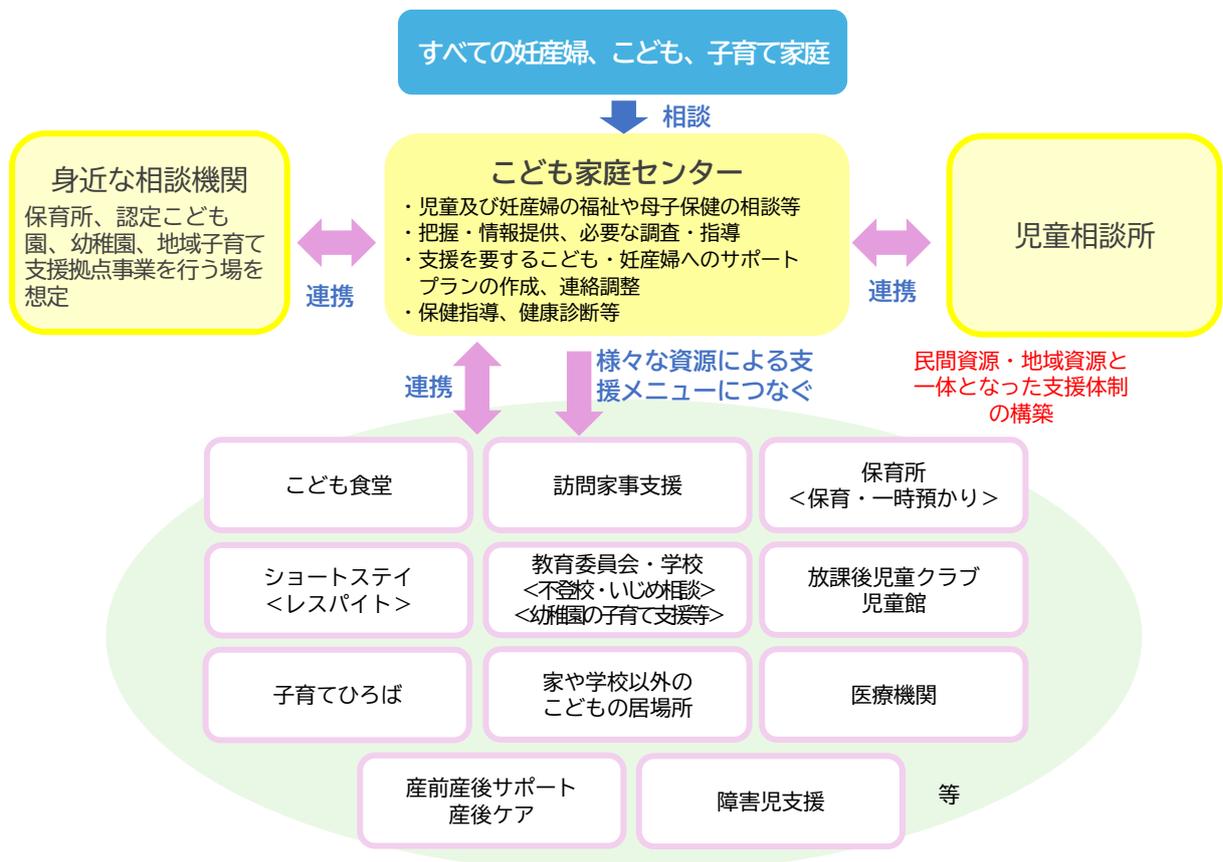
(2) 【方針2】妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な支援体制の充実

1) 主な取組方針

- ・全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的な相談支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを統合し、こども家庭センターを設置する
- ・デジタル技術を活用し、子育て世帯等の利便性の向上とこども施策の推進を図る
- ・児童虐待相談等に対応していくため、石狩市こども見守りネットワーク協議会の効果的運用を図る
- ・こどもの貧困対策として、生活困窮家庭やひとり親家庭の親の自立支援対策を推進する。また、生活、教育、経済、医療など様々な領域における支援を総合的、重層的に展開する

2) 関連する基本施策

- ⇒Ⅱ-1. 妊娠・出産に関する相談体制の整備
- ⇒Ⅲ-2. 子育て支援制度等の情報の提供
- ⇒Ⅲ-5. 身近な相談・交流場所の整備
- ⇒Ⅴ-2. 児童虐待の未然防止と対策
- ⇒Ⅴ-3. 困難を抱えるこどもと若者への総合支援
- ⇒Ⅴ-5. ひとり親家庭の支援
- ⇒Ⅵ-3. 安全・安心・見守り体制の構築



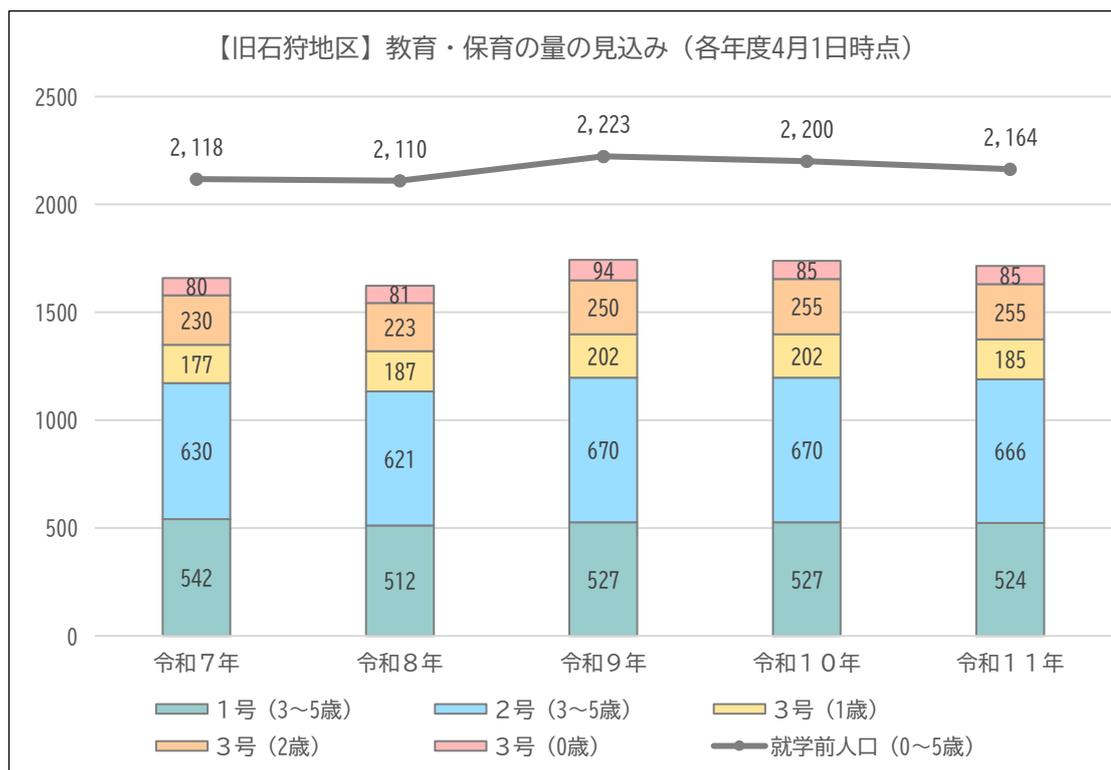
(3)【方針3】教育・保育環境の充実

1) 主な取組方針

- ・希望するすべての家庭に教育・保育の機会を提供できるよう、保育の量と質の確保を図る（⇒87 ページ参照）
- ・保育士等の人材確保のための総合対策を講じる
- ・学校施設の計画的な改修・整備を図る
- ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を推進する
- ・小・中学校及び義務教育学校等のICT環境の整備を図る

2) 関連する基本施策

- ⇒Ⅲ－3. 教育・保育の充実（仕事と子育ての両立支援）
- ⇒Ⅳ－1. 未来を開拓する力の育成
- ⇒Ⅴ－1. 障がいや発達に配慮が必要な子どもへの支援
- ⇒Ⅵ－2. 子どもが主体的に活動する場所の整備



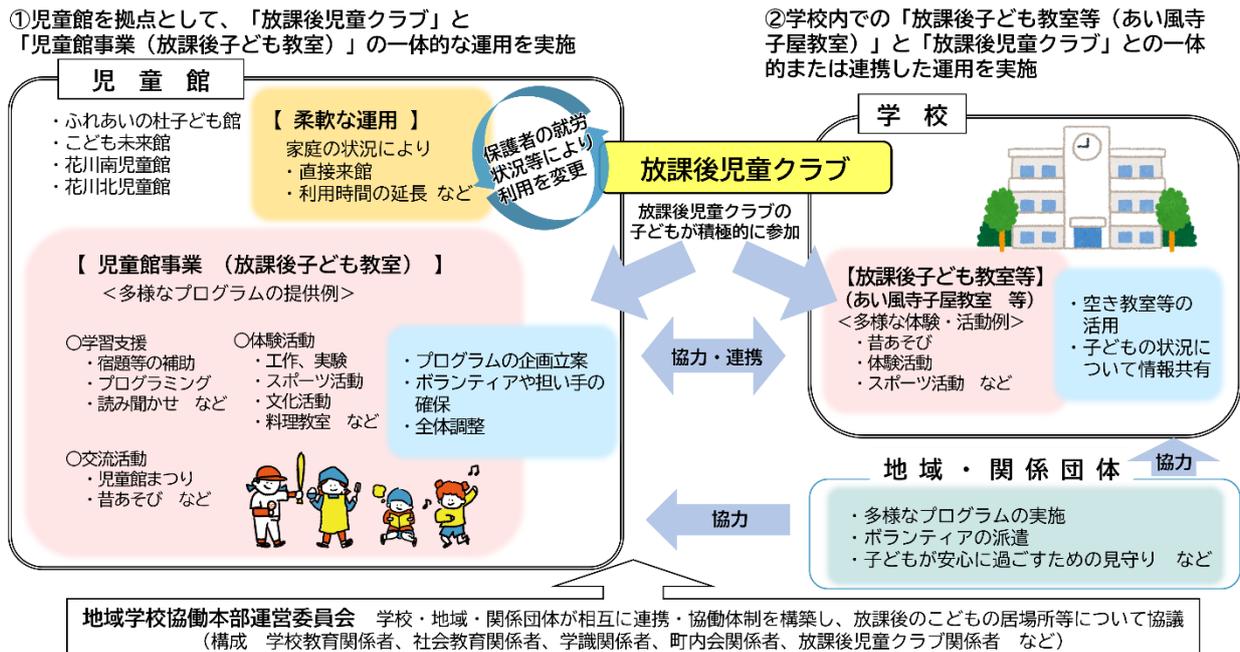
(4) 【方針4】 こども・若者の居場所づくりの推進

1) 主な取組方針

- ・ 放課後の居場所づくり及び児童クラブの量と質の適正化を図る (92 ページ参照)
- ・ こども・若者の居場所をプラットホームとした相談支援体制の充実強化を図るため、ひきこもりサポートセンターの機能充実を図る
- ・ 学習支援や食事支援など、市民団体等によるこどもの居場所づくりを推進する

2) 関連する基本施策

- ⇒IV-5. こどもの居場所づくり
- ⇒V-3. 困難を抱えるこどもと若者への総合支援
- ⇒VI-2. こどもが主体的に活動する場所の整備
- ⇒VI-4. 地域における取組への支援



石狩市放課後児童対策のイメージ

2. 各施策における今後の方向性

(1) 基本目標Ⅰ 子どもまんなかまちづくりの推進

子どもたちが将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごすことができるまちを目指します。

1) こどもの権利の普及啓発

- ・ こどもの権利の普及啓発のため、各種プログラムを実施します。
- ・ こどもの権利月間（11月）を設定し、こどもの権利を広く知ってもらうため様々な周知啓発を実施します。
- ・ 学校におけるこどもの権利について学ぶ授業を実施します。
- ・ 教員等に向けたこどもの権利に関する研修を実施します。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|---|-----------------|
| こどもの権利に関するリーフレット（こども用、おとな用）など様々な媒体を用いての普及啓発のための取組 | 子ども政策課 |
| こどもの権利月間（11月）に合わせた集中した普及啓発のための取組 | 子ども政策課 |
| こどもの権利について学ぶ機会の確保 | 学校教育課 子ども政策課 |
| CAPプログラムの奨励 | 教育支援課 |
| 人権啓発のための各種取組 | 広聴・市民生活課 |

2) こどもが意見を表明しやすい環境の整備

- ・こどもが意見を表明しやすい環境の整備に努めます。
- ・こどもの意見の表明を支援する人材の育成に努めます。
- ・学校を含むこどもが利用する施設のルールにこどもの意見を反映するように努めます。
- ・学校活動における児童生徒の意見を反映した取組みを推進します。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|---------------------------------|--------------------|
| こどもが意見を表明しやすい環境の整備 | 子ども政策課 広聴・市民生活課 |
| こどもの意見表明を支援する人材の育成のための取組 | 子ども政策課 |
| 校則の見直し等でこどもが主体的に参画することができる環境の整備 | 学校教育課 |

3) こどものまちづくりへの参加

- ・こどもが市政に対して意見を表明し、自ら施策の実現に関わるための多様な仕組みづくりを推進します。
- ・こどもの社会参加を促進するための人材の育成に努めます。
- ・地域活動やまちづくりに参画する変化する時代に合わせたリーダーの養成を図ります。
- ・児童館で、こどもが主体的に企画・運営に参加する取組を推進します。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|--------------------------|--------|
| こども参加プロジェクト事業 | 子ども政策課 |
| こどもの社会参加を促進する人材の育成のための取組 | 子ども政策課 |
| こどもリーダーの養成 | 子ども政策課 |
| 児童館を中心としたこどもによる企画・運営参加 | 子ども政策課 |

4) こどもの権利の侵害に関する相談と救済

- ・ こどもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言や支援を行います。
- ・ こどもの権利の侵害に速やかに対応し、その権利が回復できるようにするため、こどもの権利救済委員会を設置します。
- ・ こどもの権利の相談窓口として、こどもの権利調査相談員を配置します。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|----------------|--------|
| こどもの権利救済委員会の設置 | 子ども政策課 |
| こどもの権利調査相談員の配置 | 子ども政策課 |

(2) 基本目標Ⅱ 【妊娠・出産期】安心して出産、子育てができる環境の充実

妊娠から出産まで切れ目のない伴走型相談支援により、安心して子どもを産み、育てることのできるまちを目指します。

1) 妊娠・出産に関する相談体制の整備

- ・妊娠中から産後までの心身の不安定な時期に必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるよう、母子保健コーディネーター等による面接・相談が受けられる体制を充実させ、妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援に取り組みます。
- ・出産を控えた方を対象に、父親・母親それぞれの育児の役割について考えたり、育児を体験したりする場を設け、出産後の育児不安の解消を図ります。
- ・妊娠や不妊、出産に関する悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう、相談体制を充実します。
- ・高額の治療費がかかる特定不妊治療費・先進不妊治療費・不育症治療費への経済的支援を行います。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|-----------------|--------|
| 母子保健コーディネーターの配置 | 子ども政策課 |
| 不妊症・不育症への支援 | 子ども政策課 |
| 両親教室・マタニティ教室 | 子ども政策課 |

2) 安心・安全な妊娠・出産に向けた支援

- ・母子共に安心・安全な出産を迎えるため、妊産婦の健康診査等の費用の一部助成を行います。
- ・産前・産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に、家事・育児の負担を軽減するための支援を充実します。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|-----------------|--------|
| 妊産婦健康診査の実施 | 子ども政策課 |
| 妊産婦健康診査通院交通費等助成 | 子ども政策課 |
| 産後ケア事業 | 子ども政策課 |
| 子育てサポート事業 | 子ども政策課 |

3) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・夫婦で子育てを行う必要性や子育てを楽しんでいる男性のロールモデル等について広く周知し、男性の意識が変わるきっかけづくりに努めます。
- ・職場において男性を含めた育児支援制度などが充実されるよう、事業所等への働きかけを行います。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|---------------|-------------------|
| 事業所等への働きかけ | 商工労働課 広聴・市民生活課 |
| 男性を含めた働き方の見直し | 広聴・市民生活課 |

(3) 基本目標Ⅲ 【子育て期】子育てしやすいまちづくりの推進

こどもの成長と親育ちを支え、誰もが子育てに夢と希望を持てる社会を目指します。

1) 親と子のこころと体の健康づくり

- ・生後すぐから4ヶ月前後の赤ちゃんがいる家庭を保健師等の専門職が訪問し、母と子の健康管理や育児相談等の支援を行います。
- ・乳幼児健康診査のほか、育児相談や栄養指導など、こどもの成長や発達について相談できる機会を充実させ、育児不安や育児困難の軽減、解消を図ります。
- ・こどもが健やかに育つよう、予防接種の普及啓発を図るとともに、歯科検診等を実施し、う歯の予防に努めます。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|--------------|--------|
| 赤ちゃん訪問事業 | 子ども政策課 |
| 新生児聴覚検査費助成事業 | 子ども政策課 |
| 発達すくすく相談 | 子ども政策課 |
| 乳幼児健康相談 | 子ども政策課 |
| 歯科検診、歯科保健の推進 | 子ども政策課 |
| 離乳食教室 | 健康推進課 |

2) 子育て支援制度の情報の提供

- ・子育てコンシェルジュを配置し、こどもや保護者が適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう必要な情報提供や助言を行います。
- ・子育て家庭のニーズの把握に努め、子育て家庭に必要な情報が届くよう、情報提供の内容や方法を充実します。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|----------------------|--------|
| 子育てコンシェルジュの配置 | 子ども政策課 |
| 子育てガイドブック等の発行 | 子ども政策課 |
| I C Tを活用した子育て支援情報の配信 | 子ども政策課 |

3) 教育・保育の充実（仕事と子育ての両立支援）

- ・保護者の就労ニーズに応じた環境整備は、市域内企業等の労働力の確保や就労者数の増加など地域経済の活性化にも寄与することから、そうした側面も視点とした施策の構築と推進に努めます。
- ・心身の発育・発達が著しい幼児期のすべてのこどもが、等しく教育や保育を受けられるよう、教育・保育施設を確保します。
- ・保護者の多様な就労形態に対応するため、延長保育事業、一時預かり事業、病児保育等の特別保育サービスを充実します。また、保護者の就労ニーズへの対応は、幼児期のみならず学童期への連続性にも配慮します。
- ・各種研修や講座を開催し、子育てを支える人材の育成、資質の向上を図ります。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|----------------|--------|
| 教育・保育の量・質の確保 | 子ども家庭課 |
| 特別保育の充実 | 子ども家庭課 |
| 保育士等の処遇改善と確保対策 | 子ども家庭課 |
| 子育て支援員の養成 | 子ども家庭課 |

4) 緊急時のサポート体制の強化

- ・こどもの一時預かりや送迎など、育児の援助を受けたい人で行いたい人による相互援助活動を推進します。
- ・病气中や病气回復期のこどもを、一時的に預かるサービスを実施します。
- ・保護者の疾病や急用等によりこどもの養育が困難となった場合に、ファミリー・サポート・センターや児童養護施設等で、宿泊を伴う預かりサービスを実施します。
- ・救急安心センターさっぽろ（#7119）や北海道小児救急電話相談（#8000）などの情報提供をします。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|---------------------|---------------------|
| ファミリー・サポート・センター事業 | 子ども政策課 |
| 病児・病後児の受け入れ体制の充実 | 子ども政策課 子ども家庭課 |
| こどもショートステイ事業 | 子ども政策課 子ども相談センター |
| 救急安心センターさっぽろなどの情報提供 | 健康推進課 |

5) 身近な相談・交流場所の整備

- ・親子が気軽に集える場として、地域子育て支援拠点を整備し、子育てに関する講習や育児相談等を実施します。
- ・こどもや保護者等が相談しやすい機能の向上に努めます。
- ・子育て家庭が楽しく交流したり、仲間づくりができるように行事やイベント等を行います。
- ・体罰等によらない子育てを推進するため、必要な啓発プログラムを実施します。
- ・保育所等に通っていない満3歳未満のこどものための通園制度を実施します。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|-------------------|-----------|
| 地域子育て支援拠点事業の充実 | 子ども政策課 |
| こども・家庭相談の充実 | 子ども相談センター |
| 子育てメッセの開催 | 子ども政策課 |
| いしかり子育て応援プログラムの実施 | 子ども相談センター |
| こども誰でも通園制度の実施 | 子ども家庭課 |

(4) 基本目標Ⅳ 【子育て期】 こどもの生きる力を育み、自立した若者として未来を選び成長する支援

未来のまちづくりを担うこども・若者の育成を支援し、こどもが一人の主体として、健やかに自分らしく成長できる環境を整え、若者になるまでの切れ目ない支援を行うことで、自らの未来を選び自立したおとなへと成長する社会を目指します。

1) 未来を開拓する力の育成

- ・確かな学力を育むため、主体的・対話的で深い学びの実現に向け取組みを進めるほか、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図ります。
- ・児童・生徒の個に応じた指導の充実を図ります。
- ・外国語教育、情報教育の充実を図ります。
- ・小学校から中学校まで発達段階を通じた体系的かつ系統的なキャリア教育を推進します。
- ・学校教育の始まりである幼児教育環境の充実を図ります。
- ・情報リテラシーの向上に努めます。
- ・消費者教育を推進します。
- ・図書館を活用した調べ学習の取組を推進します。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|-------------------|----------------|
| 学習指導等改善の推進 | 学校教育課 |
| 学力向上サポーター事業 | 学校教育課 |
| A L Tの配置 | 学校教育課 |
| 教育の情報化の推進 | 学校教育課 |
| キャリア教育の充実 | 学校教育課 |
| 幼児教育の充実 | 子ども家庭課 |
| 情報リテラシー教育の充実 | 学校教育課 教育支援課 |
| 消費者教育の推進 | 広聴・市民生活課 |
| 図書館を使った調べる学習コンクール | 市民図書館 |

2) 食育の推進

- ・妊産婦をはじめ、こどもの成長段階に応じた食に関する正しい知識と望ましい食習慣の普及に努めます。
- ・食育推進のため、関係機関と連携した食に関する体験活動の奨励等を行います。
- ・栄養教諭等による食に関する指導や地産地消の推進など、学校給食の充実を図ります。
- ・食事支援（こども食堂）を行う市民団体等を支援し、食に関する様々なことを学ぶ機会をつくります。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|-------------|----------|
| 栄養ミニ講話・調理実習 | 健康推進課 |
| 親子料理教室 | 健康推進課 |
| キッズシェフ講座 | 健康推進課 |
| 給食メニューの充実 | 学校給食センター |

3) ふるさとへの愛着と豊かな心の育成

- ・こどもが、図書館の司書業務などに継続的に触れる機会を創出し、将来の司書を養成するとともに、自主的な活動、組織的な活動を行うことができる人材を育成します。
- ・読書に親しみ、ものの見方、感じ方・考え方を広げ深める活動の充実を図ります。
- ・外国語教育や手話が言語であることへの理解を通じて、多様な言語によるコミュニケーションを学びます。
- ・学ぶことと働くことのつながりを意識した、学習・体験活動や職業体験、他者と協働することの大切さなどへの理解を深めるための道徳教育、芸術や文化に触れる機会など、こどもが体験する機会の充実を図ります。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|-----------------|----------------|
| こども司書養成講座 | 市民図書館 社会教育課 |
| ブックスタート | 市民図書館 |
| 木育ファーストウッド事業 | 林業水産課 |
| 小中学校での手話出前授業の実施 | 障がい福祉課 |
| 情操教育プログラム等の実施 | 社会教育課 |
| こども俳句コンテスト | 社会教育課 |
| 国際文化に触れる機会の提供 | 秘書広報課 |

4) 健やかな体の育成

- ・性の問題行動や性感染症の予防のため、命や性に関する正しい知識の普及啓発プログラムを整備します。
- ・適切な指導の下でトレーニングし、ケガの予防や成長を妨げず、運動を継続できるよう基礎体力の向上を図る取組を推進します。
- ・運動が好きになるよう、スポーツを体験する機会を充実します。また、食育授業を開催し、健やかな体づくりを推進します。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|----------------------|-----------------|
| 性や感染症予防等に関する正しい知識の普及 | 健康推進課 子ども政策課 |
| 放課後すこやかスポーツ教室 | 社会教育課 |
| スポーツ・食育講座 | スポーツ健康課 |

5) こどもの居場所づくり

- ・こども・若者の視点に立ち、こどもの声を取り入れた居場所づくりに取り組みます。
- ・児童館等において、芸術、科学、ものづくり、スポーツなど、様々な体験の機会を提供します。
- ・放課後児童対策パッケージ（新・放課後子ども総合プランを継承）の推進～放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携し、遊びや体験活動、学習活動を行うことで、放課後や週末に安全で安心な活動場所や居場所を提供します。また、児童館があるエリアでは、児童館が放課後のこどもの居場所機能を提供します。
- ・児童館が、すべてのこどもにとって安全に安心して過ごせる居場所となるため、自己肯定感、自己効力感（※）を醸成できる環境づくりに努めます。
- ・官民協働で学習支援や食事支援などの取組を推進します。
- ・オンライン等を含むこどもの居場所の充実を図ります。
- ・こどもの居場所における、すべてのこどもに向けた体験の機会の充実を図ります。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|--------------------------|--------|
| 児童館機能の充実 | 子ども政策課 |
| 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施 | 子ども政策課 |
| 放課後子ども教室等の開設 | 子ども政策課 |
| 中高生の活動場所の充実 | 子ども政策課 |
| こどもの学習・食事支援の充実 | 子ども政策課 |

※自己肯定感 自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する言葉
 ※自己効力感 人が何らかの課題に直面した際、こうすれはうまくいくはずだという期待に対して自分はそれが実行できるという期待や自信のこと

6) 子育て家庭の学びの支援

- ・子育てに関連する講義や実践を学びながら参加者同士が交流できる機会を設けます。
- ・望ましい生活習慣が身に付くよう、児童生徒への指導と保護者への啓発を推進します。また、児童生徒に対してさまざまな課題への対応と合わせて家庭学習を支援します。
- ・地域で子育て家庭を見守り支援する環境づくりを推進するため、子育て家庭を主な対象とした学習機会を提供します。
- ・スクリーンタイムを学習の時間へと置き換える機会の創出を図ります。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|---------------|--------|
| 子育てに関する講座等の開催 | 子ども政策課 |
| 望ましい生活習慣の啓発 | 社会教育課 |
| 生活リズムチェックシート | 社会教育課 |
| スクリーンタイムの低減 | 教育支援課 |

(5) 基本目標V すべてのこども・若者と家庭への支援

家庭環境や発達の状況に左右されず、すべてのこども・若者たちが将来に希望を持ち、こどもらしく安心して暮らせる環境を整備します。

1) 障がいや発達に配慮が必要なこどもへの支援

- ・発育発達上支援が必要なこどもが早期に適切な対応を受けられるよう、ケース検討や情報共有を図り、市内の認定こども園、保育所、小中学校、障害児通所施設、行政等の連携を強化します。
- ・発達障がいや特別支援教育への理解を深めるため、啓発活動を行います。
- ・保育所等訪問支援の実施、医療的ケア児支援の取組を推進します。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保を図ります。
- ・誰もが快適に学び、生活できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した学校施設の整備を進めます。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|------------------|------------------|
| 障害児通所支援施設との連携 | 障がい福祉課 |
| 子ども発達支援センターの体制強化 | 子ども発達支援センター |
| 障がい児保育等 | 子ども家庭課 子ども政策課 |
| 医療的ケア児受入促進事業 | 障がい福祉課 |
| 特別支援教育の充実 | 教育支援課 |
| 学校施設の環境整備 | 総務企画課 |

2) 児童虐待の未然防止と対策

- ・こども家庭センターには、子ども家庭総合支援拠点としての機能を維持し、家庭児童相談員、保健師等の専門職員を配置し、個別相談やカウンセリング等、こどもや保護者などが相談しやすい相談体制の充実とその周知に努めます。また、研修などの受講により専門性の向上を図ります。
- ・育児困難な状況及び虐待の可能性のある要支援家庭を把握し、虐待の発生予防や早期発見に務めます。
- ・児童虐待と密接に関連するDV（ドメスティックバイオレンス）相談との連携強化を図ります。
- ・石狩市こども見守りネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）の構成機関の研修等を実施します。
- ・赤ちゃん訪問事業等で継続支援が必要と考えられた家庭や乳幼児健康診査の未受診者の家庭に保健師等が訪問し、支援を実施します。
- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の「通告の義務」など、地域の理解や協力を得るため、周知・啓発を推進します。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|------------------------------|---------------------|
| 養育支援訪問事業 | 子ども相談センター |
| 子育て世帯訪問支援事業 | 子ども相談センター |
| 子ども家庭総合支援拠点の機能を維持し、体制と専門性の強化 | 子ども相談センター |
| 要保護児童対策地域協議会の機能強化 | 子ども相談センター |
| 虐待の早期発見・未然防止 | 子ども政策課 子ども相談センター |

3) 困難を抱える子どもと若者への総合支援

- ・いじめや不登校のほか、ひきこもりやニートなど、困難を抱える子どもや若者及びその家族の支援を推進していくため、居場所を拠点とした相談支援体制の充実を図ります。
- ・SNS等の適切な利用についての指導を実施します。
- ・貧困など生活に困窮する家庭のこどもの学習支援を拠点型とアウトリーチ（訪問）型により支援します。
- ・スクールソーシャルワーカーを配置し、学校と家庭の問題に対応します。
- ・若者の自立に向け、就職や職場定着等の支援を推進します。
- ・ヤングケアラーへの支援について、地域が正しい知識を持ち、早期に発見し、適切な支援につながるよう取り組みます。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|------------------|--------------------|
| 不登校児童生徒への支援 | 教育支援課 |
| スクールソーシャルワーカーの配置 | 教育支援課 |
| こども・若者の相談支援体制の充実 | 子ども相談センター |
| 若者人材育成・職場定着支援事業 | 商工労働課 |
| こどもの学習・生活支援事業 | 福祉総務課 子ども相談センター |
| ヤングケアラーへの支援 | 子ども相談センター 教育支援課 |

4) 生活困窮家庭の親の自立支援

- ・生活困窮家庭の親の自立支援を図るため、生活困窮者に対する自立相談、家計改善の一体的な支援を実施します。
- ・こども家庭センターには子育て世代包括支援事業の機能を維持し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制を充実します。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|---------------------------------|---------------------|
| 生活困窮者自立相談支援事業 | 福祉総務課 |
| 住居確保給付金 | 福祉総務課 |
| 就労準備支援事業 | 福祉総務課 |
| 家計改善支援事業 | 福祉総務課 |
| 子育て世代包括支援事業の機能を維持し、切れ目ない支援体制の充実 | 子ども政策課 子ども相談センター |

5) ひとり親家庭の支援

- ・ひとり親家庭等への総合的な相談窓口として母子・父子自立支援員を配置し、ワンストップによる相談体制と各種支援制度の周知に努めます。
- ・一時的な理由により家事や育児ができないひとり親の日常生活をサポートします。
- ・職業訓練や資格取得等の費用負担を支援し、ひとり親家庭の自立を推進します。
- ・ひとり親家庭等に対し、こどもが就学するために必要な資金や生活資金等の相談・支援を実施します。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|---------------------|-----------|
| ひとり親相談 | 子ども相談センター |
| ひとり親家庭生活サポート事業 | 子ども相談センター |
| 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 | 子ども相談センター |
| 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 | 子ども相談センター |
| ひとり親家庭等の貸付金に関する相談等 | 子ども相談センター |

6) 子育て家庭への経済的支援

- ・児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当など、国の制度に準拠しながら各種手当を支給します。
- ・こどもやひとり親家庭の受診の機会が経済的事情で抑制されることのないよう、医療費の一部を助成します。
- ・経済的理由により学用品費や給食費など、児童生徒の就学に必要な経費負担が困難な家庭に対し援助を行います。
- ・経済的理由で高等学校等への修学が困難な学生・生徒（不登校等の学生・生徒を含む。）に対し、奨学金を支給します。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|--------------|--------|
| 児童手当の支給 | 子ども家庭課 |
| 児童扶養手当の支給 | 子ども家庭課 |
| 特別児童扶養手当等の支給 | 障がい福祉課 |
| 要保護・準要保護就学援助 | 学校教育課 |
| 子ども医療費の助成 | 子ども家庭課 |
| ひとり親医療費の助成 | 子ども家庭課 |
| 奨学金の支給 | 学校教育課 |

(6) 基本目標VI 地域の子育て力の向上

こどもの権利を尊重し、こども・子育て、若者を見守り、支える人づくり、地域づくりに資する取組を推進します。

1) 子育てにやさしいまちづくりの機運の醸成

- ・企業や商店街との協働による取組を推進し、地域全体で子育て家庭を応援する機運を醸成します。
- ・地域の中で子育て家庭を支援していくため、市内子育て関係団体等との情報共有、研修やイベントの企画・検討などを行うネットワークづくりを推進します。
- ・若い世代の移住・定住を促進するため、子育て世帯や結婚間もない若者世帯の移住・定住につながる取組を推進します。
- ・ユニバーサルデザインに基づく都市基盤の整備や、二世帯住宅等へ対応した土地利用のあり方を検討します。
- ・公共施設などにこどもと一緒に訪れやすい環境整備を進めます。
- ・「住みたい」「住み続けたい」まちの実現に向け、様々な機会を通じて、子育てしやすいまちとしてのPR等を行います。
- ・障がいのあるないにかかわらず、誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境及びコミュニケーション手段を広め利用しやすい環境づくりに努めます。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|------------------------------|--------|
| 企業や商店街との協働による取組 | 子ども政策課 |
| 子育てネット事業 | 子ども政策課 |
| 若者の結婚新生活支援 | 企画課 |
| 住まいの応援事業 | 建築住宅課 |
| 良好な住環境の確保 | 建設総務課 |
| コミュニケーション手段及び障がいへの理解普及に関する事業 | 障がい福祉課 |

2) こどもが主体的に活動する場所の整備

- ・児童館において、各種体験プログラムを充実します。
- ・学校施設等を開放し、こどもが体を動かして遊べる環境を整えます。
- ・学校施設等の改修・整備・適正配置を計画的に進めます。
- ・老朽化する公園施設の改修・整備を計画的に進めます。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|----------------|---------|
| 児童館での体験活動の充実 | 子ども政策課 |
| 学校施設等の開放 | スポーツ健康課 |
| 学校施設の計画的な改修・整備 | 総務企画課 |
| 公園施設の計画的な改修・整備 | 都市整備課 |

3) 安全・安心・見守り体制の構築

- ・不審者や交通事故等からこどもを守るため、関係機関との情報共有や、地域でのこども見守り活動等を展開します。
- ・地域における見守り体制を強化し、こどもの安全・安心のみならず、犯罪やごみの不法投棄の抑止、地域の防犯意識の向上を図ります。
- ・交通安全、防犯、防災等の教育の充実や、それに関する学校の取組への支援を行います。
- ・学校・地域・家庭・行政が連携し、心や体を蝕む薬物乱用や喫煙、不適切な飲酒の防止について啓発するとともに、思春期における保健対策全般についての取組を検討します。
- ・こどもを養育している里親等が、地域において社会的つながりを持ち、孤立しないために、児童相談所と連携し里親同士が交流する取組を支援します。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|----------------------------|-------------------------|
| 不審者等の情報配信 | 広聴・市民生活課 |
| 防犯パトロール体制の強化 | 広聴・市民生活課 |
| 通学路等における安全・防犯対策 | 総務企画課 |
| 学校・地域・家庭・行政が連携した思春期保健対策の取組 | 健康推進課 学校教育課 教育支援課 |

4) 地域における取組への支援

- ・NPO 法人や子育て支援団体、行政等が協働し、地域ぐるみで子育て支援を進めるための情報共有やイベント等の企画を行います。
- ・子ども会等が主体となり地域のこどもの健全育成事業を支援します。
- ・こどもの学習支援や食事支援などを行う市民団体等の活動を支援します。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|----------------------|--------|
| 子ども会の育成 | 子ども政策課 |
| 市民協働によるこどもの居場所づくり | 子ども政策課 |
| 地域におけるこどもの健全育成活動への支援 | 子ども政策課 |

5) 市民の教育活動への参画支援

- ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を推進し、地域と学校、地域と児童生徒が一体となった活動の充実を図ります。

| 関連する主な個別事業 | 所管課 |
|----------------|-------|
| コミュニティ・スクールの推進 | 総務企画課 |
| 地域学校協働活動の推進 | 社会教育課 |

【参考】関連事業一覧

基本目標Ⅰ こどもまんなかまちづくりの推進

| | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|--|--------------------|
| 1. こどもの権利の普及啓発 | | | |
| 1 | こどもの権利に関するリーフレット（こども用、おとな用）など様々な媒体を用いた普及啓発のための取組 | リーフレットなどを活用し、こどもの権利について理解や関心を深めるための普及啓発の取組みを推進します。 | 子ども政策課 |
| 2 | こどもの権利月間（11月）に合わせた集中した普及啓発のための取組 | こどもの権利について理解や関心を深めるために、条例により定めた「石狩市こどもの権利月間（11月）」を活用し、集中した普及啓発に努めます。 | 子ども政策課 |
| 3 | こどもの権利について学ぶ機会の確保 | 市内教育・保育施設の年長児及び保護者、職員向けのこどもの権利啓発プログラム事業（CAPプログラム、いのちのはなし）や小中学生や教職員等を対象とした講座を開催します。 | 学校教育課 子ども政策課 |
| 4 | CAPプログラムの奨励 | CAPプログラム（こどもに人権意識と暴力に対する具体的な知識や技術を伝える体験プログラム）の実施を推進します。 | 教育支援課 |
| 5 | 人権啓発のための各種取組 | 人権を尊重する意識づくりのために、札幌人権擁護委員協議会石狩部会と連携し、市内保育園や小・中学校で人権教室を開催します。 | 広聴・市民生活課 |
| 2. こどもが意見を表明しやすい環境の整備 | | | |
| 1 | こどもが意見を表明しやすい環境の整備 | こどもの意見を聴く取組の実施方法について検討するなどこどもが意見を表明しやすい環境を整備します。 | 子ども政策課 広聴・市民生活課 |
| 2 | こどもの意見表明を支援する人材の育成のための取組 | こどもの意見を聴く専門の知識をもった人材を育成するための研修等を実施します。 | 子ども政策課 |
| 3 | 校則の見直し等でこどもが主体的に参画することができる環境の整備 | 児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために学校長が制定する校則の見直し等に際し、児童生徒が主体的に意見表明する機会を確保することで、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者意識の涵養を図ります。 | 学校教育課 |

| 3. こどものまちづくりへの参加 | | | |
|-----------------------|--------------------------|--|--------|
| 1 | 子ども参加プロジェクト事業 | 中高生で組織するプロジェクトチームなどを中心に事業を実施し、こどものまちづくり参加に対する興味関心の向上を図ります。 | 子ども政策課 |
| 2 | こどもの社会参加を促進する人材の育成のための取組 | こどもの多様な社会参加を促進するための人材育成の取組を進めます。 | 子ども政策課 |
| 3 | こどもリーダーの養成 | 様々な体験活動等を通してリーダーとしての意識や技能を育て、地域活動やまちづくりに参画するリーダーの養成を図ります。 | 子ども政策課 |
| 4 | 児童館を中心としたこどもによる企画・運営参加 | 児童館で、こどもが主体的に企画・運営に参加する取組を推進します。 | 子ども政策課 |
| 4. こどもの権利の侵害に関する相談と救済 | | | |
| 1 | こどもの権利救済委員会の設置 | こどもの権利の侵害に速やかに対応し、その権利が回復できるようにするため、石狩市こどもの権利救済委員会を設置します。 | 子ども政策課 |
| 2 | こどもの権利調査相談員の配置 | こどもに関係する様々な悩みを幅広く受け付けるため、石狩市こどもの権利調査相談員を配置します。 | 子ども政策課 |

基本目標Ⅱ 【妊娠・出産期】安心して出産、子育てができる環境の充実

| | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------|------------------|--|---------------|
| 1. 妊娠・出産に関する相談体制の整備 | | | |
| 1 | 母子保健コーディネーターの配置 | 妊娠から育児に関する相談、関係機関・部署と連携を図るため、窓口で専門スタッフを配置します。 | 子ども政策課 |
| 2 | 不妊症・不育症への支援 | 妊娠を望みながら不妊症や不育症に悩んでいる方への情報提供及び、治療にかかる経済的負担の軽減を図ります。 | 子ども政策課 |
| 3 | 両親教室・マタニティ教室 | 助産師の講話や沐浴実習などを通して、出産・育児を具体的にイメージし、父親母親となる意識を高められるように支援します。 | 子ども政策課 |
| 2. 安心・安全な妊娠・出産に向けた支援 | | | |
| 1 | 妊産婦健康診査の実施 | お母さんの健康状態と赤ちゃんの発育状態を確認し、安心・安全な出産ができるように妊婦一般健康診査の公費負担を実施します。また、産後の母の心身の健康状態を確認し、産後うつ等の予防等を図ります。 | 子ども政策課 |
| 2 | 妊産婦健康診査等通院交通費等助成 | 居住地から産科医療機関まで及び里帰り先から出産医療機関までの距離が遠い妊産婦の経済的負担を軽減するため、交通費や出産準備に係る宿泊費の一部を助成します。 | 子ども政策課 |
| 3 | 産後ケア事業 | 母親の心身の回復、育児不安が解消できるよう、宿泊、日帰り又は訪問にて助産師等から専門的なケアを受け、その後の育児が安心して行えるよう支援します。 | 子ども政策課 |
| 4 | 子育てサポート事業 | 子育て家庭の精神的・肉体的負担の軽減を図るため、妊婦及び1歳未満の乳幼児がいる家庭に、ファミサポ無料券を配布します。 | 子ども政策課 |
| 3. ワーク・ライフ・バランスの推進 | | | |
| 1 | 事業所等への働きかけ | ワーク・ライフ・バランスの推進のために、事業者への育児支援制度等の情報発信を行います。 | 商工労働課広聴・市民生活課 |
| 2 | 男性を含めた働き方の見直し | ワーク・ライフ・バランスの推進のために、市広報紙等による啓発活動を行います。 | 広聴・市民生活課 |

基本目標Ⅲ 【子育て期】子育てしやすいまちづくりの推進

| | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------|---------------|--|--------|
| 1. 親と子のこころと体の健康づくり | | | |
| 1 | 赤ちゃん訪問事業 | 生後4カ月までのこどもがいる家庭に保健師等が訪問し、生活や育児への支援を行います。 | 子ども政策課 |
| 2 | 新生児聴覚検査費助成事業 | 新生児の聴覚障害を早期に発見し、早期療育に繋げるため、聴覚検査に要する費用を助成して受診を促進します。 | 子ども政策課 |
| 3 | 発達すくすく相談 | 心身の発達や養育に関する相談、助言を行い、不安軽減とこどもの健康な発達を促します。 | 子ども政策課 |
| 4 | 乳幼児健康相談 | 身体測定および授乳や離乳食などの相談の機会を提供し、育児不安の軽減や子育て支援を行います。 | 子ども政策課 |
| 5 | 歯科検診、歯科保健の推進 | 歯科検診・フッ素塗布、フッ化物洗口等を実施し、う歯の予防に努めます。 | 子ども政策課 |
| 6 | 離乳食教室 | 栄養士による離乳食についての講話を実施し、離乳食の進め方などの不安解消に繋がります。 | 健康推進課 |
| 7 | 5歳児健康相談 | 関係機関と連携し、就学前のこどもの成長や発達の確認及び相談できる機会を提供し、円滑な就学移行に向けた支援を行います。 | 子ども政策課 |
| 8 | 予防接種の普及・啓発 | 赤ちゃん訪問時にリーフレット等を活用して接種スケジュールを周知します。未接種者については文書等で勧奨します。 | 子ども政策課 |
| 9 | 事故防止対策等の普及・啓発 | 乳児に起こりやすい事故の知識、乳児突然死症候群（SIDS）に関する普及啓発を行います。 | 子ども政策課 |

| 2. 子育て支援制度の情報の提供 | | | |
|--------------------------|---------------------|--|--------|
| 1 | 子育てコンシェルジュの配置 | 子育てに関する総合案内の専門スタッフを配置し、こどもや保護者が適切なサービスを選択し、円滑に利用できるような必要な情報提供や助言を行います。 | 子ども政策課 |
| 2 | 子育てガイドブック等の発行 | 関係機関と連携して、子育てに関する情報をまとめた子育てガイドブックや子育てカレンダー（ネットマガジン）等を発行し、利便性の向上を図ります。 | 子ども政策課 |
| 3 | ICTを活用した子育て支援情報の配信 | 多忙な子育て家庭が手軽に情報を得られるよう、子育てに関する情報をアプリで配信します。 | 子ども政策課 |
| 3. 教育・保育の充実（仕事と子育ての両立支援） | | | |
| 1 | 教育・保育の量・質の確保 | 全てのこどもが等しく幼児期の学校教育や保育を受けられるよう、教育・保育施設の量と質の確保を図ります。 | 子ども家庭課 |
| 2 | 特別保育の充実 | 保護者の多様な就労形態に対応するため、延長保育事業、一時預かり事業（一般型、幼稚園型）、休日保育事業を充実します。 | 子ども家庭課 |
| 3 | 保育士等の処遇改善と確保対策 | 国の動向に合わせて保育士等の処遇改善を図るとともに、市独自の処遇改善や人材確保策を検討します。 | 子ども家庭課 |
| 4 | 子育て支援員の養成 | 地域の潜在的な人材資源の発掘・養成を図り、保育補助等を行うことのできる人材の確保を図ります。 | 子ども家庭課 |
| 5 | デジタルを活用した教育・保育支援の充実 | 保育ICTを活用することにより、保育士等に対する業務負担の軽減や事務効率化が推進されるとともに、保護者等が行う保育所等に係る手続きの利便性を向上させることで、こども子育て環境の充実を図ります。 | 子ども家庭課 |
| 6 | 幼保小中の連携 | 幼保小中連携推進会議などにより、中学校区を単位とした幼稚園、保育所、小学校、中学校の円滑な接続を図ります。 | 学校教育課 |

| 4. 緊急時のサポート体制の強化 | | | |
|------------------|---------------------|---|---------------------|
| 1 | ファミリー・サポート・センター事業 | 乳幼児や児童の一時預かりや送迎など、育児の援助を受けたい人で行いたい人による相互援助活動の連絡調整を行います。 | 子ども政策課 |
| 2 | 病児・病後児の受け入れ体制の充実 | 病気中や病気回復期の幼児や児童を、一時的に預かるサービスを実施します。 | 子ども政策課 子ども家庭課 |
| 3 | こどもショートステイ事業 | 保護者の疾病や急用等により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設やファミリー・サポート・センターで、宿泊を伴う預かりサービスを実施します。 | 子ども政策課 子ども相談センター |
| 4 | 救急安心センターさっぽろなどの情報提供 | リーフレット配布や、市広報紙及び市ホームページで救急安心センターさっぽろ等の情報を提供します。 | 健康推進課 |
| 5. 身近な相談・交流場所の整備 | | | |
| 1 | 地域子育て支援拠点事業の充実 | 乳幼児親子が気軽に集える場を提供し、子育てに関する講習や育児相談等を実施します。 | 子ども政策課 |
| 2 | こども・家庭相談の充実 | 子ども相談センターに家庭児童相談員、保健師等を配置し、家庭内等で悩みを抱えるこどもと親への相談体制の充実を図ります。 | 子ども相談センター |
| 3 | 子育てメッセの開催 | 地域子育て支援拠点やNPO、子育てサークルなど、子育てに関する様々な団体と協力し、日頃の活動を生かして、子育て家庭が楽しく交流できる場を提供します。 | 子ども政策課 |
| 4 | いしかり子育て応援プログラムの実施 | 子育て中の親が、こどものほめ方や叱り方などを知り、怒鳴らないしつけの方法を学ぶ『いしかり子育て応援プログラム』を実施します。 | 子ども相談センター |
| 5 | こども誰でも通園制度の実施 | 認定こども園等に通っていないこども（生後6か月から満2歳）の育ちを応援するとともに、多様な働き方やライフスタイルに対応した支援を強化するため、こども誰でも通園制度を実施します。（令和7年度▶試行的事業の実施、令和8年度▶本格実施） | 子ども家庭課 |

基本目標Ⅳ 【子育て期】 こどもの生きる力を育み、自立した若者として未来を選び成長する支援

| | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------|--------------|--|----------------|
| 1. 未来を開拓する力の育成 | | | |
| 1 | 学習指導等改善の推進 | 学力向上対策拡大チームによる課題の検討や、学校訪問による助言などに取り組み、学校改善プランに基づき学習指導等の改善を推進します。 | 学校教育課 |
| 2 | 学力向上サポーター事業 | 学校に教員免許を持った地域人材等を指導補助として配置し、学力向上対策（TT（※）、放課後や夏季休業中などの補充的な学習など）に活用します。 ※ TT：ティーム・ティーチング（team teaching）の略。授業等において、2人以上の教職員などが連携・協力して行う指導方法。 | 学校教育課 |
| 3 | A L Tの配置 | 外国人英語指導助手による生きた英語に触れる機会を提供することによる、小中学校での英語・総合的な学習の時間等における指導の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 4 | 教育の情報化の推進 | G I G Aスクール構想に対応し、一人一台端末の活用による I C T教育の充実をはじめとした教育の情報化を推進するとともに、I C T支援員の配置・活用を行います。 | 学校教育課 |
| 5 | キャリア教育の充実 | 中学校における職業体験学習・小学校における職場見学や地域学習など、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。 | 学校教育課 |
| 6 | 幼児教育の充実 | 認定こども園の特色ある教育振興について支援します。 | 子ども家庭課 |
| 7 | 情報リテラシー教育の充実 | 必要な情報を正しく収集し、活用するための情報リテラシー教育を推進するとともに、情報モラル教育の充実と情報セキュリティ意識の向上を図ります。 | 学校教育課 教育支援課 |

| | | | |
|----------|-------------------|---|----------|
| 8 | 消費者教育の推進 | こどもや保護者を対象に、消費生活に関する情報発信や啓発を行います。 | 広聴・市民生活課 |
| 9 | 図書館を使った調べる学習コンクール | 図書館や学校図書館の資料、市内の様々な資源などを活用し、児童生徒自らがテーマを決め、調べ、まとめるコンクールを実施します。 | 市民図書館 |
| 10 | SAT 事業 | 個に応じた指導の充実を図るため、地域住民・大学生等の参画（ボランティア）による教科学習の指導補助を行います。 | 学校教育課 |
| 11 | きめ細やかな学習支援事業 | エキスパートサポーター（教職員免許を有した会計年度任用職員）を配置し、学力向上対策に活用します。 | 学校教育課 |
| 2. 食育の推進 | | | |
| 1 | 栄養ミニ講話・調理実習 | 未就園児の保護者を対象に地域の子育て支援センター等で食べることの大切さや栄養についてのミニ講座を行います。 | 健康推進課 |
| 2 | 親子料理教室 | 親子で料理することで食への関心を高めるため、就学前のこども（年中から小学生）と保護者を対象に料理教室を行います。 | 健康推進課 |
| 3 | キッズシェフ講座 | 食の知識や調理を体験する機会をつくるため、小学生を対象に講座を実施します。 | 健康推進課 |
| 4 | 給食メニューの充実 | 地産地消を推進するいしかりデーなどを充実します。 | 学校給食センター |

| 3. ふるさとへの愛着と豊かな心の育成 | | | |
|---------------------|---------------------|--|----------------|
| 1 | こども司書養成講座 | 司書業務や石狩市民図書館に継続的に触れる機会を創出することで将来の司書を養成します。また、青少年リーダー養成の要素を取り込み、こどもたちによる自主的な活動、組織的な活動を行うことで、永続的な活動を確保するとともに、地域課題の解決に取り組むことができる人材を育成します。 | 市民図書館 社会教育課 |
| 2 | ブックスタート | 10 か月児健診会場で絵本の読み聞かせを行い、絵本やブックリスト、図書館 PR などの入ったブックスタート・パックを無料配布し、絵本を通じた親子の触れ合いの機会を創出します。 | 市民図書館 |
| 3 | 木育ファーストウッド事業 | 乳児期から木と触れ合うことを通じて豊かな心を育む木育の推進を図るため、市内の森林で生産された木材を使用した玩具を乳児に贈呈します。(市内に住所を有する10 か月健診を受診する幼児の保護者) | 林業水産課 |
| 4 | 小中学校での手話出前授業の実施 | 市内の小中学校で手話出前授業を実施することで、ろう者(聞こえない人)への理解と手話が言語であることの理解の促進を図ります。 | 障がい福祉課 |
| 5 | 情操教育プログラム等の実施 | 小中学生を対象に、音楽朗読劇や幅広い音楽ジャンルの鑑賞、演奏体験等のプログラムを実施します。 | 社会教育課 |
| 6 | こども俳句コンテスト | こどもたちが石狩の俳句文化に触れる機会を作るとともに、俳句作りを通して、こどもたちの表現力や感性を鍛えます。 | 社会教育課 |
| 7 | 国際文化に触れる機会の提供 | 姉妹都市との交流を中心に、こどもが国際文化に触れる機会を提供します。 | 秘書広報課 |
| 8 | おはなし会 | ボランティア等の協力を得ながら、おはなし会を実施し、こどもが読書活動に触れる機会を提供します。 | 市民図書館 |
| 9 | こどもたちが文化芸術に触れる機会の充実 | 絵画や音楽、俳句などに親しめる機会を充実します。 | 社会教育課 |

| | | | |
|---------------|--------------------------|--|-----------------|
| 10 | 奨励プログラムの推進 | 4つの象徴的な教育プログラム（環境教育・人権教育・平和教育・国際理解教育）のほか、学校ごとに特色ある教育活動の展開を推進します。 | 学校教育課 |
| 4. 健やかな体の育成 | | | |
| 1 | 性や感染症予防等に関する正しい知識の普及 | 性や命の大切さ、性感染症の予防について、正しい知識の普及・啓発を行います。 | 健康推進課 子ども政策課 |
| 2 | 放課後すこやかスポーツ教室 | 放課後、小学生を対象に体育館で、体力向上のための取り組みと食育の指導を行います。 | 社会教育課 |
| 3 | スポーツ・食育講座 | 小学生と保護者・指導者を対象に食事と運動の大切さを学ぶ講座等を行います。 | スポーツ健康課 |
| 4 | 体力・運動能力に関する実態の把握等 | 児童生徒の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施と結果分析を踏まえた対策を検討します。 | 学校教育課 |
| 5. こどもの居場所づくり | | | |
| 1 | 児童館機能の充実 | 遊びをとおしてこどもの発達や健康を増進し、自主性を育む事業や援助を行うことで、こどもにとって日常の安定した生活の場を目指します。 | 子ども政策課 |
| 2 | 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施 | 保護者が就労等により昼間留守になる家庭の児童に、授業終了後等に遊びや生活の場を提供します。 | 子ども政策課 |
| 3 | 放課後子ども教室等の開設 | 専任児童指導員の配置や地域ボランティアの活用により、遊び、体験活動や学習活動を行うことで、放課後や週末に安全で安心な活動場所や居場所を提供し、児童の健全育成を図ります。 | 子ども政策課 |
| 4 | 中高生の活動場所の充実 | 家庭や学校以外でも、中高生が安心安全に過ごせる居場所を提供する事業を充実します。 | 子ども政策課 |
| 5 | こどもの学習・食事支援の充実 | こどもの学習支援や食事支援などに取り組む市民団体等の活動を支援し、地域におけるこどもの居場所づくりを推進します。 | 子ども政策課 |

| | | | |
|----------------|-----------------------|---|--------|
| 6 | 児童館のエアコン設置 | こどもたちが夏季でも安全で安心して過ごせるよう児童館へのエアコンの設置を進めます。 | 子ども政策課 |
| 7 | 放課後児童クラブのエアコン設置 | こどもたちが夏季でも安全で安心して過ごせるよう放課後児童クラブへのエアコンの設置を進めます。 | 子ども政策課 |
| 8 | 放課後児童クラブの無線 LAN 設備の整備 | こどもたちが放課後児童クラブ内で「学習者用タブレット端末」において AI ドリル等の宿題に取り組むことができるよう、放課後児童クラブに無線 LAN 設備を整備します。 | 子ども政策課 |
| 9 | 児童館の改修工事 | こどもたちが安全に児童館を利用できるように児童館の改修工事を実施します。 | 子ども政策課 |
| 10 | 放課後児童クラブの改修工事 | こどもたちが安全に放課後児童クラブを利用できるように放課後児童クラブの改修工事を実施します。 | 子ども政策課 |
| 6. 子育て家庭の学びの支援 | | | |
| 1 | 子育てに関する講座等の開催 | 子育てに関連する講義や実践の場を設けるとともに、参加者同士の交流を図り、子育て家庭の学びの機会を提供します。 | 子ども政策課 |
| 2 | 望ましい生活習慣の啓発 | 望ましい生活習慣が身に着くよう、児童生徒への指導と保護者への啓発を推進します。また、児童生徒に対してさまざまな課題への対応と合わせて家庭学習を支援します。 | 社会教育課 |
| 3 | 生活リズムチェックシート | こどもの望ましい生活習慣に対する関心や意欲を高め、その改善と定着を図ります。 | 社会教育課 |
| 4 | スクリーンタイムの低減 | スクリーンタイムを学習の時間へと置き換える機会の創出を図ります。 | 教育支援課 |
| 5 | 家庭教育の支援 | 地域で子育て家庭を見守り支援する環境づくりを推進するため、子育て家庭を主な対象とした学習機会の提供及び家庭教育チャンネル（市 HP）の充実を図ります。 | 社会教育課 |

基本目標Ⅴ すべてのこども・若者と家庭への支援

| | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------------|------------------|---|------------------|
| 1. 障がいや発達に配慮が必要なこどもへの支援 | | | |
| 1 | 障害児通所支援施設との連携 | 市内の障害児通所支援施設との情報共有など連携強化を図ります。 | 障がい福祉課 |
| 2 | 子ども発達支援センターの体制強化 | 発育発達上支援が必要なこどもの増加に対応するため、相談体制の強化を図ります。また、早期に適切な処遇を受けられるよう、ケース検討や情報共有により、市内の認定こども園、保育所、小中学校、特別支援学校、障害児通所施設、行政等の療育支援ネットワークの連携強化を図ります。 | 子ども発達支援センター |
| 3 | 障がい児保育等 | 教育・保育施設や放課後児童クラブなどにおいて、障がいを有する児童が適切な環境で過ごせるよう、受け入れ体制の充実を図ります。 | 子ども家庭課 子ども政策課 |
| 4 | 医療的ケア児受入促進事業 | たん吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障がい児を受け入れ、児童発達支援、放課後等デイサービスの提供を行う事業所に対し、看護師の人件費の一部を補助します。 | 障がい福祉課 |
| 5 | 特別支援教育の充実 | 特別支援教育に関わる教員等の専門性の向上を図ります。 | 教育支援課 |
| 6 | 学校施設的环境整備 | 学校施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化等を進めます。 | 総務企画課 |
| 7 | 障がいの理解を高める啓発活動 | 発達障がいに関する講演会や、療育教育連携研修会を開催し、啓発活動に努めます。 | 子ども発達支援センター |

| 2. 児童虐待の未然防止と対策 | | | |
|-----------------------|------------------------------|--|-----------|
| 1 | 養育支援訪問事業 | 赤ちゃん訪問事業で継続支援が必要と考えられた家庭に保健師、家庭児童相談員等が訪問し、専門的な訪問指導を実施します。 | 子ども相談センター |
| 2 | 子育て世帯訪問支援事業 | 家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。 | 子ども相談センター |
| 3 | 子ども家庭総合支援拠点の機能を維持し、体制と専門性の強化 | 子ども相談センターに家庭児童相談員等を配置し、子育てに不安を抱える母等に対しサポートすると共に、児童虐待の早期発見早期対応に努めます。子育て期のしつけに悩む母（父）に対し子育て応援プログラム（IP）を実施します。 | 子ども相談センター |
| 4 | 要保護児童対策地域協議会の機能強化 | 石狩市こども見守りネットワーク協議会（要保護児童対策協議会）の構成機関の研修等を実施します。また、オレンジリボン等の活用により、啓発活動を実施します。 | 子ども相談センター |
| 5 | 虐待の早期発見・未然防止 | 母子健康手帳の交付、赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査等の面談において継続支援が必要と考えられた家庭に対して保健師が家庭訪問等による支援を行います。 | 子ども政策課 |
| 6 | 家庭児童相談の充実 | 家庭児童相談員や臨床心理士等の、個別相談やカウンセリングを実施します。 | 子ども相談センター |
| 7 | こどもや保護者などが相談できる場所の周知 | 市広報紙や講演会等で、子ども相談センター等の周知を図ります。 | 子ども相談センター |
| 3. 困難を抱えるこどもと若者への総合支援 | | | |
| 1 | 不登校児童生徒への支援 | 教育支援センター「ふらっとくらぶ」で不登校児童生徒の指導・支援の充実を図ります。 | 教育支援課 |
| 2 | スクールソーシャルワーカーの配置 | 学校とスクールソーシャルワーカーなどとの連携により、いじめや不登校の未然防止と早期発見、早期対応に取り組みます。 | 教育支援課 |

| | | | |
|------------------|------------------|--|--------------------|
| 3 | こども・若者の相談支援体制の充実 | ひきこもり・ニートなどの相談、社会的自立への推進を図ります。また、ひきこもりの長期化と家族の高齢化が社会問題となっていることを受け、40-50代まで対象者の拡大を図り「石狩市ひきこもりサポートセンター」を開設します。 | 子ども相談センター |
| 4 | 若者人材育成・職場定着支援事業 | 職場定着を図るため、高校生への就職支援や市内企業の若手職員・管理職向けのセミナーを実施します。 | 商工労働課 |
| 5 | 子どもの学習・生活支援事業 | 生活保護受給世帯やひとり親家庭等で支援が必要な世帯に対し、学習支援や生活支援を行います。 | 福祉総務課 子ども相談センター |
| 6 | ヤングケアラーへの支援 | ヤングケアラーについて正しい知識を持ち、適切な支援につなげていくことができるよう周知啓発を行います。 | 子ども相談センター 教育支援課 |
| 7 | 教育相談の充実 | 支援の必要な子どもたちを早期に発見し、ライフサイクルを見通した支援を継続していきます。 | 教育支援課 |
| 4. 生活困窮家庭の親の自立支援 | | | |
| 1 | 生活困窮者自立相談支援事業 | 生活困窮者の仕事や生活などに関する悩みを聞き、課題解決のためのプランと一緒に考え、利用できるサービスなどを活用しながら、自立して暮らすことができるよう支援します。 | 福祉総務課 |
| 2 | 住居確保給付金 | 離職等により住居喪失した又は喪失するおそれがある生活困窮者に対して、一定の要件を満たす方に、家賃が低廉な住宅への転居費用を支援するほか、一定期間、家賃相当分の給付金を支給し、自立を支援します。 | 福祉総務課 |
| 3 | 就労準備支援事業 | 直ちに一般就労することが困難な生活困窮者に対して、就労や社会参加に必要な基本的な生活習慣やコミュニケーション能力の習得、就労体験などにより就労意欲の喚起を図る支援をします。 | 福祉総務課 |
| 4 | 家計改善支援事業 | 家計に関する悩みをもつ生活困窮者の相談に応じ、収支改善に向けた助言や再生プランの作成などを行い、自立した家計 | 福祉総務課 |

| | | | |
|-----------------|---------------------------------|--|---------------------|
| | | の管理能力を高め、安定して暮らすことができるよう支援します。 | |
| 5 | 子育て世代包括支援事業の機能を維持し、切れ目ない支援体制の充実 | 妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うため、子育て家庭に係る部署が連携して、包括的な支援体制を整えます。 | 子ども政策課 子ども相談センター |
| 5. ひとり親家庭の支援 | | | |
| 1 | ひとり親相談 | 母子・父子自立支援員を配置し、就労支援等に関する相談体制を充実します。 | 子ども相談センター |
| 2 | ひとり親家庭生活サポート事業 | 求職活動や病気など、一時的な理由によりこどもの療育や家事ができないひとり親に対して、ヘルパーを派遣して日常生活をサポートします。 | 子ども相談センター |
| 3 | 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 | ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、就労に有利な資格取得に必要な経費を助成します。 | 子ども相談センター |
| 4 | 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 | 国家資格を取得するひとり親家庭の親に対し、修業期間中における生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給します。 | 子ども相談センター |
| 5 | ひとり親家庭等の貸付金に関する相談等 | 母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の子が進学や入学時に必要な学費等の貸し付け申請手続きのサポートを行います。 | 子ども相談センター |
| 6. 子育て家庭への経済的支援 | | | |
| 1 | 児童手当の支給 | 子育て家庭に生活の安定とこどもの健やかな育みを図るため、国の制度に準拠しながら手当を支給します。 | 子ども家庭課 |
| 2 | 児童扶養手当の支給 | ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉増進のために、手当を支給します。 | 子ども家庭課 |
| 3 | 特別児童扶養手当等の支給 | 重度の障がい有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の児童に、特別児童扶養手当、障害児福祉手当を支給します。 | 障がい福祉課 |

| | | | |
|---|--------------|---|-----------|
| 4 | 要保護・準要保護就学援助 | 経済的理由により学用品費や給食費など、児童生徒の就学に必要な経費負担が困難な家庭に対し援助します。 | 学校教育課 |
| 5 | 子ども医療費の助成 | 高校修了前児童に医療費を助成します。 | 子ども家庭課 |
| 6 | ひとり親医療費の助成 | ひとり親家庭の医療費を助成します。 | 子ども家庭課 |
| 7 | 奨学金の支給 | 経済的理由で高等学校等への修学が困難な生徒に対し、奨学金を支給します。 | 学校教育課 |
| 8 | 指定ごみ袋の無償交付 | 3歳未満の乳幼児がいる家庭に、無償で指定ごみ袋を交付し、子育て家庭の費用負担の軽減を図ります。 | ごみ・リサイクル課 |

基本目標VI 地域の子育て力の向上

| | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------------|------------------------------|--|--------|
| 1. 子育てにやさしいまちづくりの機運の醸成 | | | |
| 1 | 企業や商店街との協働による取組 | どさんこ子育て特典制度（北海道主体事業）を活用し、子育て家庭が市内の登録店舗等を利用した際の様々なサービスの提供を行います。 | 子ども政策課 |
| 2 | 子育てネット事業 | NPO 法人や子育て支援団体、行政等が協働し、地域ぐるみで子育て支援を進めるための情報共有やイベント企画を行います。 | 子ども政策課 |
| 3 | 若者の結婚新生活支援 | 経済的理由のため結婚に不安を抱える方に対し、婚姻に伴う住居費や引越費用等の一部を助成し、結婚に伴う経済的負担の軽減により市内で安心した生活をスタートできるよう支援します。 | 企画課 |
| 4 | 住まいの応援事業 | 市民が住宅リフォームや融雪槽の設置を行う場合や、市内の空家を購入する際に、その費用の一部を補助することで、居住環境の向上や地域経済の活性化を図り、現役世代の移住定住を促進します。 | 建築住宅課 |
| 5 | 良好な住環境の確保 | 子育て支援施設や二世帯住宅が建てやすくなるよう、地域のニーズに対応した土地利用のあり方を検討します。 | 建設総務課 |
| 6 | コミュニケーション手段及び障がいへの理解普及に関する事業 | 障がいのあるないにかかわらず、誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境及びコミュニケーション手段を広め利用しやすい環境づくりに努めます。 | 障がい福祉課 |
| 7 | 子育て環境整備 | 公共施設などにこどもと一緒に訪れやすい環境整備やこどもが利用する施設の環境整備を進めます。 | 子ども政策課 |
| 8 | ベビーケアルームの設置 | 公共施設などにベビーケアルームの設置を進めます。 | 子ども政策課 |

| 2. こどもが主体的に活動する場所の整備 | | | |
|----------------------|----------------------------|--|-----------------------------------|
| 1 | 児童館での体験活動の充実 | こどもが様々な体験を通して、情緒豊かに育つよう、各種体験プログラムを充実します。 | 子ども政策課 |
| 2 | 学校施設等の開放 | 市内に数多くあるスポーツ団体に対し活動場所を提供します。 | スポーツ健康課 |
| 3 | 学校施設の計画的な改修・整備 | 老朽化する学校施設等の改修・整備を計画的に進めます。 | 総務企画課 |
| 4 | 公園施設の計画的な改修・整備 | 安全で快適な都市環境の形成のため、老朽化する公園施設の改修・整備（利便性向上のための公園トイレの増設やインクルーシブ遊具への更新を含む）を計画的に進めます。 | 都市整備課 |
| 5 | 教員や保育士の研修支援 | 本市の地域や教育課題などをテーマとする教員研修や、認定こども園などが主体的に行う研修機会の創出を支援します。 | 子ども家庭課 |
| 3. 安全・安心・見守り体制の構築 | | | |
| 1 | 不審者等の情報配信 | 不審者等に関する情報を、すばやく市民や関係機関へ配信し、情報共有を図り、犯罪等の未然防止に努めます。 | 広聴・市民生活課 |
| 2 | 防犯パトロール体制の強化 | パトロールをすることにより、こどもの安全・安心のみならず、犯罪やごみの不法投棄の抑止のほか、地域の防犯意識の向上を図ります。 | 広聴・市民生活課 |
| 3 | 通学路等における安全・防犯対策 | 通学路交通安全プログラムに基づく、点検・対策を実施し、安全・防犯対策を図ります。 | 総務企画課 |
| 4 | 学校・地域・家庭・行政が連携した思春期保健対策の取組 | 学校・地域・家庭・行政が連携して、思春期における保健対策についての取り組みを検討します。 | 健康推進課 学校教育課 教育支援課 子ども政策課 |
| 5 | 安全教育の充実 | 交通安全教育・防犯教育・防災教育の充実や、市内小中学校が定める学校安全計画に基づいた取り組みへの支援を行います。 | 広聴・市民生活課 |

| | | | |
|------------------|----------------------|--|-------------------|
| 6 | こどもを見守るシステムの充実 | 不審者や交通事故等からこどもを守るため、通学路や地域において、学校・PTA・町内会を核とした地域でのこども見守り活動等を展開します。 | 広聴・市民生活課 教育支援課 |
| 7 | 薬物、飲酒、喫煙防止等に関する指導の推進 | 心や体を蝕む薬物乱用や飲酒、喫煙を防止するため、地域、保健、家庭、学校が連携した啓発活動に務めます。 | 健康推進課 |
| 4. 地域における取組への支援 | | | |
| 1 | 子ども会の育成 | 石狩市子ども会育成連絡協議会の活動を支援し、子ども会活動の振興を図ります。 | 子ども政策課 |
| 2 | 市民協働によるこどもの居場所づくり | こどもの学習支援や食事支援などに取り組み市民団体等の活動を支援し、地域におけるこどもの居場所づくりを推進します。 | 子ども政策課 |
| 3 | 地域におけるこどもの健全育成活動への支援 | 青少年健全育成協議会が主体的に実施するこどもの健全育成活動を支援します。 | 子ども政策課 |
| 5. 市民の教育活動への参画支援 | | | |
| 1 | コミュニティ・スクールの推進 | コミュニティ・スクールを導入し、地域一体の学校運営により、こどもの健全育成に取り組めます。 | 総務企画課 |
| 2 | 地域学校協働活動の推進 | 地域と学校、地域とこどもが一体となり、地域全体で関わり合いながら、社会に開かれた教育課程を実現するため、地域学校協働活動の支援、推進を図ります。 | 社会教育課 |

第6章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域などの設定

(1) 教育・保育提供区域の設定

本市においては、地理的条件、人口、交通事情のほか、現在の厚田区、浜益区においては、特色ある地域づくりに取り組んでいることを踏まえ、石狩、厚田、浜益の旧行政区域を教育・保育提供区域として設定します。

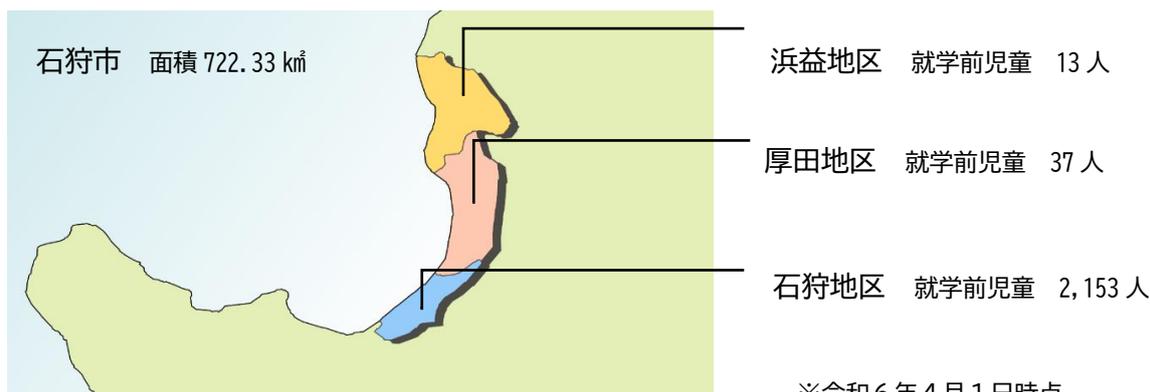
(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

利用者が日常的に利用する事業や施設を設置して実施する事業については、教育・保育提供区域と同じ区域に設定することとし、必ずしも区域内に施設等を設置する必要性が低い事業については、市全域で設定することとします。

| | |
|-------------------------|-----------------------------------|
| 1.利用者支援事業 | 10.子育て世帯訪問支援事業 |
| 2.延長保育事業 | 11.地域子育て支援拠点事業 |
| 3.実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 12.一時預かり事業 |
| 4.多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | 13.病児保育事業(病児・病後児) |
| 5.放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) | 14.ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業) |
| 6.子育て短期支援事業 | 15.産後ケア事業 |
| 7.乳児家庭全戸訪問事業 | 16.妊婦健康診査 |
| 8.養育支援訪問事業 | 17.乳児等通園支援事業 |
| 9.子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | |

※ 教育・保育提供区域と同じ区域に設定した事業

<区域>



2. こどもの人口の見通し

児童数は、コーホート変化率法により推計しました。前計画期間中（令和2年度～令和6年度）においては、宅地需要の増加や市内の宅地開発が進んだことにより、想定よりも就学前児童数が増加して推移しました。今後においては、市全体の宅地需要は落ち着いてくると見込んでいますが、緑苑台地区においては宅地開発により宅地供給が進むことから、引き続き宅地需要が継続する見込みです。就学前児童数としては市全体で、令和9年度までは増加し、その後減少すると見込まれます。

なお、他の計画における人口推計とは手法が異なることから、他の計画の推計値とは必ずしも一致しません。

各年4月1日現在
(単位：人)

| 合 計 | | | | | | | 石狩地区 | | | | | | |
|---------|--------------|----------------|----------------|----------------|---------------------|---------------------|---------|--------------|----------------|----------------|----------------|---------------------|---------------------|
| 年齢 | R6年度 (参考) | R7年度 (2025) | R8年度 (2026) | R9年度 (2027) | R10年 度 (2028) | R11年 度 (2029) | 年齢 | R6年度 (参考) | R7年度 (2025) | R8年度 (2026) | R9年度 (2027) | R10年 度 (2028) | R11年 度 (2029) |
| 0歳 | 275 | 288 | 290 | 320 | 290 | 290 | 0歳 | 272 | 282 | 284 | 314 | 284 | 284 |
| 1歳 | 329 | 312 | 334 | 356 | 356 | 327 | 1歳 | 324 | 308 | 326 | 348 | 348 | 319 |
| 2歳 | 362 | 353 | 341 | 372 | 379 | 379 | 2歳 | 351 | 348 | 337 | 364 | 371 | 371 |
| 3歳 | 378 | 382 | 376 | 379 | 391 | 398 | 3歳 | 372 | 371 | 371 | 375 | 383 | 390 |
| 4歳 | 425 | 393 | 404 | 418 | 395 | 406 | 4歳 | 412 | 387 | 392 | 413 | 391 | 398 |
| 5歳 | 434 | 434 | 407 | 420 | 428 | 406 | 5歳 | 422 | 422 | 400 | 409 | 423 | 402 |
| 0～2小計 | 966 | 953 | 965 | 1,048 | 1,025 | 996 | 0～2小計 | 947 | 938 | 947 | 1,026 | 1,003 | 974 |
| 3～5小計 | 1,237 | 1,209 | 1,187 | 1,217 | 1,214 | 1,210 | 3～5小計 | 1,206 | 1,180 | 1,163 | 1,197 | 1,197 | 1,190 |
| 0～5小計 | 2,203 | 2,162 | 2,152 | 2,265 | 2,239 | 2,206 | 0～5小計 | 2,153 | 2,118 | 2,110 | 2,223 | 2,200 | 2,164 |
| 6～8小計 | 1,437 | 1,388 | 1,401 | 1,353 | 1,332 | 1,331 | 6～8小計 | 1,411 | 1,359 | 1,366 | 1,322 | 1,302 | 1,308 |
| 9～11小計 | 1,460 | 1,492 | 1,481 | 1,495 | 1,451 | 1,458 | 9～11小計 | 1,434 | 1,463 | 1,457 | 1,470 | 1,422 | 1,424 |
| 6～11小計 | 2,897 | 2,880 | 2,882 | 2,848 | 2,783 | 2,789 | 6～11小計 | 2,845 | 2,822 | 2,823 | 2,792 | 2,724 | 2,732 |
| 12～14小計 | 1,539 | 1,543 | 1,509 | 1,507 | 1,536 | 1,518 | 12～14小計 | 1,510 | 1,515 | 1,480 | 1,478 | 1,507 | 1,494 |
| 15～17小計 | 1,697 | 1,652 | 1,636 | 1,552 | 1,554 | 1,522 | 15～17小計 | 1,676 | 1,631 | 1,613 | 1,526 | 1,529 | 1,495 |
| 0～17計 | 8,336 | 8,237 | 8,179 | 8,172 | 8,112 | 8,035 | 0～17計 | 8,184 | 8,086 | 8,026 | 8,019 | 7,960 | 7,885 |

| 厚田地区 | | | | | | | 浜益地区 | | | | | | |
|---------|--------------|----------------|----------------|----------------|---------------------|---------------------|---------|--------------|----------------|----------------|----------------|---------------------|---------------------|
| 年齢 | R6年度 (参考) | R7年度 (2025) | R8年度 (2026) | R9年度 (2027) | R10年 度 (2028) | R11年 度 (2029) | 年齢 | R6年度 (参考) | R7年度 (2025) | R8年度 (2026) | R9年度 (2027) | R10年 度 (2028) | R11年 度 (2029) |
| 0歳 | 2 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 0歳 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 1歳 | 5 | 3 | 6 | 6 | 6 | 6 | 1歳 | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 2歳 | 7 | 5 | 3 | 6 | 6 | 6 | 2歳 | 4 | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 3歳 | 6 | 7 | 5 | 3 | 6 | 6 | 3歳 | 0 | 4 | 0 | 1 | 2 | 2 |
| 4歳 | 8 | 6 | 8 | 5 | 3 | 6 | 4歳 | 5 | 0 | 4 | 0 | 1 | 2 |
| 5歳 | 9 | 7 | 7 | 7 | 5 | 3 | 5歳 | 3 | 5 | 0 | 4 | 0 | 1 |
| 0～2小計 | 14 | 12 | 13 | 16 | 16 | 16 | 0～2小計 | 5 | 3 | 5 | 6 | 6 | 6 |
| 3～5小計 | 23 | 20 | 20 | 15 | 14 | 15 | 3～5小計 | 8 | 9 | 4 | 5 | 3 | 5 |
| 0～5小計 | 37 | 32 | 33 | 31 | 30 | 31 | 0～5小計 | 13 | 12 | 9 | 11 | 9 | 11 |
| 6～8小計 | 13 | 16 | 21 | 23 | 21 | 19 | 6～8小計 | 13 | 13 | 14 | 8 | 9 | 4 |
| 9～11小計 | 11 | 14 | 11 | 12 | 16 | 20 | 9～11小計 | 15 | 15 | 13 | 13 | 13 | 14 |
| 6～11小計 | 24 | 30 | 32 | 35 | 37 | 39 | 6～11小計 | 28 | 28 | 27 | 21 | 22 | 18 |
| 12～14小計 | 15 | 15 | 13 | 11 | 13 | 11 | 12～14小計 | 14 | 13 | 16 | 18 | 16 | 13 |
| 15～17小計 | 9 | 8 | 12 | 13 | 12 | 10 | 15～17小計 | 12 | 13 | 11 | 13 | 13 | 17 |
| 0～17計 | 85 | 85 | 90 | 90 | 92 | 91 | 0～17計 | 67 | 66 | 63 | 63 | 60 | 59 |

3. 教育・保育給付対象事業

次ページには、旧行政区にもとづく提供区域3地区ごとの、計画期間内の量の見込みと確保方を記載します。全体として、令和6年4月からの第2子以降の保育料無償化や女性の就業率の上昇等により、保育の需要は増える見込みとなっています。

確保の内容には、年度当初に、どのくらいの定員を確保するかという、年度ごとの目標となる数値を記載しています。教育・保育ニーズを踏まえた提供体制の確保を基本とし、就学前児童人口に大きな増減が生じた場合には、柔軟な対応ができるよう、人口や保育利用率等の推移を注視するものとします。

教育・保育給付の対象施設と認定区分

| 支給認定区分 | 実施年齢 | 保育の必要性 | 利用できる教育・保育施設等 |
|--------|------|--------|-----------------------------------|
| 1号認定 | 3～5歳 | 無し | 認定こども園（幼稚園部）、幼稚園、へき地保育所 ※地域型保育事業所 |
| 2号認定 | 3～5歳 | 有り | 認定こども園（保育所部）、へき地保育所 ※地域型保育事業所 |
| 3号認定 | 0～2歳 | 有り | 認定こども園（保育所部）、へき地保育所 ※地域型保育事業所 |

教育・保育施設等を利用するためには、市町村から認定（保育の必要性、支給認定区分、保育必要量※）を受ける必要があります。認定後、支給される施設型給付費は個人給付を基礎とし、利用施設が市町村から法定代理受領する仕組みとなっています。

※地域型保育事業

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、及び事業者内保育のこと。児童福祉法において児童福祉施設として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業。

※保育必要量

教育標準時間：概ね4時間（施設の定めにより異なる）

保育標準時間：最長11時間のなかで必要な時間（就労時間が月120時間以上の場合）

保育短時間：最長8時間のなかで必要な時間（就労時間が月64時間以上120時間未満の場合）

■石狩地区

課題

2号・3号の確保体制に不足があります。特に、緑苑台西地区の宅地造成等に伴う就学前教育数の増加の影響により、令和9年度以降の2号・3号定員の不足に対応していく必要があります。

確保方策

施設整備等による利用定員の増加や利用定員の弾力的運用によって見込み量の需要に対応していくことを基本とします。一方、保育需要の増加に対応していくための保育士の不足が喫緊の課題となっていることから、これらの課題には速やかに総合的な対策を行い、安定的な教育・保育提供体制の構築を図ります。

■厚田地区・浜益地区

課題

厚田・浜益では、両地区の地域振興の観点から、保護者の就労ニーズや多様な働き方に対応していく必要があります。

確保方策

厚田保育園については、令和2年度から小規模保育事業（※）へ移行しました。

はまます保育園については、令和8年度から小規模保育事業（※）へ移行し、2歳未満のこどもの保育を提供していきます。

なお、3歳以上の教育・保育ニーズに関しては、特別利用地域型保育による受入を想定しています。

※小規模保育事業：少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。原則0～2歳児が対象です。

事業量見込みと確保方策（教育・保育給付対象事業）

※各年4月1日見込み

（単位：人）

| | 令和7年度 (2025) | | | | | | 令和8年度 (2026) | | | | | | 令和9年度 (2027) | | | | | | 令和10年度 (2028) | | | | | | 令和11年度 (2029) | | | | | |
|----------------------|--------------|------|------------|-----|-----|-------|--------------|------|------------|-----|-----|-------|--------------|------|------------|-----|-----|-------|---------------|------|------------|-----|-----|-------|---------------|------|------------|-----|-----|-------|
| | 1号 3~5歳 | | 2号 3~5歳 | | 3号 | | 1号 3~5歳 | | 2号 3~5歳 | | 3号 | | 1号 3~5歳 | | 2号 3~5歳 | | 3号 | | 1号 3~5歳 | | 2号 3~5歳 | | 3号 | | 1号 3~5歳 | | 2号 3~5歳 | | 3号 | |
| | 552 | 642 | 82 | 178 | 234 | 1,688 | 518 | 633 | 84 | 189 | 226 | 1,650 | 532 | 679 | 97 | 204 | 255 | 1,767 | 531 | 679 | 88 | 204 | 260 | 1,762 | 529 | 675 | 88 | 187 | 260 | 1,739 |
| ①車の見込み （必要利用定員総数） | 621 | 563 | 105 | 175 | 207 | 1,671 | 581 | 589 | 107 | 191 | 223 | 1,691 | 581 | 639 | 107 | 211 | 253 | 1,791 | 581 | 639 | 107 | 211 | 253 | 1,791 | 581 | 639 | 107 | 211 | 253 | 1,791 |
| 教育・保育施設 | 0 | 0 | 5 | 8 | 12 | 25 | 0 | 0 | 8 | 11 | 25 | 44 | 0 | 0 | 8 | 11 | 25 | 44 | 0 | 0 | 8 | 11 | 25 | 44 | 0 | 0 | 8 | 11 | 25 | 44 |
| ②確保 の内容 | 0 | 64 | 0 | 0 | 6 | 70 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認可外保育 （へき地保育） | 69 | ▲ 15 | 28 | 5 | ▲ 9 | 78 | 63 | ▲ 44 | 31 | 13 | 22 | 85 | 49 | ▲ 40 | 18 | 18 | 23 | 68 | 50 | ▲ 40 | 27 | 18 | 18 | 73 | 52 | ▲ 36 | 27 | 35 | 18 | 96 |
| ②-① | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|-----|------|-----|-----|------|-------|-----|------|-----|-----|-----|-------|-----|------|-----|-----|-----|-------|-----|------|-----|-----|-----|-------|-----|------|-----|-----|-----|-------|
| ①車の見込み （必要利用定員総数） | 542 | 630 | 80 | 177 | 230 | 1,659 | 512 | 621 | 81 | 187 | 223 | 1,624 | 527 | 670 | 94 | 202 | 250 | 1,743 | 527 | 670 | 85 | 202 | 255 | 1,739 | 524 | 666 | 85 | 185 | 255 | 1,715 |
| 教育・保育施設 | 621 | 563 | 105 | 175 | 207 | 1,671 | 581 | 589 | 107 | 191 | 223 | 1,691 | 581 | 639 | 107 | 211 | 253 | 1,791 | 581 | 639 | 107 | 211 | 253 | 1,791 | 581 | 639 | 107 | 211 | 253 | 1,791 |
| ②確保 の内容 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 6 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 6 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 6 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 6 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 6 |
| 地域型保育 | 79 | ▲ 67 | 27 | 0 | ▲ 21 | 18 | 69 | ▲ 32 | 28 | 6 | 2 | 73 | 54 | ▲ 31 | 15 | 11 | 5 | 54 | 54 | ▲ 31 | 24 | 11 | 0 | 58 | 57 | ▲ 27 | 24 | 28 | 0 | 82 |
| ②-① | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①車の見込み （必要利用定員総数） | 2 | 12 | 2 | 1 | 3 | 20 | 2 | 12 | 2 | 1 | 2 | 19 | 1 | 9 | 2 | 1 | 4 | 17 | 1 | 9 | 2 | 1 | 4 | 17 | 1 | 9 | 2 | 1 | 4 | 17 |
| 教育・保育施設 | 3 | 6 | 10 | 19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②確保 の内容 | ▲ 2 | ▲ 12 | 1 | 5 | 7 | ▲ 1 | ▲ 2 | ▲ 12 | 1 | 5 | 8 | 0 | ▲ 1 | ▲ 9 | 1 | 5 | 6 | 2 | ▲ 1 | ▲ 9 | 1 | 5 | 6 | 2 | ▲ 1 | ▲ 9 | 1 | 5 | 6 | 2 |
| ②-① | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①車の見込み （必要利用定員総数） | 8 | 0 | 0 | 0 | 1 | 9 | 4 | 0 | 1 | 1 | 1 | 7 | 4 | 0 | 1 | 1 | 1 | 7 | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | 6 | 4 | 0 | 1 | 1 | 1 | 7 |
| 教育・保育施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②確保 の内容 | 64 | | | | | 6 | 70 | | | | | 0 | | | | | | 0 | | | | | | 0 | | | | | | 0 |
| 地域型保育 | ▲ 8 | 64 | 0 | 0 | 5 | 61 | ▲ 4 | 0 | 2 | 2 | 12 | 12 | ▲ 4 | 0 | 2 | 2 | 12 | 12 | ▲ 3 | 0 | 2 | 2 | 12 | 13 | ▲ 4 | 0 | 2 | 2 | 12 | 12 |
| ②-① | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

4. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

1) 事業内容

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援として、こどもや保護者、妊娠している方等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の地域連携を実施する事業です。

2) 実施状況と今後の方向性・確保方策

基本型については、引き続き市役所に子育てコンシェルジュを配置します。

また、こども家庭センター型については、令和7年度は旧制度※において母子保健コーディネーターを配置して実施しますが、令和8年度からは全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関であるこども家庭センターを開設し、基本型とこども家庭センター型の連携により、利用者支援事業を実施していくこととします。

妊婦等包括相談支援事業型については、保健師や母子保健コーディネーターが、妊娠届け出時の面談や両親教室、赤ちゃん訪問等を通じて、妊産婦やその配偶者等に対して必要な情報提供と伴走型支援を行います。

また、今後も児童館や地域子育て支援拠点とも連携し事業を実施していきます。

| 類型 | | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|--------|-------|-------|-------|--|--------|--------|
| 基本型 | ①量の見込み | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| | ②確保の内容 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| こども家庭センター型 | ①量の見込み | | 2箇所※ | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| | ②確保の内容 | | 2箇所※ | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| 妊婦等包括相談支援事業型 | ①量の見込み | 939回 | 950回 | 957回 | 1,056回 | 957回 | 957回 |
| | ②確保の内容 | | | | すべての妊婦に3回面談等を実施 ※4回以上の面談等および配偶者等への支援も含む | | |

※旧制度／旧子育て世代包括支援センターと旧子ども家庭総合支援拠点でそれぞれ実施

(2) 延長保育事業

1) 事業内容

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間(11時間)を超えて保育を行う事業です。

2) 実施状況と今後の方向性・確保方策

市内保育所(認定こども園保育所部含む)全園で実施しています。

教育・保育提供区域と同区分にて提供体制を考えるため、旧行政区別に現在の実施状況を継続します。

| 石狩地区 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 465人 | 491人 | 489人 | 535人 | 533人 | 524人 |
| ②確保の内容 | 14箇所 | 14箇所 | 14箇所 | 14箇所 | 14箇所 | 14箇所 |
| | 1,025人 | 1,066人 | 1,066人 | 1,066人 | 1,066人 | 1,066人 |

| 厚田地区 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 9人 | 11人 | 10人 | 9人 | 9人 | 9人 |
| ②確保の内容 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| | 19人 | 19人 | 19人 | 19人 | 19人 | 19人 |

| 浜益地区 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1人 | 3人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| ②確保の内容 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| | 70人 | 70人 | 19人 | 19人 | 19人 | 19人 |

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

1) 事業内容と実施状況

市が定めた保育料以外に、教材費、園外活動等の行事費、給食費などは実費負担にかかる費用として、保護者同意の下、施設が独自に徴収することができます。この実費徴収に対して、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

2) 今後の方向性・確保方策

国の実施要綱に基づき、実施します。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

1) 事業内容と実施状況

新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせんなどを行う事業です。

2) 今後の方向性・確保方策

国の実施要綱に基づき、実施します。

(5) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

1) 事業内容

保護者や同居親族の就労または疾病等により家庭が昼間留守等になる児童を対象に、授業の終了後等一定時間指導し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

2) 実施状況と今後の方向性・確保方策

今回実施したニーズ調査等からも本市は両親がともに働いている割合は高く、また平成27年に利用できる学年が6年生まで拡大されたことに伴い、高学年での利用も年々増加していることから、今後利用者数がさらに増加することが考えられます。特に紅南小学校区、緑苑台小学校区、双葉小学校区において、定員超過が見込まれるため、受入れの弾力運用や余裕教室等の状況を把握し、定員の拡大、児童館ランドセル来館事業の拡大、クラブの増設を検討していきます。また、他の小学校区においては、受入れの弾力運用や児童館等によるその他の放課後児童対策事業（放課後児童対策102ページ参照）により対応します。

厚田・浜益地区においては、保育所開放事業やミニ児童館事業により放課後の居場所機能を確保します（106ページ参照）。

| 石狩地区 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み 1年生 | 215人 | 226人 | 226人 | 213人 | 223人 | 231人 |
| 2年生 | 230人 | 200人 | 194人 | 192人 | 183人 | 189人 |
| 3年生 | 120人 | 121人 | 129人 | 129人 | 125人 | 120人 |
| 4年生 | 59人 | 66人 | 60人 | 66人 | 69人 | 63人 |
| 5年生 | 18人 | 18人 | 21人 | 18人 | 20人 | 20人 |
| 6年生 | 3人 | 5人 | 8人 | 8人 | 7人 | 7人 |
| ①量の見込み ※1 | 645人 | 636人 | 638人 | 626人 | 627人 | 630人 |
| ②確保の内容 ※2 | 621人 (18クラブ) | 640人 (18クラブ) | 640人 (18クラブ) | 640人 (18クラブ) | 670人 (19クラブ) | 670人 (19クラブ) |

※1 小学校区ごとの内訳別途記載

※2 令和7年度以降の確保の内容については、受け入れの弾力運用及び児童館ランドセル来館事業の受け入れ人数を含みます。令和7年度：双葉小校区 20増（ランドセル来館+20）、令和8年度：紅南小校区 20増（放課後児童クラブ+20）、南線小校区 25減（放課後児童クラブ-45、ランドセル来館+20）、令和10年度：緑苑台小校区 40増

| 厚田地区 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| ①量の見込み | 2人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 | 4人 |
| ②確保の内容 | 0人 (0クラブ) | 0人 (0クラブ) | 0人 (0クラブ) | 0人 (0クラブ) | 0人 (0クラブ) | 0人 (0クラブ) |

| 浜益地区 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| ①量の見込み | 3人 | 3人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| ②確保の内容 | 0人 (0クラブ) | 0人 (0クラブ) | 0人 (0クラブ) | 0人 (0クラブ) | 0人 (0クラブ) | 0人 (0クラブ) |

<石狩地区：量の見込み内訳>

(単位：人)

| 小学校区 | 定員 | 区分 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------|------|-----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 花川 | 50人 | 1年生 | 18 | 25 | 20 | 22 | 25 | 28 |
| | | 2年生 | 19 | 20 | 24 | 20 | 21 | 24 |
| | | 3年生 | 15 | 10 | 12 | 15 | 12 | 13 |
| | | 4年生 | 5 | 6 | 6 | 7 | 9 | 7 |
| | | 5年生 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| | | 6年生 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 57 | ▲ 12 | ▲ 13 | ▲ 15 | ▲ 19 | ▲ 24 |
| 生振 | 0人 | 1年生 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 2年生 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 3年生 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 4年生 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 5年生 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 6年生 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 南線 | 185人 | 1年生 | 78 | 68 | 71 | 56 | 70 | 60 |
| | | 2年生 | 79 | 65 | 54 | 56 | 45 | 55 |
| | | 3年生 | 31 | 30 | 33 | 28 | 29 | 23 |
| | | 4年生 | 14 | 15 | 11 | 13 | 11 | 11 |
| | | 5年生 | 6 | 4 | 5 | 4 | 4 | 4 |
| | | 6年生 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | | 208 | 2 | 10 | 27 | 25 | 31 |
| 花川南 | 100人 | 1年生 | 43 | 39 | 48 | 39 | 36 | 37 |
| | | 2年生 | 42 | 34 | 32 | 39 | 32 | 29 |
| | | 3年生 | 13 | 25 | 22 | 21 | 26 | 21 |
| | | 4年生 | 8 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | | 5年生 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 6年生 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 107 | ▲ 6 | ▲ 10 | ▲ 7 | ▲ 2 | 5 |
| 紅南 | 75人 | 1年生 | 29 | 34 | 30 | 38 | 38 | 27 |
| | | 2年生 | 32 | 28 | 29 | 25 | 32 | 32 |
| | | 3年生 | 12 | 16 | 18 | 18 | 15 | 19 |
| | | 4年生 | 9 | 9 | 11 | 11 | 11 | 10 |
| | | 5年生 | 4 | 4 | 5 | 5 | 6 | 6 |
| | | 6年生 | 2 | 1 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | | | 88 | ▲ 17 | ▲ 21 | ▲ 25 | ▲ 30 | ▲ 22 |

| | | | | | | | | |
|------|------|-----|-----|------|------|------|------|------|
| 石狩八幡 | 25人 | 1年生 | 4 | 6 | 6 | 3 | 2 | 4 |
| | | 2年生 | 8 | 3 | 6 | 6 | 3 | 2 |
| | | 3年生 | 8 | 6 | 3 | 7 | 5 | 3 |
| | | 4年生 | 4 | 5 | 4 | 2 | 5 | 4 |
| | | 5年生 | 2 | 3 | 3 | 2 | 1 | 2 |
| | | 6年生 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| | | | 27 | 1 | 1 | 3 | 8 | 9 |
| 緑苑台 | 90人 | 1年生 | 21 | 31 | 30 | 32 | 29 | 50 |
| | | 2年生 | 27 | 28 | 28 | 27 | 29 | 26 |
| | | 3年生 | 26 | 20 | 26 | 26 | 25 | 27 |
| | | 4年生 | 16 | 17 | 14 | 19 | 19 | 18 |
| | | 5年生 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 |
| | | 6年生 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | | 94 | ▲ 11 | ▲ 13 | ▲ 18 | ▲ 17 | ▲ 36 |
| 双葉 | 50人 | 1年生 | 22 | 23 | 21 | 23 | 23 | 25 |
| | | 2年生 | 23 | 22 | 21 | 19 | 21 | 21 |
| | | 3年生 | 15 | 14 | 15 | 14 | 13 | 14 |
| | | 4年生 | 3 | 7 | 7 | 7 | 7 | 6 |
| | | 5年生 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| | | 6年生 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | | 64 | ▲ 18 | ▲ 17 | ▲ 16 | ▲ 17 | ▲ 18 |
| 計 | 575人 | 1年生 | 215 | 226 | 226 | 213 | 223 | 231 |
| | | 2年生 | 230 | 200 | 194 | 192 | 183 | 189 |
| | | 3年生 | 120 | 121 | 129 | 129 | 125 | 120 |
| | | 4年生 | 59 | 66 | 60 | 66 | 69 | 63 |
| | | 5年生 | 18 | 18 | 21 | 18 | 20 | 20 |
| | | 6年生 | 3 | 5 | 8 | 8 | 7 | 7 |
| | | | 645 | 636 | 638 | 626 | 627 | 630 |

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

1) 事業内容

保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、保護を適切に行うことができる児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。

2) 実施状況と今後の方向性・確保方策

令和7年度より新たに里親を受け入れ先として契約し、利用者の利便性を向上させます。

| | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 11人日 | 15人日 | 15人日 | 15人日 | 15人日 | 15人日 |
| ②確保の内容 | 2箇所 | 10箇所 | 10箇所 | 10箇所 | 10箇所 | 10箇所 |
| | 14人日 | 15人日 | 15人日 | 15人日 | 15人日 | 15人日 |

※「人日」は年間の延べ利用日数

(7) 乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）事業

1) 事業内容

保健師等の専門職員が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

2) 実施状況と今後の方向性・確保方策

母親のメンタルヘルス支援を重点に心身の健康状態と生活状況を把握し、個々に応じた生活や育児への支援を行っています。

できるだけ早期（概ね4週間）に全戸訪問ができるように、保健師等専門職の確保に努めます。訪問終了後も引き続き相談ができるよう、相談窓口の周知を図るとともに、支援が必要な保護者に対しては関係機関や地域が連携して支えていきます。

| | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|----------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 267人 (268人) | 288人 | 290人 | 320人 | 290人 | 290人 |
| ②確保の内容 | 全戸訪問の実施 | | | | | |

(8) 養育支援訪問事業

1) 事業内容

こどもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対して訪問による支援を実施することにより、当該家庭において適切な養育の実施を確保すること等を目的とします。

乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問事業）などをきっかけとして、養育支援が必要と考えられる家庭に対し、保健師等の専門職員が訪問指導を継続的に実施する事業です。

2) 実施状況と今後の方向性・確保方策

妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭や子育てに対して強い不安、孤立感等を抱える家庭に対し、安定した妊娠、出産又は育児を迎えるための相談支援、育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談支援などを行います。

実施に当たっては、石狩市こども見守りネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）のケース対応会議を開催し、訪問支援の対象家庭の決定及び、具体的な支援の目標、支援の内容、期間、方法、訪問支援者等について支援計画を策定します。

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|---------------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 8世帯 | 8世帯 | 8世帯 | 8世帯 | 8世帯 |
| | 45回 | 45回 | 45回 | 45回 | 45回 |
| ②確保の内容 | 養育支援訪問が必要な全家庭 | | | | |

(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

1) 実施内容と実施状況

石狩市こども見守りネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）の連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。

2) 今後の方向性・確保方策

国の実施要綱に基づき、実施します。

(10) 子育て世帯訪問支援事業

1) 実施内容と実施状況

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

2) 今後の方向性・確保方策

実施に当たっては、養育支援訪問事業と連携し、訪問支援員による家事支援、育児・養育支援を行います。

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|------------------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 8世帯 | 8世帯 | 8世帯 | 8世帯 | 8世帯 |
| | 10回 | 10回 | 10回 | 10回 | 10回 |
| ②確保の内容 | 子育て世帯訪問支援が必要な全家庭 | | | | |

(11) 地域子育て支援拠点事業

1) 事業内容

乳幼児親子が、保育所や児童館など地域の身近な場所において気軽に集える場を提供し、親子の交流や講習、育児相談等を行う事業です。

2) 実施状況と今後の方向性・確保方策

どこにも通園していない乳幼児の保護者が、親子交流や育児相談、子育てに関する情報にふれるなど、子育て支援拠点が地域で担う役割は非常に重要です。

子育ての孤立化を防ぎ、子育ての不安感を軽減できるよう引き続き、実施していきます。

| | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み | 1,266人回 | 1,229人回 | 1,245人回 | 1,352人回 | 1,322人回 | 1,285人回 |
| ②確保の内容 | 6箇所 | 6箇所 | 6箇所 | 6箇所 | 6箇所 | 6箇所 |
| | 1,439人回 | 1,439人回 | 1,439人回 | 1,439人回 | 1,439人回 | 1,439人回 |

※「人回」は月間の延べ利用回数

(12) 一時預かり事業

■一時預かり事業（幼稚園型）

1) 事業内容

通常の教育時間後や、長期休業期間中などに、希望する在園児を対象に保育を行う事業です。

2) 実施状況と今後の方向性・確保方策

本市では、市内全園（認定こども園幼稚園部）において実施しています。現行体制の維持を基本とします。

| | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み | 47,277 人日 | 46,281 人日 | 45,438 人日 | 46,587 人日 | 46,472 人日 | 46,319 人日 |
| ②確保の内容 | 13 箇所 |
| | 120,153 人日 |

※「人日」は年間の延べ利用日数

■一時預かり事業（幼稚園型を除く）

1) 事業内容

保護者の就労形態の多様化への対応や、保護者の傷病等に伴う育児負担の軽減を図るため、未就園児を一時的に認定こども園等で預かる事業です。

2) 実施状況と今後の方向性・確保方策

市内3箇所の認定こども園（保育所部）とファミリー・サポート・センターで実施しています。

令和7年度より認定こども園（幼稚園部）で実施している未就園児の預かり保育を追加し、認定こども園における自主的な一時保育の取組を促進します。

| | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | 981 人日 | 5,942 人日 | 5,767 人日 | 6,256 人日 | 6,345 人日 | 6,331 人日 |
| 認定こども園（保育所部） | 242 人日 | 173 人日 | 172 人日 | 181 人日 | 179 人日 | 176 人日 |
| 認定こども園（幼稚園部） | - | 5,034 人日 | 4,863 人日 | 5,305 人日 | 5,405 人日 | 5,405 人日 |
| ファミリー・サポート・センター | 739 人日 | 735 人日 | 732 人日 | 770 人日 | 761 人日 | 750 人日 |
| ②確保の内容 | 4 箇所 | 5 箇所 | 5 箇所 | 5 箇所 | 5 箇所 | 5 箇所 |
| | 6,134 人日 | 11,957 人日 |

※「人日」は年間の延べ利用日数

(13) 病児保育事業（病児・病後児）

1) 事業内容

病気・病気回復期の児童が家庭で保育を受けることが困難な期間において一時的に保育をする事業です。

2) 実施状況と今後の方向性・確保方策

市内認定こども園（保育所部）1箇所（病後児対象）とファミリー・サポート・センター1箇所（病児・病後児対象）で事業を実施しており、令和7年度より新たに市内クリニック内病児保育室1箇所（病児対象）で事業を実施します。

| | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み | 32人日 | 180人日 | 180人日 | 182人日 | 182人日 | 182人日 |
| 認定こども園 （保育所部） | 12人日 | 11人日 | 11人日 | 12人日 | 12人日 | 12人日 |
| ファミリー・サポート・ センター | 20人日 | 19人日 | 19人日 | 20人日 | 20人日 | 20人日 |
| 病児保育室 | － | 150人日 | 150人日 | 150人日 | 150人日 | 150人日 |
| ②確保の内容 | 2箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 |
| | 1,214人日 | 2,236人日 | 2,236人日 | 2,236人日 | 2,236人日 | 2,236人日 |

※「人日」は年間の延べ利用日数

(14) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

1) 事業内容

乳幼児や小学生等の一時預かりや送迎など、子育てのサポートを「受けたい人（依頼会員）」と「できる人（提供会員）」からなる相互援助活動について、連絡・調整を行う事業です。

2) 実施状況と今後の方向性・確保方策

「(12). 一時預かり事業 ②幼稚園以外での一時預かり事業と「(13). 病児保育事業（病児・病後児）」に分類しているものもあり、ファミリー・サポート・センター事業としての量の見込みを把握するため、他事業に分類しているものを合算しました。

現行体制の維持を基本とします。

| | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み | 1,069人日 | 1,018人日 | 1,017人日 | 1,047人日 | 1,034人日 | 1,023人日 |
| 幼稚園以外での一時預 かり | 739人日 | 735人日 | 732人日 | 770人日 | 761人日 | 750人日 |
| 病児・病後児保育事業 | 20人日 | 19人日 | 19人日 | 20人日 | 20人日 | 20人日 |
| ファミサポ事業（就学 児） | 310人日 | 264人日 | 266人日 | 257人日 | 253人日 | 253人日 |
| ②確保の内容 | 494人日 | 1,371人日 | 1,371人日 | 1,371人日 | 1,371人日 | 1,371人日 |

※「人日」は年間の延べ利用日数

(15) 産後ケア事業

1) 事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

2) 実施状況と今後の方向性・確保方策

「訪問型」は、北海道助産師会を通じて2箇所の助産院に委託、「宿泊型」「日帰り型」は、2箇所の産科医療機関に委託して実施しています。今後は、利用状況の推移を見ながら委託機関を増やすなど体制の確保に努めます。

| | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 129人日 | 205人日 | 206人日 | 227人日 | 206人日 | 206人日 |
| ②確保の内容 | 産後ケアが必要な全家庭 | | | | | |

※「人日」は年間の延べ利用日数

(16) 妊婦健康診査

1) 事業内容

妊婦及び胎児の健康保持を図るため、妊婦健康診査の公費による一部負担（妊婦一般健康診査14回分、超音波検査6回分）を実施する事業です。

2) 実施状況と今後の方向性・確保方策

標準的な妊婦一般健康診査14回及び超音波検査6回分の公費負担を継続します。妊婦の心身や家庭環境等の問題について、健診委託医療機関と連携を図って支援します。

| | | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|--------|----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み | 一般健康診査 | 3,080人回 | 3,226人回 | 3,248人回 | 3,584人回 | 3,248人回 | 3,248人回 |
| | 超音波検査 | 1,440人回 | 1,555人回 | 1,566人回 | 1,728人回 | 1,566人回 | 1,566人回 |
| | 人数 | 277人 | 288人 | 290人 | 320人 | 290人 | 290人 |
| ②確保の内容 | | 全ての妊婦に一般健康診査14回、超音波検査6回分助成 | | | | | |

※「人回」は年間の延べ利用回数

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

1) 事業内容

全ての子育て家庭に対して、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる新たな通園支援事業です。

2) 実施状況と今後の方向性・確保方策

令和8年度からの本格実施を見据え、令和7年度は準備期間として、一時預かり事業（幼稚園型を除く）等を活用した預かり保育等を実施しながら、利用者ニーズを捉え、令和8年度以降の確保方策を検討していきます。

| | | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 0歳児 | 必要定員数 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 |
| | 1歳児 | 必要定員数 | 6人 | 7人 | 7人 | 7人 | 6人 |
| | 2歳児 | 必要定員数 | 5人 | 5人 | 5人 | 6人 | 6人 |
| ②確保方策 | 0歳児 | 整備量 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 |
| | 1歳児 | 整備量 | 6人 | 7人 | 7人 | 7人 | 6人 |
| | 2歳児 | 整備量 | 5人 | 5人 | 5人 | 6人 | 6人 |

※国の手引き及びニーズ調査に基づき算出

必要定員数＝必要受入れ時間数（ア）÷定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（※1）

（ア）必要受入れ時間数＝対象年齢の未就園児数（※2）×月一定時間（※3）

※1 月176時間（8時間×22日）

※2 対象年齢は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における対象者を踏まえ、0歳6か月から満3歳未満と仮定

※3 月一定時間は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における上限を踏まえ、10時間と仮定

5. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

本市では、これまでに認定こども園化を計画的に進め、現在、幼保連携型認定こども園が13園、保育所型認定こども園が1園あり、その他に、地域型保育事業所が2箇所、へき地保育所が1園あります。これらの施設形態の違いを踏まえながら、必要に応じて小学校等との連携を図り、質の高い教育・保育を実施します。また、保育教諭及び保育士に対し、十分な研修と処遇の改善を行い、保育の質の確保に努めます。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付を実施します。本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

7. 放課後児童対策

(1) 放課後児童対策パッケージ

国においては、平成30年9月策定の「新・放課後子ども総合プラン」(以下「プラン」という。)に基づき、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、放課後児童クラブの待機児童の早期解消に取り組むとともに、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進してきました。このプランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に事業の計画的な整備が進められてきたところです。

令和5年12月には、プランに引き続いて放課後児童対策を一層強化し、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、令和5～6年度に集中的に取り組むべき対策を「放課後児童対策パッケージ」(以下「パッケージ」という。)としてとりまとめました。

パッケージには、放課後児童クラブを開設する場や運営人材の確保、適切な利用調整等の受け皿整備による待機児童の解消策や、放課後児童クラブの職員等の人材確保や研修の充実などにより、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策が盛り込まれています。また、あわせて、放課後児童対策を推進するにあたっての市町村・都道府県・国の役割や推進体制等についても整理されました。

令和6年度以降の放課後児童対策についても、パッケージに基づき両省庁の対策と合わせ、各自治体においても継続的かつ計画的な取組を推進することとしております。

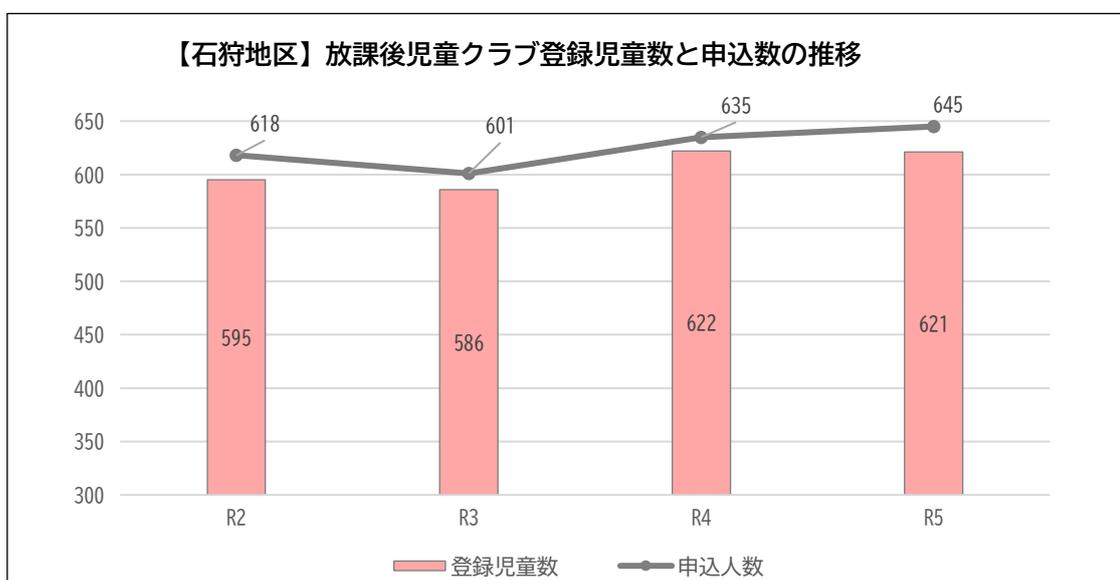
本市においても、国の方針に基づき、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進します。

(2) 現状と課題

近年、女性活躍推進の機運が高まったことにより共働き世帯が増加しており、本市も例外ではありません。

保育所等を利用していた保護者が、こどもが小学校に入学することで働き方の変更を強いられることがないよう、保護者が安心して働き、すべてのこどもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる支援体制の整備が求められます。

放課後児童クラブについては、慢性的な定員超過となっていた南線小学校区に、令和4年10月にオープンした大型児童センター「ふれあいの杜子ども館」内に放課後児童クラブを新設し、定員を増やしましたが、他の学校区で見込みを上回る申込により定員超過の状態となっています。



特に、放課後児童クラブが1箇所しか設置がない双葉小学校区や児童館がない紅南小学校区では、年度当初に待機児童が発生しているため、早急な対策が必要です。また、新たな宅地造成が進む緑苑台小学校区では、保育ニーズの増加が見込まれており、それに伴って放課後児童クラブのニーズも同様に見込まれるため、待機児童対策が必要となってきます。

(3) 実施事業と今後の方向性

1) 放課後児童クラブ等の推進

①放課後児童クラブの拡充

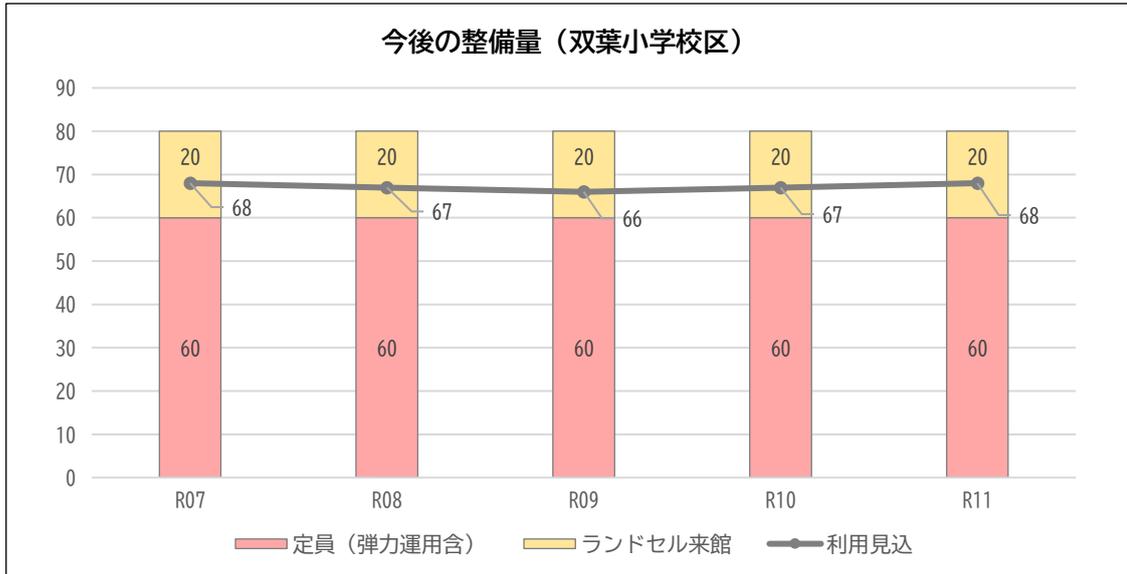
慢性的な定員超過解消のため、紅南小学校区に放課後児童クラブを増設するほか、今後、定員超過が見込まれる緑苑台小学校区にも放課後児童クラブを増設又は新設するほか、主に児童館機能がないエリアにおいては、放課後児童クラブの受入れの弾力運用により対応します。

②児童館ランドセル来館事業の拡充

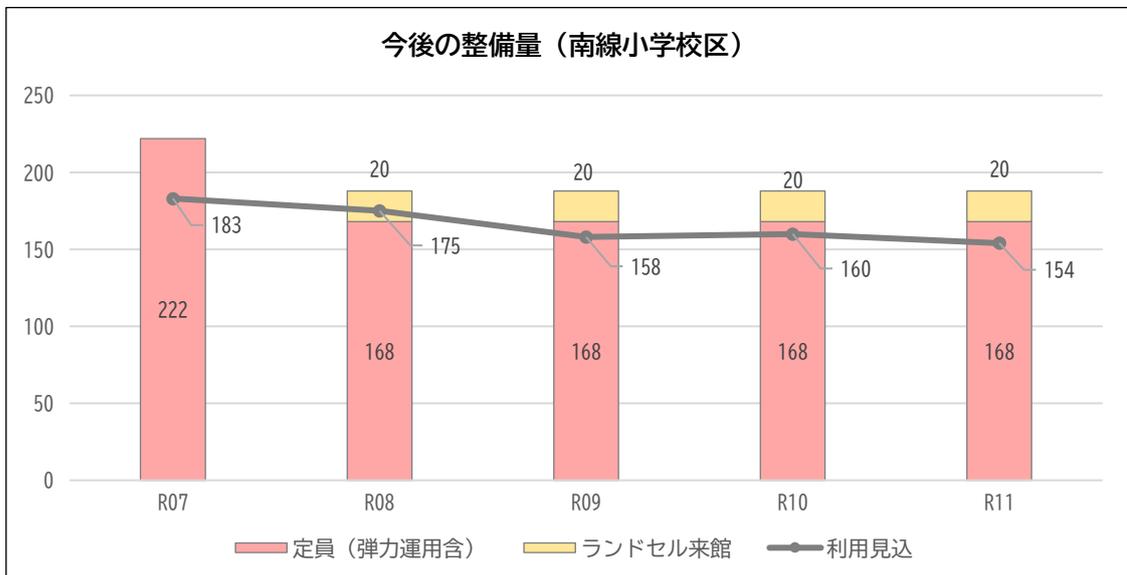
慢性的な定員超過が発生している小学校区のうち、児童館機能があるエリアにおいては、児童館ランドセル来館事業を実施することにより定員超過を解消します。

③こどもの自主性、社会性の向上を図ります。

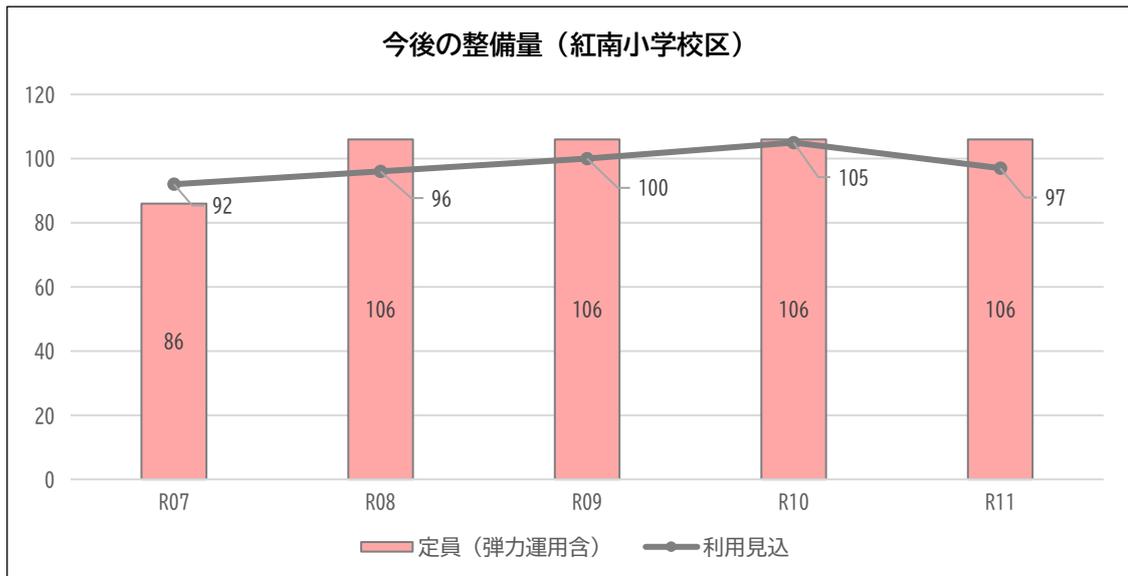
放課後児童クラブの生活において、基本的な生活習慣の習得に配慮し、行事や活動を通してこどもの自主性や社会性を育みます。



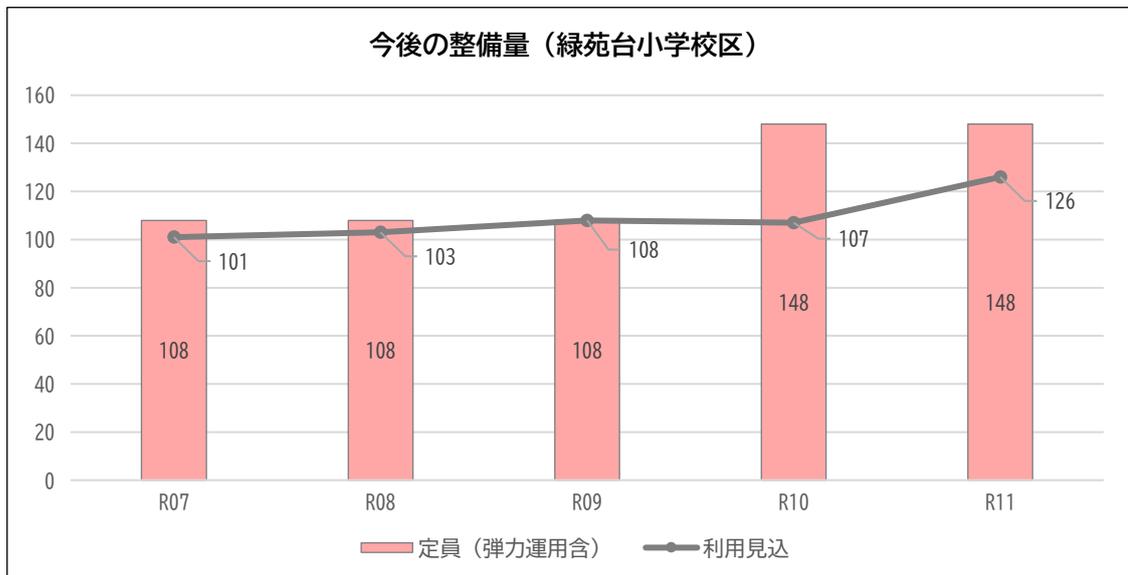
※令和7年度 双葉小学校区 児童館ランドセル来館事業1増（20人増）



※令和8年度 南線小学校区 放課後児童クラブ1減（1クラブ45人減）、ランドセル来館事業1増（20人増）



※令和 8 年度 紅南小学校区 放課後児童クラブ 1 増（1 クラブ 20 人増）



※令和 10 年度 緑苑台小学校区 放課後児童クラブ 1 増（1 クラブ 40 人増）

2) 児童館や放課後子ども教室等と一体または連携した取組の推進

①児童館の柔軟な運用

- ・児童館は、放課後のこどもの居場所として多様なプログラムを展開することで、館内の放課後児童クラブと一体として機能していきます。
- ・同一校区内の放課後児童クラブのこどもが児童館の多様なプログラムに参加できるよう連携した取組を推進します。
- ・放課後の居場所づくりの取組全体を通じて、放課後児童クラブの利用数や配置の適正化を図ります。

②放課後子ども教室等

児童館のない校区等では、放課後子ども教室のほか、あい風寺子屋教室など市独自の取組を放課後子ども教室の類似事業として位置づけ、学校敷地内の放課後児童クラブと連携して進めます。

③厚田・浜益地区における放課後児童対策

一定のニーズがあると考えますので、厚田地区についてはシップミニ児童館、浜益地区については浜益子ども教室、両地区においては保育所開放事業を実施することで、放課後のこどもの居場所を確保します。

④地域や学校等と連携した居場所の検討

地域学校協働本部運営委員会において、地域や学校等と連携した放課後の居場所について、協議、検討します。

⑤すべてのこどもたちが安心して過ごせる居場所の提供

発達障がいやいじめ、不登校など特別に配慮を必要とするこどもたちを適切に支援するため、学校や家庭、関係機関などと協働体制を構築し、情報共有や連携をすることで、安心して過ごすことができる居場所とします。

放課後児童対策の校内交流型及び連携型目標事業量

| 小学校区 | 放課後児童クラブ | 児童館・放課後子ども教室等 | 形態 | 目標年度 |
|-------|------------|---------------|-------|------|
| 石狩八幡小 | ファイトキッズクラブ | シップミニ児童館 | 連携型 | 実施済 |
| 花川小 | 花っ子クラブ | こども未来館 | 校内交流型 | 実施済 |
| 南線小 | エースクラブ | ふれあいの杜子ども館 | 校内交流型 | 実施済 |
| | にこにこクラブ | | 連携型 | 令和7年 |
| | 樽川スマイルクラブ | | 連携型 | 令和7年 |
| 花川南小 | なかよしクラブ | 花川南児童館 | 校内交流型 | 実施済 |
| | にじいろ南クラブ | あい風寺子屋教室 | 校内交流型 | 令和7年 |
| 紅南小 | げんきっ子クラブ | あい風寺子屋教室 | 校内交流型 | 実施済 |
| 双葉小 | ピノキオクラブ | 花川北児童館 | 校内交流型 | 実施済 |

| | 令和5年度 (2023) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | 令和9年度 (2027) | 令和10年度 (2028) | 令和11年度 (2029) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 校内交流型 | 6箇所 | 6箇所 | 6箇所 | 6箇所 | 6箇所 | 6箇所 |
| 連携型 | 1箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 |

第7章 計画の推進に向けて

1. 推進体制・連携

多くの市民に「安心して子育てできる」「子育てしやすい」と感じてもらう地域社会の実現には、市民参加と協働によるまちづくりは不可欠です。

この計画の分野は、福祉、保健、教育、労働、生活環境等多岐にわたっています。このため、市民、関係者と連携しながら、地域社会全体の取組として総合的に推進していきます。

また、将来に亘って持続可能で心豊かに暮らせる地域社会を構築していくため、効果的、効率的に施策を推進していきます。

2. 進行管理

石狩市子ども・子育て会議において、進捗状況の管理及び評価を実施します。

各年度に計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、事業が効果的に推進されるよう進行管理に努めます。

(1) 活動指標

計画の基本目標を達成するため、各施策に位置付けた事務・事業等のうち、定量的に示すことが可能なものについては、数値を用いた活動指標（活動量）を設定し、毎年度、その進捗状況を報告し評価や意見を求めることとします。

なお、検証・評価は、活動指標による定量的な評価と定性的な評価により行ないます。

(2) 成果指標

計画の理念を実現するため、関係施策の成果、効果等を客観的にはかるための指標（成果指標）を設定します。

成果指標は、アンケート調査などを用いて、市民意識などを、できるだけ数値化して示すこととします。

活動指標

| 基本目標 | 基本施策名 | 活動指標 |
|------|------------------------------|---------|
| I | 【基本施策1】こどもの権利の普及啓発 | 取組件数 |
| | 【基本施策2】こどもの意見を聴く意識の醸成 | 取組件数 |
| | 【基本施策3】こどものまちづくりへの参加 | 参加人数 |
| | 【基本施策4】こどもの権利の侵害に関する相談と救済 | 相談件数 |
| II | 【基本施策1】妊娠・出産に関する相談体制の整備 | 面談・相談件数 |
| | 【基本施策2】安心・安全な妊娠・出産に向けた支援 | 実施件数 |
| | 【基本施策3】ワーク・ライフ・バランスの推進 | 実施件数 |
| III | 【基本施策1】親と子のこころと体の健康づくり | 実施件数 |
| | 【基本施策2】子育て支援制度等の情報の提供 | 実施件数 |
| | 【基本施策3】教育・保育の充実(仕事と子育ての両立支援) | 利用人数 |
| | 【基本施策4】緊急時のサポート体制の強化 | 利用件数 |
| | 【基本施策5】身近な相談・交流場所の整備 | 箇所数 |
| IV | 【基本施策1】未来を開拓する力の育成 | 実施件数 |
| | 【基本施策2】食育の推進 | 実施件数 |
| | 【基本施策3】ふるさとへの愛着と豊かな心の育成 | 参加人数 |
| | 【基本施策4】健やかな体の育成 | 実施件数 |
| | 【基本施策5】こどもの居場所づくり | 箇所数 |
| | 【基本施策6】子育て家庭の学びの支援 | 実施件数 |
| V | 【基本施策1】障がいや発達に配慮が必要な子どもへの支援 | 実施件数 |
| | 【基本施策2】児童虐待の未然防止と対策 | 実施件数 |
| | 【基本施策3】困難を抱える子どもと若者への総合支援 | 実施件数 |
| | 【基本施策4】生活困窮家庭の親の自立支援 | 実施件数 |
| | 【基本施策5】ひとり親家庭の支援 | 実施件数 |
| | 【基本施策6】子育て家庭への経済的支援 | 実施件数 |
| VI | 【基本施策1】子育てにやさしいまちづくりの機運の醸成 | 実施件数 |
| | 【基本施策2】こどもが主体的に活動する場所の整備 | 実施件数 |
| | 【基本施策3】安全・安心・見守り体制の構築 | 実施件数 |
| | 【基本施策4】地域における取組への支援 | 活動団体数 |
| | 【基本施策5】市民の教育活動への参画支援 | 実施件数 |

成果指標

| 成果指標 | 目標値 | 対象 | 把握手法 |
|--|-------------|-----|------------------|
| 石狩市は子育てしやすい環境だと思う割合 | 80% | おとな | こども・子育てアンケート |
| こどもの権利を知っている割合 | 80% | おとな | こども・子育てアンケート |
| | 80% | こども | こども・子育てアンケート |
| こどもの権利が大切にされていると感じている割合 | 70% | おとな | こども・子育てアンケート |
| | 70% | こども | こども・子育てアンケート |
| こどもの声をおとなが聴いてくれていると感じているこどもの割合 | 100% | こども | こども・子育てアンケート |
| 子育て支援制度やサービス等に関する情報収集の手段が確保されている割合 | 100% | おとな | こども・子育てアンケート |
| 認定こども園等に入園できる割合 | 100% | - | 10/1 基準 子ども家庭課調べ |
| 放課後児童クラブに入所できる割合 | 100% | - | 5/1 基準 子ども政策課調べ |
| 仕事（家事）と生活の調和が保たれていると感じている割合 | 70% | おとな | こども・子育てアンケート |
| 子育て等の不安について、相談できる人や場所が身近にあると答えた割合 | 100% | おとな | こども・子育てアンケート |
| 悩みや不安を相談できる人がいると答えたこどもの割合 | 100% | こども | こども・子育てアンケート |
| 悩みや不安を相談できる人がいると答えた若者の割合 | 100% | 若者 | 若者アンケート |
| 自分には良いところがある（どちらかといえば）と感じているこどもの割合 | R6 調査結果より上昇 | こども | 全国学力・学習状況調査 |
| 将来に夢や目標があるこどもの割合 | R6 調査結果より上昇 | こども | 全国学力・学習状況調査 |
| 市内で実施される子育ての行事やサービスについての満足度 | 80% | おとな | こども・子育てアンケート |
| 学校や自宅以外にも、安心して楽しく過ごすことのできる場所があるこどもの割合 | 80% | こども | こども・子育てアンケート |
| 障がいのあるなしに関わらず、すべてのこども達が安心して暮らせる環境だと感じている割合 | 70% | おとな | こども・子育てアンケート |
| 児童虐待の通告義務があることを知っている割合 | 80% | おとな | こども・子育てアンケート |
| 経済的な理由で食料を買えなかったり、こどもの通院を控えたりしたことが「よくあった」「ときどきあった」と答えた割合 | R5 調査結果より下降 | おとな | こども・子育てアンケート |
| 近所の人や地域とのつながりがあると答えた割合 | 70% | おとな | こども・子育てアンケート |
| | | こども | |
| | | 若者 | 若者アンケート |

資料編

1. 石狩市こどもの権利条例

前文

こどもは、それぞれが一人の人間として権利の主体であり、大きな可能性を持ったかけがえない存在です。あらゆる差別や不利益を受けることなく、夢や希望を抱き、幸せに生きる権利があります。

今、いじめや虐待、貧困などつらい状況にあるこどもがいたり、子育ての負担感や孤立感から不安を抱える保護者がいます。

石狩市のこどもたちは、自分らしく健やかに成長していくために、次のことを願っています。

- ・命が守られ、自分らしく成長したい
- ・安心して遊んだり、休んだり、学んだりしたい
- ・自分で考えて行動し、おとなと同じように意見を言いたい
- ・おとなは責任を持ってこどもを育ててほしい
- ・いじめや暴力、差別、虐待のない社会になってほしい
- ・すべての人にこどもの権利を理解してほしい

おとなは、心豊かで安心できる環境をつくり、愛情を持ってこどもを守り育てます。そして、こどもの声を聴き、意見を尊重して一緒に考え、こどものために最も良いことを一番に考える責任があります。

わたしたちは、手話が言語であることを認め合えるまち、協働しながらまちづくりを進めるまち、市民が行政活動に参加するまちに住んでいます。

こどもたちの今と未来のために石狩市は、「こどもまんなかまちづくり」の考えのもと、どのような環境に生まれ、どのような状況で育っても、身近なところに安心できる居場所や頼れる人がいて、悩みや思いを話すことができ、相手も自分も大切にしながら、すべてのこども

がいつも笑顔で暮らせるみんなにやさしいまちを目指し、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）、日本国憲法、こども基本法（令和4年法律第77号）その他関連する法令に基づき、こどもの大切な権利が将来にわたって保障され、こどもたちが安心して自分らしく健やかに成長していくための施策を総合的に推進することを目的とします。

(ことばの意味)

第2条 この条例におけることばの意味は、次のとおりです。

- (1) こども 心身の発達の過程にある者をいいます。
- (2) おとな こども以外の者をいいます。
- (3) 保護者 親、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める里親その他親に代わりこどもを養育する者をいいます。
- (4) こどもに関係する施設 児童福祉法、学校教育法（昭和22年法律第26号）、社会教育法（昭和24年法律第207号）などに定める保育所、認定こども園、児童館、学校、図書館、公民館など、こどもが育ち、学ぶために利用する施設をいいます。

第2章 こどもにとって大切な権利

(安全に安心して生きる権利)

第3条 こどもは、安全に安心して生きるために、次のことが保障されます。

- (1) 命が守られ、平和で安全な環境で、安心して暮らすこと。

(2) 愛情と理解を持って生まれ、健やかに成長すること。

(3) 障がいがあることや性別などを理由とした、あらゆる差別を受けないこと。

(自分らしく成長できる権利)

第4条 こどもは、自分らしく成長するために、次のことが保障されます。

(1) 一人ひとりの能力や個性を伸ばすこと。

(2) 自分に合った方法で学ぶこと。

(3) 遊んだり、休んだりすること。

(4) こどもであることにより、不当な扱いを受けないこと。

(意見を表明し、参加する権利)

第5条 こどもは、自分の意見を表明し、自分に関わりのあることに参加するために、次のことが保障されます。

(1) 自分の考えや意見を表明することができ、大切に受け入れられること。

(2) 必要な情報を得ること。

(3) 自分に関わりのあることの決定に参加すること。

(4) いろいろな考えの人が集まって仲間になること。

(守り、守られる権利)

第6条 こどもは、自分を守り、自分が守られるために、次のことが保障されます。

(1) あらゆる権利の侵害から守られること。

(2) いじめや虐待など、あらゆる暴力から、心や体が傷つかないように守られること。

(3) プライバシーが守られること。

(4) 失敗してもやり直す機会があり、そのための支援を受けられること。

第3章 こどもの権利を保障するための役割

(おとなの役割)

第7条 おとなは、こどもの権利が保障されるように努めるものとします。

2 事業者は、仕事と子育てが両立できるような環境づくりに努めるものとします。

(保護者の役割)

第8条 保護者は、こどものために最も良いことをこどもと一緒に考えて、愛情と理解を持ってこどもを育てるものとします。

2 保護者は、安心して子育てができるように、必要な支援を受けることができます。

(こどもに関係する施設の役割)

第9条 こどもに関係する施設は、こどものために最も良いことをこどもと一緒に考え、指導や支援をしながら、保護者と連携してこどもを育てるものとします。

2 こどもに関係する施設は、こどもの年齢や個性に応じて、こどもの主体的な活動を支援するものとします。

3 こどもに関係する施設は、いじめや虐待などの防止と相談しやすい環境づくりに努めるものとします。

(市の責務)

第10条 市は、こどもの権利を保障するため、国や他の自治体、関係機関と連携して必要な施策に取り組みます。

2 市は、保護者やこどもに関係する施設がそれぞれの役割を果たすことができるように、必要な支援をします。

3 市は、こどもが自分らしく、安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。

第4章 こどもの意見表明と参加

(こどもの意見表明)

第11条 こどもは、自分の意見を表明することができます。

2 こどもは、意見を表明したことによる不利益を受けません。

3 こどもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重するように努めるものとします。

4 市、おとな、こどもに関係する施設の関係者は、こどもが意見を表明しやすい環境づくりに努めるものとします。

5 市、おとな、こどもに関係する施設の関係者は、年齢や発達などの理由によって、自分の

意思をうまく表現できない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見を代弁するように努めるものとします。

6 市、おとな、子どもに関係する施設の関係者は、子どもに関わりのあることを決めるときは子どもの意見を聴き、その意見を尊重し、子どものために最も良いことが優先されるように考慮するものとします。

7 市は、子どもが意見を表明しやすいように、これを支援する人材の育成に努めます。

(子どもの参加)

第12条 子どもは、市民の一員として、まちづくりに参加することができます。

2 おとなは、子どもの多様な社会参加に協力するように努めるものとします。

3 子どもに関係する施設は、その施設の運営と活動に子どもの意見を取り入れたり、子どもが参加したり、決定に関わることができるように努めるものとします。

4 市は、子どもに関係する施策と計画の決定、これらの実施結果の評価などをするとき、おとなと同じように、子どもにも意見を表明できる機会を設けるように努めます。

5 市は、子どもが市政に対して意見を表明し、自ら施策の実現に関わるための多様な仕組みづくりを推進します。

6 市は、子どもが社会参加の楽しさを味わうことができるように、子どもの社会参加を促進するための人材の育成に努めます。

7 市は、子どもが利用する公共施設について、その運営に子どもの意見を取り入れたり、参加できる仕組みづくりに努めます。

第5章 子どもの権利の侵害に関する相談と救済 (子どもの権利救済委員会の設置)

第13条 市は、子どもの権利の侵害に速やかに対応し、その権利が回復できるようにするため、石狩市子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」という。）を置きます。

2 救済委員会の委員（以下「救済委員」という。）は、3人以内とします。

3 救済委員は、次条に定める救済委員会の職務の遂行について利害関係がなく、子どもの権利に理解が深く、豊かな経験を有する者のうちから、市長が委嘱します。

4 救済委員は、任期を3年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 救済委員は、再任されることができます。

6 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるときや職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。

(救済委員会の職務)

第14条 救済委員会の職務は、次のとおりとします。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、対象となる子どもや保護者の意向を最大限尊重しながら、事実の調査や調整をすること。

(3) 前号に定める調査や調整の結果、救済委員会が必要であると認めるときは、市長に対し、市の関係機関に是正の措置を講ずるように勧告すること又は子どもに関係する制度の改善を求めるための意見を表明すること。

(4) 第2号に定める調査や調整の結果、救済委員会が必要であると認めるときは、市長に対し、市以外の関係機関に是正の措置を講ずるように要請すること（以下「是正要請」という。）を提言すること。

(相談と救済の申立て)

第15条 すべての人は、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、救済委員会に対し、相談と救済の申立てをすることができます。

(1) 市内に居住する子どもに関するもの

(2) 市内に通勤したり、市内のこどもに関係する施設に通学、通所、利用をすることも（前号に定めるこどもを除く。）に関するもの（相談と救済の申立ての原因となった事実が市内で生じた場合に限る。）

2 救済の申立ては、文書又は口頭で行います。
（救済委員会の責務）

第16条 救済委員会は、こどもの権利の擁護者として、こどもの意見などを聴き、公正で適正に職務を遂行するように努めるものとします。

2 救済委員会は、こどものために最も良いことを実現するために関係機関と相互に連携するものとします。

（救済委員会への協力）

第17条 市は、救済委員会の独立性を尊重し、職務の遂行に協力するとともに、必要な支援をします。

2 こども、保護者、おとな、こどもに関係する施設の関係者は、救済委員会の職務に協力するように努めるものとします。

（勧告などの尊重）

第18条 市長は、救済委員会から第14条第3号に定める勧告又は意見表明があった場合は、これらを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

2 市長は、前項の措置について、救済委員会に報告します。

3 市長は、救済委員会から第14条第4号の定めによる是正要請の提言があった場合は、市
（活動状況の報告）

第19条 救済委員会は、毎年の活動状況を市長に報告し、市長は、これを公表します。

（こどもの権利調査相談員）

第20条 救済委員会の職務の遂行を補佐するため、石狩市こどもの権利調査相談員（以下「相談員」という。）を置きます。

2 第16条の規定は、相談員について準用します。

第6章 条例を推進するための仕組み

（こどもの権利の普及啓発）

第21条 市は、市民に対し、こどもの権利の普及啓発を行います。

2 市は、こどもの権利について理解や関心を深めるために、石狩市こどもの権利月間を定めます。

3 石狩市こどもの権利月間は、毎年11月とします。

（推進計画の策定）

第22条 市は、総合的にこどもの権利を保障するため、石狩市こどもの権利推進計画（以下「推進計画」という。）を策定します。

（推進計画の進め方と評価）

第23条 市は、推進計画の進捗状況について、毎年度調査します。

2 市は、石狩市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第23号）に定める石狩市子ども・子育て会議に調査の結果を報告し、評価や意見を求めます。

3 市は、石狩市子ども・子育て会議の評価や意見を公表し、必要に応じて改善します。

第7章 雑則

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

2. 令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査結果

(1) 調査の概要

1) 目的

石狩市で子育てをしている家庭の実態や生活状況を伺い、支援ニーズを把握することで、今後の石狩市における子どもやその家庭への支援のあり方及び子ども・子育て施策の企画、検討をするための調査を実施した。

2) 調査方法・回収状況

| 項目 | 内容 | | | | |
|----------|--------------------|---|--------|--------|-------|
| 対象 | 対象者 | 1) 保護者 ・就学前の子どもがいる世帯 ・小学校2年生の子どもがいる世帯 ・小学校5年生の子どもがいる世帯 ・中学2年生の子どもがいる世帯 ・高校2年生の子どもがいる世帯 2) 子ども ・小学5年生の児童 ・中学2年生の生徒 ・高校2年生の生徒 3) 若者 ・15歳から39歳の市民（無作為抽出2,000人） | | | |
| 調査期間 | 令和6年2月22日～令和6年3月8日 | | | | |
| 実施方法 | 配布方法 | 1) 保護者 ・就学前児童世帯：全対象世帯へ郵送により配布 ・小学2年生～中学2年生：市内全小中学校を通じて全対象世帯へ配布 ・高校2年生：高校2年生の年代がいる全対象世帯へ郵送により配布 2) 子ども ・小学5年生・中学2年生：市内全小中学校を通じて全対象世帯へ配布 ・高校2年生：高校2年生の年代がいる全対象世帯へ郵送により配布 3) 若者 ・無作為抽出により対象世帯へ郵送により配布 | | | |
| | 回収方法 | 回答フォーム（WEB）、郵送 | | | |
| | | 対象者 | 配布件数 | 回答数 | 回答率 |
| | 保護者 | 就学前児童世帯 | 1,813件 | 634件 | 35.0% |
| | | 小学2年生がいる世帯 | 510件 | 196件 | 38.4% |
| | | 小学5年生がいる世帯 | 502件 | 166件 | 33.1% |
| | | 中学2年生がいる世帯 | 499件 | 101件 | 20.2% |
| | | 高校2年生がいる世帯 | 550件 | 116件 | 21.1% |
| | | 小計① | 3,874件 | 1,213件 | 31.3% |
| | 子ども | 小学5年生の児童 | 502件 | 241件 | 48.0% |
| 中学2年生の生徒 | | 499件 | 354件 | 70.9% | |
| 高校2年生の生徒 | | 550件 | 99件 | 18.0% | |
| | 小計② | 1,551件 | 694件 | 44.8% | |
| 若者 | 若者 | 1,953件 | 381件 | 19.5% | |
| | 小計③ | 1,953件 | 381件 | 19.5% | |
| | 合計（小計①+小計②+小計③） | 7,378件 | 2,288件 | 31.0% | |

(2) 調査の視点

2022（令和4）年に厚生労働省が実施した国民生活基礎調査により、2021（令和3）年における可処分所得（等価可処分所得）の中央値は254万円で、その半分の値（いわゆる貧困ライン）は127万円であった。

今回の調査では、2022（令和4）年の国民生活基礎調査の結果を基に、推測される生活困窮度のレベルを3つの階層に仮定し、今回のアンケート対象世帯を年収と世帯員数の回答結果でクロス集計を行い、各階層に分類することにより（図1参照）、両親世帯やひとり親世帯といった世帯類型と併せて生活困窮度との関連性を見ていくこととした。

※今回のアンケートでは税込みの世帯収入を聞いているため、可処分所得と見なし分析を行うこととした

※等価可処分所得～世帯員1人あたりの所得水準のことをいい、世帯の可処分所得（税金や社会保険料を控除し手当等を加えたいわゆる手取り収入）を当該世帯員数の平方根で除した値

| | 100万円未満 | 100万円以上 200万円未満 | 200万円以上 300万円未満 | 300万円以上 400万円未満 | 400万円以上 500万円未満 | 500万円以上 600万円未満 | 600万円以上 700万円未満 | 700万円以上 800万円未満 | 800万円以上 900万円未満 | 900万円以上 1,000万円未満 | 1,000万円以上 |
|--------|---------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|-----------|
| 2人世帯 | 階層Ⅰ | | 階層Ⅱ | 階層Ⅲ | | | | | | | |
| 3人世帯 | 階層Ⅰ | | 階層Ⅱ | | 階層Ⅲ | | | | | | |
| 4人世帯 | 階層Ⅰ | | | 階層Ⅱ | 階層Ⅲ | | | | | | |
| 5人世帯 | 階層Ⅰ | | | 階層Ⅱ | | 階層Ⅲ | | | | | |
| 6人以上世帯 | 階層Ⅰ | | | 階層Ⅱ | | 階層Ⅲ | | | | | |

図1：世帯人数ごとの困窮群・予備群とみなす区分

- 1) 階層Ⅰに分類する世帯（困窮度が高いと考えられる世帯）
 - ・ 年収が200万円未満の世帯
 - ・ 世帯員が4人以上で年収が200万円以上300万円未満の世帯
- 2) 階層Ⅱに分類する世帯（困窮度がやや高いと考えられる世帯）
 - ・ 世帯員が2人で年収が200万円以上300万円未満の世帯
 - ・ 世帯員が3人で年収が300万円以上400万円未満の世帯
 - ・ 世帯員が4人で年収が300万円以上400万円未満の世帯
 - ・ 世帯員が5人で年収が400万円以上500万円未満の世帯
 - ・ 世帯員が6人以上で年収が400万円以上500万円未満の世帯
- 3) 階層Ⅲに分類する世帯（困窮度が比較的低いと考えられる世帯）
 - ・ (1) 及び (2) 以外の世帯

第二期 石狩市こどもビジョン

令和7年（2025年）3月

発行 石狩市

編集 石狩市子育て推進部子ども政策課

住所 〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

電話 0133-72-3192 FAX 0133-75-1340